官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○港湾法等の一部を改正する法律（二五）　四
○日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（二六）　九
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府九〇）　三
○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務一五〇）　二九
○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を指定する件（同一五一）　三〇
〔官庁報告〕
官庁事項
令和七年度予算等について報告（内閣）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　五四

本号で公布された法令のあらまし

◇港湾法等の一部を改正する法律（法律第二五号）

（国土交通省）

一　港湾法の一部改正関係

1　港湾における協働防護の促進

(一)　港湾計画に、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化等に起因する港湾区域の水面の上昇等に対応するため、特定港湾施設（臨港地区内にある防潮堤等の一定の港湾施設をいう。(二)において同じ。）の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができることとした。（第三条の三第三項関係）

(二)　港湾管理者は、協働防護区域（臨港地区内の区域であって、特定港湾施設の所有者等が連携し、又は協働して行う特定港湾施設の整備又は管理によって、浸水によりコンテナ等が散乱することを防止すべき一団の土地の区域をいう。）ごとに、協働防護計画を作成することができること等とした。（第五一条の六～第五一条の一四関係）

2　海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の効率的な利用

(一)　公募による占用許可制度

港湾管理者は、公募対象施設等が再生可能エネルギー源の利用に資する一定の施設等を含む場合等における公募占用指針には、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な物資等の輸送に当たって留意すべき港湾の利用に関する事項を定めなければならないこと等とした。（第三七条の三～第三七条の七関係）

(二)　利用調整協議会

一定の行政財産の一時的な利用を希望する許可事業者は、一定の場合を除き、国土交通大臣に対し、利用調整協議会を組織するよう要請することができることとし、国土交通大臣は、当該一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織すること等とした。（第五五条の二第五項及び第五五条の二の二関係）

3　港湾工事の代行制度の創設

(一)　国土交通大臣は、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制等を勘案して、高度港湾工事（係留施設その他の政令で定める港湾施設の一定の改良に関する工事をいう。）を当該港湾管理者に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができること等とした。（第五二条の二第一項及び第二項関係）

(二)　国土交通大臣は、第五二条第一項の規定による港湾工事又は(一)の規定による高度港湾工事を行う場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事又は高度港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うこととした。（第五二条第三項及び第五二条の二第三項関係）

4　緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保

(一)　港湾管理者は、荷さばき地等の一定の港湾施設について非常災害による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資の荷さばき等に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土石を収用等することができることとした。（第五五条の三第二項関係）

(二)　港湾管理者は、災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、荷さばき地等の一定の港湾施設の所有者等との間で協定を締結して、災害時において当該港湾施設を使用することができることとした。（第五五条の四の二～第五五条の四の四関係）

㈢　港湾管理者は、特定技術基準対象施設について、非常災害により倒壊した場合において臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者（国及び地方公共団体を除く。）に対し必要な勧告をすることができることとした。（第五六条の二の二一第一項関係）

二　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（以下「北海道港湾工事法」という。）及び沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）の一部改正関係

1　国土交通大臣は、北海道港湾工事法及び沖振法の規定による港湾工事（2において「港湾工事」という。）をする場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うこととした。（北海道港湾工事法第三条第三項及び沖振法第一〇〇条第五項関係）

2　国土交通大臣は、自らが施行した港湾工事によって生じた一定の行政財産を許可事業者に貸し付けることができることとし、その貸付けをするときは一の2の㈡等の規定の適用があること等とした。（北海道港湾工事法第六条並びに沖振法第一〇〇条第一一項及び第一二項関係）

三　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（法律第二六号）（防衛省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、円滑化協定の適確な実施を確保するため、円滑化協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国と我が国以外の締約国（以下「締約国」という。）との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

(1)　この法律において「円滑化協定」とは、日本国の自衛隊と締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であって、次に掲げる事項について定めるもののうち政令で定めるものをいうものとすることとした。

イ　公用車両（締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第二項に規定する原動機付自転車であって、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するものをいう。2において同じ。）に係る我が国における義務の免除に関する事項

ロ　刑事裁判権の行使の特例に関する事項

ハ　国の賠償責任の特例に関する事項

(2)　この法律において「締約国軍隊」とは、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、我が国の同意を得て日本国内に所在する締約国の軍隊をいうものとすることとした。

(3)　この法律において「締約国軍隊の構成員」とは、締約国軍隊に属する者をいうものとすることとした。

(4)　この法律において「締約国軍隊の文民構成員」とは、締約国軍隊に随伴する締約国の国籍を有する文民その他我が国及び締約国が適当であると認める者であって、締約国に雇用されるもの又は締約国軍隊に勤務するもの（我が国に通常居住する者及び締約国又は締約国に代わる者との役務の提供を内容とする契約に基づき行われる事業に従事する者を除く。）をいうものとすることとした。（第二条関係）

2　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

㈠　公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限る。）には、道路運送法第九四条及び第九五条の規定は、適用しないものとすることとした。

㈡　公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四条、第一九条、第二九条、第三一条から第三三条まで、第四〇条から第四三条まで、第四七条から第五〇条まで、第五四条、第五四条の二、第五六条、第五八条、第六三条、第六六条、第七三条第一項、第九七条の三、第九九条から第九九条の三まで及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。

㈢　公用車両（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四四条及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。

㈣　締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両であって、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するもの（我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四五条及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。（第三条関係）

3　刑事手続等の特例

㈠　逮捕された締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の引渡し

(1)　検察官又は司法警察員は、逮捕された者が締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が専ら締約国の財産若しくは安全のみに対する罪、専ら締約国軍隊の構成員若しくは締約国軍隊の文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪のいずれかに明らかに該当すると認めたときは、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を締約国軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。

(2)　司法警察員は、(1)により被疑者を締約国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を検察官に送致しなければならないものとすることとした。（第四条関係）

㈡　締約国軍隊によって逮捕された者の受領

(1)　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から日本国の法令による罪を犯した締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二〇一条第一項の規定による措置をとって、被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならないものとすることとした。この場合において、同法第二〇一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があったときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとって、その引渡しを受けることができるものとすることとした。

(2)　検察官又は司法警察員は、(1)の場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があって、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならないものとすることとした。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないものとすることとした。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。

(3)　(1)及び(2)の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。

(4)　(1)又は(2)による引渡しがあった場合には、刑事訴訟法第一九九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例によるものとすることとした。ただし、同法第二〇三条第一項、第二〇四条第一項及び第二〇五条第三項の時間の制限は、それぞれ(1)又は(2)による引渡しがあった時から起算することとした。（第五条関係）

(三)　締約国軍隊の財産の差押え、捜索等

締約国軍隊の財産（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、日本国内に所在する締約国の軍隊の財産であって、締約国軍隊の用に供されていたものを含む。）についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、刑事訴訟法第一〇二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下(三)において単に「電磁的記録提供命令」という。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、検察官若しくは司法警察員が締約国軍隊（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、締約国の軍隊。以下(三)において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から締約国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、その裁判所若しくは裁判官が締約国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から締約国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。（第六条関係）

(四)　締約国軍隊等への書類等の提供

(1)　裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、次に掲げる措置をとることができるものとすることとした。

イ　その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

ロ　その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

ハ　その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であってその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

(2)　(1)（ハに係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとすることとした。（第七条関係）

(五)　日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力

(1)　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができるものとすることとした。

(2)　(1)の場合において、逮捕の要請があった者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を捜索させることができるものとすることとした。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであって、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しないものとすることとした。

(3)　(1)により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を締約国軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。

(4)　司法警察員は、(3)により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならないものとすることとした。

(5)　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができるものとすることとした。

(6)　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に(5)の処分をさせることができるものとすることとした。

(7)　(5)及び(6)の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならないものとすることとした。（第八条及び第九条関係）

(六)　自衛隊員への準用

(1)　(二)は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であって、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、締約国の同意を得て締約国内に所在するものをいう。(2)において同じ。）であって日本国の法令による罪を犯したものを引き渡す旨の通知があった場合について準用することとした。

(2)　(四)は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用することとした。（第一〇条関係）

(七)　刑事補償

刑事補償法又は少年の保護事件に係る補償に関する法律の規定の適用については、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなすものとすることとした。（第一一条関係）

4　国の賠償責任の特例

(一)　職務遂行に係る賠償責任

締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一二条関係）

(二)　工作物等の設置等に係る賠償責任

締約国軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵（かし）があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負うものとすることとした。（第一三条関係）

(三)　適用除外

(一)及び(二)は、次に掲げる損害には、適用しないものとすることとした。

(1)　締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が被った損害

(2)　民間の保険による塡補の対象となる車両の使用に起因する損害（当該保険が塡補する部分に係るものに限る。）

(3)　契約に基づき処理することとなる損害

(4)　特殊海事損害（船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害（我が国と締約国との間の合意により決定する損害を除く。）をいう。5の(一)において同じ。）（第一四条関係）

5

特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

㈠　請求のあっせんの申請

特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害について締約国に対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができるものとすることとした。（第一五条関係）

㈡　請求のあっせん

防衛大臣は、㈠による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならないものとすることとした。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでないものとすることとした。（第一六条関係）

㈢　訴訟の援助

(1)　政府は、㈡によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者が締約国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができるものとすることとした。

(2)　(1)の立替金には、利息を付さないものとすることとした。（第一七条関係）

㈣　立替金の償還等

政府は、㈢の(1)により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならないものとすることとした。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができるものとすることとした。（第一八条関係）

附則

㈠　この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条、第四条及び第五条関係）

㈡　次に掲げる法律を廃止することとした。

(1)　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

(2)　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（附則第三条関係）

㈢　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第六条及び第七条関係）

㈣　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

6

法律

港湾法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十五号

港湾法等の一部を改正する法律

（港湾法の一部改正）

第一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「効果的な利用」の下に「及び保全」を加え、「第四節　港湾環境整備計画（第五十一条―第五十一条の五）」を「第四節　港湾環境整備計画（第五十一条―第五十一条の五）　第五節　協働防護計画（第五十一条の六―第五十一条の十四）」に、「行政財産の貸付け等」を「行政財産の貸付け等」に、「―第五十五条の二の二」を「―第五十五条の二の三―第五十五条の四の四」に改める。

第二条の四第一項中「第三十七条の三第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第五十五条の二第一項」を「、第五十五条の二第一項及び第五十五条の二の二第二項」に改める。

第三条の二第二項第六号中「利用」の下に「及び保全」を加える。

第三条の三第十一項を削り、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に、「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めることができる。

3　港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇その他の港湾区域の水象に係る高さの変化に対応するため、臨港地区内にある港湾施設であつて次に掲げるもの（第五十一条の六第一項から第三項まで及び第五十一条の九において「特定港湾施設」という。）の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる。

一　防潮堤、護岸、堤防又は胸壁

二　前号に掲げるもののほか、荷さばき地その他の港湾施設であつて港湾区域の水象に係る高さの変化によりその運営に著しい影響を受けるものとして国土交通省令で定めるもの

第三十七条第二項中「第三条の三第九項若しくは第十項」を「第三条の三第十一項若しくは第十二項」に改める。

第三十七条の三第一項中「。第三項」を「。第四項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第一号に掲げる事項が再生可能エネルギー源の利用に資する施設又は工作物であつて国土交通省令で定めるもの（次条第三項において「再生可能エネルギー源利用施設等」という。）を含む場合における公募占用指針には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たつて留意すべき港湾の利用に関する事項を定めなければならない。

第三十七条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　設置しようとする公募対象施設等が再生可能エネルギー源利用施設等である場合における公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項を記載しなければならない。

第三十七条の五第四項中「学識経験者」の下に「及び公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る前条第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、当該他の港湾管理者」を加える。

第三十七条の六第二項中「の期間」の下に「並びに当該認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、当該事項のうち国土交通省令で定めるもの」を加える。

第三十七条の七中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　港湾管理者は、第一項の変更の認定をする場合において、当該変更の認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

第三十七条の八第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十八条の二第七項第一号から第三号までの規定中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改める。

第四十三条の七中「第五十五条の二の二」を「第五十五条の二の三」に改める。

第四十三条の十四を次のように改める。

（臨港地区内における行為の届出の特例）

第四十三条の十四　第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第四十三条の十一第一項若しくは第六項の規定による指定又は前条第一項の認可を受けた港湾運営会社の当該指定又は認可に係る運営計画に記載された第四十三条の十二第一項第二号ロに掲げる事項に第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為が記載されている場合において当該港湾運営会社が当該運営計画に従つて当該行為をするときについては、適用しない。

第九章の章名中「利用」の下に「及び保全」を加える。

第五十条の四第三項を次のように改める。

3　第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の二第九項の規定により公表された港湾脱炭素化推進計画に定められた港湾脱炭素化促進事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該港湾脱炭素化推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第五十条の六第一項中「港湾管理者（以下」の下に「この節において」を加え、同条第二項第三号中「第五十条の八第一項」を「第五十条の八」に改める。

第五十条の八第二項を次のように改める。

2　第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の六第九項の規定により公表された特定利用推進計画に定められた特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第二号に掲げる事項が定められた当該特定利用推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第五十条の十六第二項第三号中「及び次条第二項」を「並びに次条第二項及び第三項」に改める。

第五十条の十七第三項を次のように改める。

3　第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、前条第七項の規定により公表された国際旅客船拠点形成計画に定められた国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該国際旅客船拠点形成計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第九章に次の一節を加える。

第五節　協働防護計画の作成）

（協働防護計画）

第五十一条の六　港湾管理者は、協働防護区域ごとに、第三条の三第十一項又は第十二項の規定によりその概要が公示された港湾計画に記載されている同条第三項に規定する事項を特定港湾施設（同項第二号に掲げるものに限る。）並びに工場及び事業場（次項において「特定港湾施設等」という。）を防護するための計画（以下「協働防護計画」という。）を作成することができる。

2　前項の「協働防護区域」とは、臨港地区内の区域であつて、港湾施設並びに工場及び事業場の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して行う特定港湾施設の整備又は管理によつて、特定港湾施設等が浸水することにより当該特定港湾施設等にあるコンテナ、木材その他の物資が散乱することを防止すべき一団の土地の区域をいう。

3　協働防護計画には、協働防護区域（前項に規定する協働防護区域をいう。以下同じ。）の位置及び区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該協働防護区域における特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する基本的な方針

二　協働防護計画の目標

三　前号の目標を達成するために行う特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業（以下「最適化事業」という。）並びにその実施主体に関する事項

四　協働防護計画の達成状況の評価に関する事項

五　計画期間

六　前各号に掲げるもののほか、協働防護計画の実施に関し当該港湾管理者が必要と認める事項

4　前項第三号に掲げる事項には、最適化事業の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を定めることができる。

5　港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとするときは、公聴会を開き、当該協働防護計画に係る協働防護区域に利害関係を有する者に、当該協働防護区域の位置及び区域に関する意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該協働防護区域の位置及び区域並びに公聴会の期日及び場所をあらかじめ公告しなければならない。

6　港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協働防護計画について当該協議会において協議を行わなければならない。

7　港湾管理者は、協働防護計画に第三項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者（当該港湾管理者を除く。）の同意を得なければならない。

8　港湾管理者は、協働防護計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第三項第三号の実施主体に送付しなければならない。この場合においては、当該協働防護計画に係る協働防護区域の位置及び区域について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第五十一条の十一第二項及び第五十五条の四の三第三項において同じ。）により公衆の縦覧に供するとともに、当該協働防護区域の区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

9　国土交通大臣は、前項前段の規定により協働防護計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

10　第五項の規定は協働防護計画（協働防護区域の位置及び区域に係る部分に限る。）を変更する場合について、第六項から前項までの規定は協働防護計画を変更する場合について、それぞれ準用する。

（協働防護協議会）

第五十一条の七　港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、協働防護協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　協働防護計画を作成しようとする港湾管理者

二　協働防護計画に定めようとする最適化事業を実施すると見込まれる者（前号に掲げる者を除く。）

三　関係する地方公共団体

四　当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者

3　最適化事業を実施し、又は実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、当該最適化事業に係る港湾管理者に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

4　前項の規定による要請を受けた港湾管理者は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

5　港湾管理者は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

6　第三項に規定する者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

7　前項の規定による申出を受けた港湾管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

8　第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、第二項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるもの（前項の規定により協議会の構成員となつた者を含む。）に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

9　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

10　国土交通大臣は、協働防護計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

11　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

12　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（公表された協働防護計画に係る港湾隣接地域内の工事の許可の特例）

第五十一条の八　第五十一条の六第四項に規定する事項が定められた協働防護計画が同条第八項前段（同条第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る最適化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

（協働防護協定の締結等）

第五十一条の九　第五十一条の六第八項前段の規定により公表された協働防護計画（以下この項及び次項において「公表協働防護計画」という。）に定められた最適化事業の実施主体（当該実施主体と当該最適化事業に係る特定港湾施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。第五十一条の十三において同じ。）を有する者（以下この項において「所有者等」という。）とが異なる場合にあつては、当該所有者等を含む。）は、その全員の合意により、かつ、公表協働防護計画に係る港湾管理者（以下この節において「特定港湾管理者」という。）の認可を受けて、当該最適化事業に係る特定港湾施設の整備又は管理に関する協定（以下「協働防護協定」という。）を締結することができる。

2　前項の規定により協働防護協定を締結することができる者以外の者であつて、公表協働防護計画に係る協働防護区域において特定港湾施設を所有し、又は管理する者は、当該実施主体に申し出て、同項の規定により締結される協働防護協定に参加することができる。この場合において、同項の規定中「含む。）」とあるのは、「含む。）及び次項前段の規定によりこの項に規定する協定に参加することを希望する者」とする。

3　協働防護協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　協働防護協定の目的となる特定港湾施設（次号、第五十一条の十一及び第五十一条の十三において「協定特定港湾施設」という。）

二　次に掲げる事項のうち必要なもの

イ　協定特定港湾施設の港湾区域の水面からの高さ（協働防護協定の目的となる防潮堤、護岸、堤防及び胸壁にあつては、これらの天端の水面からの高さ）又は構造に関する基準

ロ　協定特定港湾施設の定期的な点検、災害時における防潮堤の陸閘の操作又は荷さばき地にあるコンテナの固縛若しくは荷さばき地への移動式貨物流出防止柵の据付けその他の協定特定港湾施設の管理に関する基準

ハ　協定特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法

ニ　その他協定特定港湾施設の整備又は管理に関する事項

三　協働防護協定の有効期間

四　協働防護協定に違反した場合の措置

（認可の申請に係る協働防護協定の縦覧等）

第五十一条の十　特定港湾管理者は、前条第一項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協働防護協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2　前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協働防護協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

（協働防護協定の認可）

第五十一条の十一　特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反しないこと。

二　協定特定港湾施設の利用を不当に制限するものでないこと。

三　第五十一条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2　特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該協働防護協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定特定港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定特定港湾施設である旨又は協定特定港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

（協働防護協定の変更）

第五十一条の十二　協働防護協定を締結した者（次条に規定する公示後所有者等を含む。第五十一条の十四第一項において同じ。）は、当該協働防護協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2　前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（協働防護協定の効力）

第五十一条の十三　第五十一条の十一第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公示のあつた協働防護協定は、公示後所有者等（その公示のあつた後において協定特定港湾施設の所有者若しくは管理者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者となつた者をいう。）に対しても、その効力があるものとする。

（協働防護協定の廃止）

第五十一条の十四　協働防護協定を締結した者は、第五十一条の九第一項又は第五十一条の十二第一項の認可を受けた協働防護協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2　特定港湾管理者は、前項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第五十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（高度港湾工事の代行）

第五十二条の二　国土交通大臣は、前条第一項に定めるところによるほか、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設（第一号において「特定係留施設等」という。）の改良に関する工事（次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。以下この条において「高度港湾工事」という。）を当該港湾管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一　特定係留施設等の従前の機能を確保するために必要であること。

二　高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

2　前項の規定により国土交通大臣が行う高度港湾工事に要する費用は、国が負担金等相当額（港湾管理者が自ら当該高度港湾工事を行うこととした場合に国が当該港湾管理者に交付する負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該港湾管理者が当該高度港湾工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額をそれぞれ負担する。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行う場合において必要があると認めるときは、当該港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該高度港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4　国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5　国土交通大臣は、第一項の規定による高度港湾工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第五十三条中「前条」を「第五十二条」に改める。

第十章第二節の節名中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第五十五条の二第一項中「行政財産である」を「行政財産（」に改め、「港湾施設」の下に「であるものに限る。）」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国土交通大臣又は海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長は、第一項又は前項の規定によりこれらの規定に規定する行政財産の貸付けをするときは、その貸付けの相手方である許可事業者との間で、次条第一項に規定する協議会において協議が調つた場合においてはその貸付けに係る当該行政財産について同項の規定による要請をした許可事業者に一時的に利用させる旨をその貸付けに係る貸付契約の契約条項として定めておかなければならない。

第五十五条の二の二を第五十五条の二の三とする。

第十章第二節に次の一条を加える。

（利用調整協議会）

第五十五条の二の二　前条第一項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者であつて当該貸付けの対象となつているこれらの規定に規定する行政財産とは別のこれらの規定に規定する行政財産について一時的な利用を希望するものは、これらの行政財産の双方が同一の港湾管理者の管理する港湾に所在する場合を除き、国土交通大臣に対し、当該一時的な利用に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「利用調整協議会」という。）を組織するよう要請することができる。

2　前項の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織するものとする。

3　利用調整協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　国土交通大臣

二　海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長

三　第一項の規定による要請をした許可事業者

四　第一項の規定により貸付けを受けている許可事業者

五　第四項の規定による要請に係る一時的な利用の対象となる行政財産について前条第一項又は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の理事長

六　関係行政機関の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

4　国土交通大臣は、利用調整協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

5　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

6　利用調整協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

7　利用調整協議会において協議が調つた事項については、利用調整協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、利用調整協議会の運営に関し必要な事項は、利用調整協議会が定める。

第五十五条の三第一項中「居る」を「ある」に、「附近」を「付近」に、「防ぎよ」を「防御」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　港湾管理者は、その管理する荷さばき地その他の国土交通省令で定める港湾施設について非常災害による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十八第一項に規定する災害応急対策必要物資をいう。）の荷さばきその他の流通に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土地若しくは建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

第五十五条の三の二第一項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削り、「災害応急対策をいう」の下に「。第五十五条の四の二第一項において同じ」を加える。

第五十五条の三の三第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「ある港湾」の下に「又は当該非常災害等に係る緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる港湾」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、非常災害等が発生した場合において、当該非常災害等に係る緊急輸送の確保の状況に鑑み、必要があると認めるときは、当該緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる港湾の港湾管理者に対し、当該港湾管理者が前項前段の要請を行うか否かの判断に資する情報を提供するものとする。

第五十五条の四第一項中「第五十五条の二の二第一項」を「第五十五条の二の三第一項」に、「（第五十五条の三の三第五項」を「若しくは第二項（これらの規定を第五十五条の二の三第六項」に、「その」を「それらの行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる」に改め、同条第二項中「第四十一条第三項及び第四項」を「第四十一条第四項」に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第十章第三節に次の三条を加える。

（災害応急対策港湾施設使用協定の締結等）

第五十五条の四の二　港湾管理者は、その管理する港湾施設について、災害時における緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、荷さばき地、上屋その他災害応急対策に必要なものとして国土交通省令で定める港湾施設（港湾施設用地を除く。以下この項において「災害応急対策港湾施設」という。）を所有する者又は当該災害応急対策港湾施設の敷地である土地の所有者若しくは当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者であつて港湾管理者以外の者（次項及び第五十五条の四の四において「民間災害応急対策港湾施設所有者等」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「災害応急対策港湾施設使用協定」という。）を締結して、災害時において当該災害応急対策港湾施設を使用することができる。

一　災害応急対策港湾施設使用協定の目的となる災害応急対策港湾施設（以下この節において「協定災害応急対策港湾施設」という。）

二　協定災害応急対策港湾施設の災害時における使用の方法

三　災害応急対策港湾施設使用協定の有効期間

四　災害応急対策港湾施設使用協定に違反した場合の措置

五　その他協定災害応急対策港湾施設の災害時における使用に関し必要な事項

2　災害応急対策港湾施設使用協定については、民間災害応急対策港湾施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（災害応急対策港湾施設使用協定の縦覧等）

第五十五条の四の三　港湾管理者は、災害応急対策港湾施設使用協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該災害応急対策港湾施設使用協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2　前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該災害応急対策港湾施設使用協定について、港湾管理者に意見書を提出することができる。

3　港湾管理者は、災害応急対策港湾施設使用協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該災害応急対策港湾施設使用協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定災害応急対策港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定災害応急対策港湾施設である旨又は協定災害応急対策港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

4　前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策港湾施設使用協定において定めた事項の変更について準用する。

（災害応急対策港湾施設使用協定の効力）

第五十五条の四の四　前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた災害応急対策港湾施設使用協定は、その公示のあつた後において協定災害応急対策港湾施設の民間災害応急対策港湾施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第五十五条の七第二項及び第五十五条の八第二項中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。

第五十六条の二の二十一第一項中「外郭施設」の下に「、荷さばき施設」を加え、「損壊した」を「損壊し、又は倒壊した」に改め、「の交通」の下に「又は臨港交通施設の機能」を加える。

第五十七条第一項中「第三条の三第六項」を「第三条の三第八項」に改める。

第六十二条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条第三項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第四項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第五項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第六項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第八項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

（北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正）

第二条　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

本則に次の一条を加える。

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け等）

第六条　港湾法第五十五条の二（第四項及び第八項を除く。）（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付け）の規定は、第三条第一項に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であつて、同法第二条の四第一項の海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の同項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産について準用する。この場合において、港湾法第五十五条の二第一項中「第五十四条第一項」とあるのは、「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第四条第二項」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により読み替えて準用する港湾法第五十五条の二第一項の規定により国土交通大臣が前項に規定する行政財産の貸付けを行つている場合における同法第五十五条の二の二（利用調整協議会）の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項（北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。第三項第四号において同じ。）」とする。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第三条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第四条　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第百条第十一項中「及び「航行補助施設」を「、「航行補助施設」、「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」及び「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　港湾法第五十五条の二（第四項及び第八項を除く。）の規定は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であつて、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産について準用する。この場合において、港湾法第五十五条の二第一項中「第五十四条第一項」とあるのは、「沖縄振興特別措置法第百条第七項」と読み替えるものとする。

12　前項の規定により読み替えて準用する港湾法第五十五条の二第一項の規定により国土交通大臣が前項に規定する行政財産の貸付けを行っている場合における同法第五十五条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百条第十一項において準用する場合を含む。第三項第四号において同じ。）」とする。

第百一条中「（昭和二十三年法律第七十三号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第一条中港湾法第五十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五十三条及び第五十五条の三の改正規定、同法第五十五条の三の二の改正規定（「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る部分に限る。）、同法第五十五条の三の三の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定（第五十五条の二の二第一項」を「第五十五条の二の三第一項」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、第二条中北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条に一項を加える改正規定並びに第三条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条中港湾法第五十六条の二の二十一第一項の改正規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（港湾法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律による改正後の港湾法（次項において「新港湾法」という。）第三十七条の三第三項の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の港湾法第三十七条の三第七項の規定により公示された公募占用指針については、適用しない。

2　この法律の施行の際現に港湾法第三十七条の六第一項の認定を受けている者であって、その設置しようとする又は設置した同法第三十七条の三第一項に規定する公募対象施設等が新港湾法第三十七条の三第三項に規定する再生可能エネルギー源利用施設等であるものは、この法律の施行後遅滞なく、新港湾法第三十七条の四第三項に規定する事項（次項及び第四項において「特定事項」という。）を記載した書面を当該認定に係る港湾管理者に提出し、その認定を受けなければならない。

3　港湾管理者は、前項の認定をする場合において、同項の規定により提出された書面に他の港湾管理者が管理する港湾に係る特定事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

4　港湾管理者は、第二項の認定をした場合において、当該認定に係る書面に他の港湾管理者が管理する港湾に係る特定事項が記載されているときは、当該認定をした日及び当該認定を受けた者に係る国土交通省令で定める事項並びに当該特定事項のうち国土交通省令で定めるものを公示しなければならない。

5　第二項の認定を受けた書面は、当該認定を受けた者に係る港湾法第三十七条の八第一項に規定する認定公募占用計画の一部とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律及び景観法の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。

一　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第六条第一項

二　景観法（平成十六年法律第百十号）第五十三条

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通大臣　中野　洋昌

法律第二十六号

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外（第三条）
第三章　刑事手続等の特例（第四条―第十一条）
第四章　国の賠償責任の特例（第十二条―第十四条）
第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助（第十五条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、円滑化協定の適確な実施を確保するため、円滑化協定の実施に伴う道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国と我が国以外の締約国（以下「締約国」という。）との間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　円滑化協定　日本国の自衛隊と締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であって、次に掲げる事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。

イ　公用車両（締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車であって、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するものをいう。次条において同じ。）に係る我が国における義務の免除に関する事項

ロ　刑事裁判権の行使の特例に関する事項
ハ　国の賠償責任の特例に関する事項
二　締約国軍隊　円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、我が国の同意を得て日本国内に所在する締約国の軍隊をいう。
三　締約国軍隊の構成員　締約国軍隊に属する者をいう。
四　締約国軍隊の文民構成員　締約国軍隊に随伴する締約国の国籍を有する文民その他我が国及び締約国が適当であると認める者であって、締約国に雇用されるもの又は締約国軍隊に勤務するもの（我が国に通常居住する者及び締約国又は締約国に代わる者との役務の提供を内容とする契約に基づき行われる事業に従事する者を除く。）をいう。

第二章　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

第三条　公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限る。）には、道路運送法第九十四条及び第九十五条の規定は、適用しない。
2　公用車両（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十三条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十四条の二、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条から第九十九条の三まで及び第百条の規定は、適用しない。
3　公用車両（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車に限り、我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四十四条及び第百条の規定は、適用しない。
4　締約国が所有し、又は専ら締約国が賃借する道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両であって、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が公務の執行のために使用するもの（我が国において賃借されるものを除く。）には、同法第四十五条及び第百条の規定は、適用しない。

第三章　刑事手続等の特例

（逮捕された締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の引渡し）

第四条　検察官又は司法警察員は、逮捕された者が締約国軍隊の構成員であり、かつ、その者の犯した罪が専ら締約国の財産若しくは安全のみに対する罪、専ら締約国軍隊の構成員若しくは締約国軍隊の文民構成員の身体若しくは財産のみに対する罪又は公務執行中の作為若しくは不作為から生ずる罪のいずれかに明らかに該当すると認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を締約国軍隊に引き渡さなければならない。
2　司法警察員は、前項の規定により被疑者を締約国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共に事件を検察官に送致しなければならない。

（締約国軍隊によって逮捕された者の受領）

第五条　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から日本国の法令による罪を犯した締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとって、被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならない。この場合において、同法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの提供があったときは、当該逮捕状に代わるものについて同条第三項の規定による措置をとって、その引渡しを受けることができる。
2　検察官又は司法警察員は、前項に規定する場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があって、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。
3　前二項の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。
4　第一項又は第二項の規定による引渡しがあった場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例による。ただし、同法第二百三条第一項、第二百四条第一項及び第二百五条第三項の時間の制限は、それぞれ第一項又は第二項の規定による引渡しがあった時から起算する。

（締約国軍隊の財産の差押え、捜索等）

第六条　締約国軍隊の財産（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、日本国内に所在する締約国の軍隊の財産であって、締約国軍隊の用に供されていたものを含む。）についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。）又は検証（検証状の執行を含む。）は、検察官若しくは司法警察員が締約国軍隊（締約国軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、締約国の軍隊。以下この条において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から締約国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする電磁的記録提供命令又は検証は、その裁判所若しくは裁判官が締約国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から締約国軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

（締約国軍隊等への書類等の提供等）

第七条　裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類若しくは証拠物又は電磁的記録について、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、次に掲げる措置をとることができる。
一　その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
二　その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
三　その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であってその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。
2　前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

（日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力）

第八条　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。
2　前項の場合において、逮捕の要請があった者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を捜索させることができる。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであって、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。
3　第一項の規定により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を締約国軍隊に引き渡さなければならない。
4　司法警察員は、前項の規定により締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならない。

第九条　検察官又は司法警察員は、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求めることができる。

２　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

３　前二項の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局の要請による旨を明らかにしなければならない。

（自衛隊員への準用）

第十条　第五条の規定は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員であって、円滑化協定に基づいて、我が国と締約国との間で合意した活動に関連して、締約国の同意を得て締約国内に所在するものをいう。次項において同じ。）であって日本国の法令による罪を犯したものを引き渡す旨の通知があった場合について準用する。

２　第七条の規定は、締約国の権限ある当局から、自衛隊員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のために必要があるものとして申出があったときについて準用する。

（刑事補償）

第十一条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）又は少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の規定の適用については、締約国軍隊その他の締約国の権限ある当局による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束とみなす。

第四章　国の賠償責任の特例

（職務遂行に係る賠償責任）

第十二条　締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（工作物等の設置等に係る賠償責任）

第十三条　締約国軍隊が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵（かし）があったために日本国内において他人に損害を生じたときは、国が占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合の例により、国がその損害を賠償する責任を負う。

（適用除外）

第十四条　前二条の規定は、次に掲げる損害には、適用しない。

一　締約国軍隊の構成員又は締約国軍隊の文民構成員が被った損害

二　民間の保険による塡補の対象となる車両の使用に起因する損害（当該保険が塡補する部分に係るものに限る。）

三　契約に基づき処理することとなる損害

四　特殊海事損害（船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害（我が国と締約国との間の合意により決定する損害を除く。）をいう。次条において同じ。）

第五章　特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助

（請求のあっせんの申請）

第十五条　特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人は、防衛省令で定めるところにより、その被った損害について締約国に対して行う賠償の請求のあっせんを防衛大臣に申請することができる。

（請求のあっせん）

第十六条　防衛大臣は、前条の規定による請求のあっせんの申請があったときは、当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならない。ただし、請求の理由がないと認められるときは、この限りでない。

（訴訟の援助）

第十七条　政府は、前条本文の規定によるあっせんにより当該あっせんの申請をした者に係る請求が解決されない場合において、その者が締約国の裁判所に当該請求に係る訴訟を提起するときは、政令で定めるところにより、訴訟に関する費用の立替えその他当該訴訟について必要な援助を行うことができる。

２　前項の立替金には、利息を付さない。

（立替金の償還等）

第十八条　政府は、前条第一項の規定により費用の立替えを受けた者に係る訴訟が終了した場合には、その立替金を償還させなければならない。ただし、政令で定めるところにより、償還金の支払を猶予し、又は立替金の全部若しくは一部の償還を免除することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日（次項及び第三項において「施行日」という。）から情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号。以下「刑事訴訟法等一部改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第六条の規定の適用については、同条中「刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。）とあるのは「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）」と、同条ただし書中「電磁的記録提供命令又は検証」とあるのは「検証」とする。

２　施行日から刑事訴訟法等一部改正法の施行の日の前日までの間における第四条第二項、第五条第一項及び第四項（これらの規定を第十条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第九条第一項の規定の適用については、第四条第二項中「証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「証拠物」と、第五条第一項中「について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとって」とあるのは「を示して」と、「同法」とあるのは「刑事訴訟法」と、「提供」とあるのは「交付」と、「について同条第三項の規定による措置をとって」とあるのは「を示して」と、同条第四項中「第二百五条第三項」とあるのは「第二百五条第二項」と、第七条第一項中「若しくは証拠物又は電磁的記録」とあるのは「又は証拠物」と、「次に」とあるのは「第一号又は第二号に」と、第九条第一項中「提出を求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」とあるのは「提出」とする。

３　第七条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日から刑事訴訟法等一部改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

（他の法律の廃止）

第三条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）

二　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）

（前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第五条　附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（刑事訴訟法等一部改正法の一部改正）

第六条　刑事訴訟法等一部改正法の一部を次のように改正する。

第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とする。

附則第一条第三号中「、第三十四条中日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第六条の改正規定、第三十五条中日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六条の改正規定」を削り、「第三十六条」を「第三十四条」に改める。

附則第二十二条中「第三十六条」を「第三十四条」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第七条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十二号を次のように改める。

三十二　日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

法務大臣　鈴木　馨祐
国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○内閣府告示第九十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

第１欄	第２欄	第３欄
第１　食品 A　食品一般の成分規格 １～５　（略） ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度		
（略）		
アクリナトリン	その他のきく科野菜	1 ppm
	アスパラガス	0.5ppm

改正前

（傍線部分は改正部分）

第１欄	第２欄	第３欄
第１　食品 A　食品一般の成分規格 １～５　（略） ６　５の規定にかかわらず、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3)から(15)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 (1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度		
（略）		
アクリナトリン	その他のきく科野菜	2 ppm
	アスパラガス	0.7ppm

	パセリ	1 ppm
	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.7ppm
	なす	0.3ppm
	その他のなす科野菜	0.6ppm
	きゅうり	0.2ppm
	すいか（果皮を含む。）	0.1ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.4ppm
	その他の野菜（ずいき、もやし及びれんこんを除く。）	20ppm
	りんご	0.7ppm
	日本なし	0.5ppm
	西洋なし	0.5ppm
	もも（果皮及び種子を含む。）	0.7ppm
	ネクタリン	2 ppm
	あんず	5 ppm
	すもも	0.5ppm
	うめ	5 ppm
	おうとう	2 ppm
	いちご	0.3ppm
	ぶどう	2 ppm
	かき	0.7ppm
	アボカド	0.7ppm
	マンゴー	0.3ppm
	その他の果実	0.3ppm
	茶	9 ppm
	その他のハーブ	20ppm
	はちみつ	0.05ppm
（略）		

	パセリ	1 ppm
	トマト	0.5ppm
	ピーマン	0.7ppm
	なす	0.5ppm
	その他のなす科野菜	1 ppm
	きゅうり	0.3ppm
	すいか	0.05ppm
	メロン類果実	0.02ppm
	その他の野菜（ずいき、もやし及びれんこんを除く。）	15ppm
	りんご	0.7ppm
	日本なし	0.5ppm
	西洋なし	0.5ppm
	もも	0.05ppm
	ネクタリン	2 ppm
	あんず	5 ppm
	すもも	0.5ppm
	うめ	5 ppm
	おうとう	2 ppm
	いちご	0.3ppm
	ぶどう	2 ppm
	かき	0.7ppm
	マンゴー	0.3ppm
	その他の果実	0.3ppm
	茶	10ppm
	その他のハーブ	15ppm
（略）		

インピルフルキサム	米	0.01ppm
	小麦	0.6ppm
	大麦	3 ppm
	ライ麦	3 ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	その他の穀類	3 ppm
	大豆	0.3ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	らっかせい	0.01ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	やまいも	0.01ppm
	てんさい	0.07ppm
	はくさい	1 ppm
	キャベツ	1 ppm
	芽キャベツ	1 ppm
	ブロッコリー	5 ppm
	その他のあぶらな科野菜	1 ppm
	チコリ	30ppm
	エンダイブ	30ppm
	レタス	30ppm
	その他のきく科野菜	30ppm
	たまねぎ	0.09ppm
	ねぎ	2 ppm
	にんにく	0.05ppm
	にんじん	0.2ppm
	トマト	1 ppm
	ピーマン	1 ppm
	なす	0.6ppm
	その他のなす科野菜	5 ppm
	きゅうり	0.4ppm
	未成熟えんどう	3 ppm
	未成熟いんげん	4 ppm
	えだまめ	5 ppm

インピルフルキサム	米	0.01ppm
	小麦	0.6ppm
	大麦	3 ppm
	ライ麦	3 ppm
	その他の穀類	3 ppm
	大豆	0.3ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.3ppm
	そら豆	0.3ppm
	その他の豆類	0.3ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	てんさい	0.07ppm
	はくさい	1 ppm
	キャベツ	1 ppm
	芽キャベツ	1 ppm
	ブロッコリー	5 ppm
	その他のあぶらな科野菜	1 ppm
	チコリ	30ppm
	エンダイブ	30ppm
	レタス	30ppm
	その他のきく科野菜	30ppm
	たまねぎ	0.09ppm
	ねぎ	2 ppm
	にんじん	0.2ppm
	トマト	1 ppm
	きゅうり	0.4ppm
	未成熟えんどう	3 ppm
	未成熟いんげん	4 ppm
	えだまめ	5 ppm
	その他の野菜	5 ppm
	みかん（外果皮を含む。）	3 ppm
	なつみかんの果実全体	2 ppm
	レモン	5 ppm
	オレンジ	5 ppm
	グレープフルーツ	5 ppm
	ライム	5 ppm

その他の野菜	5 ppm
みかん（外果皮を含む。）	3 ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm
レモン	5 ppm
オレンジ	3 ppm
グレープフルーツ	2 ppm
ライム	5 ppm
その他のかんきつ類果実	5 ppm
りんご	4 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	2 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	3 ppm
ネクタリン	3 ppm
あんず	4 ppm
すもも	0.3ppm
うめ	4 ppm
おうとう	3 ppm
いちご	3 ppm
ぶどう	4 ppm
かき	0.9ppm
その他の果実	2 ppm
その他のスパイス	15ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
牛の脂肪	0.02ppm
豚の脂肪	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
牛の肝臓	0.02ppm
豚の肝臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02ppm
牛の腎臓	0.02ppm
豚の腎臓	0.02ppm

その他のかんきつ類果実	5 ppm
りんご	4 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	2 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	3 ppm
ネクタリン	3 ppm
あんず	4 ppm
すもも	0.3ppm
うめ	4 ppm
おうとう	3 ppm
いちご	3 ppm
ぶどう	4 ppm
かき	0.9ppm
その他のスパイス	15ppm
魚介類	0.02ppm

	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02ppm
	牛の食用部分	0.02ppm
	豚の食用部分	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02ppm
	乳	0.02ppm
	鶏の筋肉	0.02ppm
	その他の家きんの筋肉	0.02ppm
	鶏の脂肪	0.02ppm
	その他の家きんの脂肪	0.02ppm
	鶏の肝臓	0.02ppm
	その他の家きんの肝臓	0.02ppm
	鶏の腎臓	0.02ppm
	その他の家きんの腎臓	0.02ppm
	鶏の食用部分	0.02ppm
	その他の家きんの食用部分	0.02ppm
	鶏の卵	0.02ppm
	その他の家きんの卵	0.02ppm
	魚介類	0.02ppm
	はちみつ	0.05ppm
（略）		
スピロテトラマト	とうもろこし	2 ppm
	大豆	4 ppm
	小豆類	2 ppm
	えんどう	2 ppm
	そら豆	2 ppm
	その他の豆類	2 ppm
	ばれいしょ	1 ppm
	さといも類	0.6ppm
	かんしょ	0.6ppm
	やまいも	0.6ppm
	その他のいも類	0.6ppm
	てんさい	0.06ppm

（略）		
スピロテトラマト	とうもろこし	2 ppm
	大豆	5 ppm
	小豆類	3 ppm
	えんどう	3 ppm
	そら豆	3 ppm
	その他の豆類	3 ppm
	ばれいしょ	1 ppm
	さといも類	0.6ppm
	かんしょ	0.6ppm
	やまいも	0.6ppm
	その他のいも類	0.6ppm
	てんさい	0.1ppm

だいこん類の根	0.6ppm
だいこん類の葉	20ppm
かぶ類の根	0.06ppm
かぶ類の葉	7 ppm
西洋わさび	0.06ppm
クレソン	7 ppm
はくさい	7 ppm
キャベツ	7 ppm
芽キャベツ	2 ppm
ケール	7 ppm
こまつな	7 ppm
きょうな	7 ppm
チンゲンサイ	7 ppm
カリフラワー	7 ppm
ブロッコリー	7 ppm
その他のあぶらな科野菜	7 ppm
サルシフィー	0.06ppm
アーティチョーク	1 ppm
チコリ	7 ppm
エンダイブ	7 ppm
しゅんぎく	7 ppm
レタス	20ppm
その他のきく科野菜	7 ppm
たまねぎ	0.5ppm
ねぎ	1 ppm
にんにく	0.7ppm
にら	0.5ppm
アスパラガス	1 ppm
その他のゆり科野菜	0.5ppm
にんじん	0.06ppm
パセリ	5 ppm
セロリ	4 ppm
その他のせり科野菜	5 ppm

だいこん類の根	0.05ppm
だいこん類の葉	7 ppm
かぶ類の根	0.05ppm
かぶ類の葉	7 ppm
西洋わさび	0.05ppm
クレソン	7 ppm
はくさい	7 ppm
キャベツ	7 ppm
芽キャベツ	1 ppm
ケール	7 ppm
こまつな	7 ppm
きょうな	7 ppm
チンゲンサイ	7 ppm
カリフラワー	7 ppm
ブロッコリー	7 ppm
その他のあぶらな科野菜	7 ppm
サルシフィー	0.05ppm
アーティチョーク	1 ppm
チコリ	7 ppm
エンダイブ	7 ppm
しゅんぎく	7 ppm
レタス	15ppm
その他のきく科野菜	7 ppm
たまねぎ	0.8ppm
ねぎ	0.8ppm
にんにく	0.8ppm
にら	0.8ppm
アスパラガス	1 ppm
その他のゆり科野菜	0.8ppm
にんじん	0.05ppm
パセリ	5 ppm
セロリ	5 ppm
その他のせり科野菜	5 ppm

トマト	2 ppm
ピーマン	5 ppm
なす	1 ppm
その他のなす科野菜	10ppm
きゅうり	1 ppm
かぼちゃ	0.8ppm
しろうり	0.2ppm
すいか（果皮を含む。）	0.2ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.2ppm
その他のうり科野菜	7 ppm
ほうれんそう	8 ppm
オクラ	1 ppm
しょうが	0.6ppm
未成熟えんどう	2 ppm
未成熟いんげん	2 ppm
えだまめ	2 ppm
その他の野菜	7 ppm
みかん（外果皮を含む。）	4 ppm
なつみかんの果実全体	0.7ppm
レモン	0.7ppm
オレンジ	4 ppm
グレープフルーツ	0.7ppm
ライム	0.7ppm
その他のかんきつ類果実	4 ppm
りんご	0.7ppm
日本なし	0.9ppm
西洋なし	0.9ppm
マルメロ	0.7ppm
びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）	2 ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	1 ppm
ネクタリン	3 ppm

トマト	3 ppm
ピーマン	10ppm
なす	2 ppm
その他のなす科野菜	10ppm
きゅうり	2 ppm
かぼちゃ	2 ppm
しろうり	0.2ppm
すいか	0.1ppm
メロン類果実	0.1ppm
まくわうり	0.03ppm
その他のうり科野菜	7 ppm
ほうれんそう	7 ppm
オクラ	1 ppm
しょうが	0.6ppm
未成熟えんどう	3 ppm
未成熟いんげん	3 ppm
えだまめ	3 ppm
その他の野菜	7 ppm
みかん	0.4ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	3 ppm
オレンジ	3 ppm
グレープフルーツ	3 ppm
ライム	3 ppm
その他のかんきつ類果実	3 ppm
りんご	0.7ppm
日本なし	0.7ppm
西洋なし	0.7ppm
マルメロ	0.7ppm
びわ	0.7ppm
もも	1 ppm
ネクタリン	3 ppm

あんず	3 ppm
すもも	3 ppm
うめ	3 ppm
おうとう	5 ppm
いちご	10ppm
ブルーベリー	2 ppm
クランベリー	0.2ppm
ハックルベリー	2 ppm
その他のベリー類果実	2 ppm
ぶどう	8 ppm
かき	2 ppm
バナナ	4 ppm
パパイヤ	0.4ppm
アボカド	0.6ppm
パイナップル	0.3ppm
グアバ	2 ppm
マンゴー	0.3ppm
パッションフルーツ	2 ppm
その他の果実	15ppm
綿実	0.4ppm
ぎんなん	0.5ppm
くり	0.5ppm
ペカン	0.5ppm
アーモンド	0.5ppm
くるみ	0.5ppm
その他のナッツ類	0.5ppm
コーヒー豆	0.1ppm
ホップ	15ppm
その他のスパイス	20ppm
その他のハーブ	15ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm

あんず	3 ppm
すもも	5 ppm
うめ	3 ppm
おうとう	5 ppm
いちご	10ppm
ブルーベリー	3 ppm
クランベリー	3 ppm
ハックルベリー	3 ppm
その他のベリー類果実	3 ppm
ぶどう	5 ppm
かき	3 ppm
バナナ	4 ppm
パパイヤ	0.4ppm
アボカド	0.6ppm
パイナップル	0.3ppm
グアバ	3 ppm
マンゴー	0.3ppm
パッションフルーツ	3 ppm
その他の果実	15ppm
綿実	0.7ppm
ぎんなん	0.5ppm
くり	0.5ppm
ペカン	0.5ppm
アーモンド	0.5ppm
くるみ	0.5ppm
その他のナッツ類	0.5ppm
コーヒー豆	0.2ppm
ホップ	15ppm
その他のスパイス	15ppm
その他のハーブ	15ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲（せい）哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm

	牛の脂肪	0.08ppm
	豚の脂肪	0.08ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.08ppm
	牛の肝臓	1 ppm
	豚の肝臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm
	牛の腎臓	1 ppm
	豚の腎臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
	牛の食用部分	1 ppm
	豚の食用部分	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm
	乳	0.01ppm
	鶏の筋肉	0.01ppm
	その他の家きんの筋肉	0.01ppm
	鶏の肝臓	0.01ppm
	その他の家きんの肝臓	0.01ppm
	鶏の腎臓	0.01ppm
	その他の家きんの腎臓	0.01ppm
	鶏の食用部分	0.01ppm
	その他の家きんの食用部分	0.01ppm
	鶏の卵	0.01ppm
	その他の家きんの卵	0.01ppm
	はちみつ	0.05ppm
（略）		
スルホキサフロル	米	2 ppm
	小麦	0.4ppm
	大麦	0.6ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	その他の穀類	0.2ppm
	大豆	1 ppm
	小豆類	0.3ppm

	牛の脂肪	0.08ppm
	豚の脂肪	0.08ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.08ppm
	牛の肝臓	1 ppm
	豚の肝臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm
	牛の腎臓	1 ppm
	豚の腎臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
	牛の食用部分	1 ppm
	豚の食用部分	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm
	乳	0.01ppm
（略）		
スルホキサフロル	米	2 ppm
	小麦	0.4ppm
	大麦	0.6ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	その他の穀類	0.2ppm
	大豆	2 ppm
	小豆類	0.3ppm

そら豆	0.2ppm
ばれいしょ	0.05ppm
さといも類	0.03ppm
かんしょ	0.05ppm
やまいも	0.05ppm
こんにゃくいも	0.03ppm
その他のいも類	0.03ppm
てんさい	0.05ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	10ppm
かぶ類の根	0.05ppm
かぶ類の葉	6 ppm
西洋わさび	0.03ppm
クレソン	6 ppm
はくさい	6 ppm
キャベツ	2 ppm
芽キャベツ	2 ppm
ケール	6 ppm
こまつな	6 ppm
きょうな	6 ppm
チンゲンサイ	6 ppm
カリフラワー	0.08ppm
ブロッコリー	3 ppm
その他のあぶらな科野菜	6 ppm
ごぼう	0.03ppm
サルシフィー	0.03ppm
アーティチョーク	0.9ppm
チコリ	6 ppm
エンダイブ	6 ppm
しゅんぎく	6 ppm
レタス	10ppm

そら豆	0.2ppm
ばれいしょ	0.05ppm
さといも類	0.03ppm
かんしょ	0.05ppm
やまいも	0.05ppm
こんにゃくいも	0.03ppm
その他のいも類	0.03ppm
てんさい	0.05ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	10ppm
かぶ類の根	0.05ppm
かぶ類の葉	6 ppm
西洋わさび	0.03ppm
クレソン	6 ppm
はくさい	6 ppm
キャベツ	2 ppm
芽キャベツ	2 ppm
ケール	6 ppm
こまつな	6 ppm
きょうな	6 ppm
チンゲンサイ	6 ppm
カリフラワー	0.08ppm
ブロッコリー	3 ppm
その他のあぶらな科野菜	6 ppm
ごぼう	0.03ppm
サルシフィー	0.03ppm
アーティチョーク	0.7ppm
チコリ	6 ppm
エンダイブ	6 ppm
しゅんぎく	6 ppm
レタス	10ppm

その他のきく科野菜	6 ppm
たまねぎ	0.01ppm
ねぎ	0.9ppm
にんにく	0.01ppm
アスパラガス	0.01ppm
その他のゆり科野菜	6 ppm
にんじん	0.05ppm
パースニップ	0.03ppm
パセリ	6 ppm
セロリ	2 ppm
みつば	6 ppm
その他のせり科野菜	0.03ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	2 ppm
なす	2 ppm
その他のなす科野菜	2 ppm
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.5ppm
しろうり	0.5ppm
すいか（果皮を含む。）	0.5ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.5ppm
その他のうり科野菜	0.5ppm
ほうれんそう	20ppm
オクラ	2 ppm
未成熟えんどう	4 ppm
未成熟いんげん	4 ppm
えだまめ	3 ppm
その他の野菜	6 ppm
みかん（外果皮を含む。）	2 ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm

その他のきく科野菜	6 ppm
たまねぎ	0.01ppm
にんにく	0.01ppm
その他のゆり科野菜	6 ppm
にんじん	0.05ppm
パースニップ	0.03ppm
パセリ	6 ppm
セロリ	2 ppm
みつば	6 ppm
その他のせり科野菜	0.03ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	2 ppm
なす	2 ppm
その他のなす科野菜	6 ppm
きゅうり	0.7ppm
かぼちゃ	0.5ppm
しろうり	0.5ppm
すいか（果皮を含む。）	0.5ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6ppm
まくわうり（果皮を含む。）	0.5ppm
その他のうり科野菜	6 ppm
ほうれんそう	20ppm
オクラ	2 ppm
未成熟えんどう	4 ppm
未成熟いんげん	4 ppm
えだまめ	3 ppm
しいたけ	2 ppm
その他のきのこ類	2 ppm
その他の野菜	6 ppm
みかん（外果皮を含む。）	2 ppm
なつみかんの果実全体	2 ppm

レモン	2 ppm
オレンジ	2 ppm
グレープフルーツ	2 ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	0.7ppm
日本なし	1 ppm
西洋なし	1 ppm
マルメロ	0.3ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	1 ppm
ネクタリン	3 ppm
あんず	3 ppm
すもも	3 ppm
うめ	3 ppm
おうとう	5 ppm
いちご	4 ppm
ラズベリー	2 ppm
ブラックベリー	2 ppm
ブルーベリー	2 ppm
クランベリー	2 ppm
ハックルベリー	2 ppm
その他のベリー類果実	2 ppm
ぶどう	4 ppm
かき	0.7ppm
バナナ	0.5ppm
キウィー（果皮を含む。）	4 ppm
パパイヤ	0.5ppm
アボカド	0.5ppm
パイナップル	0.1ppm

レモン	2 ppm
オレンジ	2 ppm
グレープフルーツ	2 ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	0.7ppm
日本なし	1 ppm
西洋なし	1 ppm
マルメロ	0.3ppm
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3ppm
もも（果皮及び種子を含む。）	2 ppm
ネクタリン	3 ppm
あんず	3 ppm
すもも	3 ppm
うめ	3 ppm
おうとう	5 ppm
いちご	4 ppm
ラズベリー	2 ppm
ブラックベリー	2 ppm
ブルーベリー	2 ppm
クランベリー	2 ppm
ハックルベリー	2 ppm
その他のベリー類果実	2 ppm
ぶどう	4 ppm
かき	0.7ppm
バナナ	0.5ppm
キウィー（果皮を含む。）	4 ppm
パパイヤ	0.5ppm
アボカド	0.5ppm
パイナップル	0.1ppm

マンゴー	0.5ppm
その他の果実	2 ppm
ひまわりの種子	0.4ppm
べにばなの種子	0.4ppm
綿実	0.4ppm
なたね	0.4ppm
ぎんなん	0.03ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm
アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
コーヒー豆	0.3ppm
カカオ豆	0.05ppm
その他のスパイス	10ppm
その他のハーブ	15ppm
牛の筋肉	0.4ppm
豚の筋肉	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.4ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	1 ppm
豚の肝臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm
牛の腎臓	1 ppm
豚の腎臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
牛の食用部分	1 ppm
豚の食用部分	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm

マンゴー	0.5ppm
その他の果実	2 ppm
綿実	0.4ppm
なたね	0.4ppm
ぎんなん	0.03ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm
アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
カカオ豆	0.05ppm
その他のスパイス	10ppm
その他のハーブ	15ppm
牛の筋肉	0.4ppm
豚の筋肉	0.4ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.4ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	1 ppm
豚の肝臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 ppm
牛の腎臓	1 ppm
豚の腎臓	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
牛の食用部分	1 ppm
豚の食用部分	1 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm
乳	0.3ppm
鶏の筋肉	0.7ppm
その他の家きんの筋肉	0.7ppm

	乳	0.3ppm
	鶏の筋肉	0.7ppm
	その他の家きんの筋肉	0.7ppm
	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.3ppm
	その他の家きんの肝臓	0.3ppm
	鶏の腎臓	0.3ppm
	その他の家きんの腎臓	0.3ppm
	鶏の食用部分	0.3ppm
	その他の家きんの食用部分	0.3ppm
	鶏の卵	0.1ppm
	その他の家きんの卵	0.1ppm
	はちみつ	0.05ppm
（略）		
ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	らっかせい	0.05ppm
	ばれいしょ	0.09ppm
	さといも類	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	やまいも	0.1ppm
	こんにゃくいも	0.05ppm
	てんさい	0.02ppm
	だいこん類の根	0.05ppm
	だいこん類の葉	0.2ppm
	かぶ類の根	0.02ppm
	かぶ類の葉	0.02ppm
	はくさい	0.01ppm
	キャベツ	0.02ppm
	ケール	0.03ppm
	こまつな	0.03ppm
	きょうな	0.3ppm
	チンゲンサイ	0.1ppm

	鶏の脂肪	0.05ppm
	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.3ppm
	その他の家きんの肝臓	0.3ppm
	鶏の腎臓	0.3ppm
	その他の家きんの腎臓	0.3ppm
	鶏の食用部分	0.3ppm
	その他の家きんの食用部分	0.3ppm
	鶏の卵	0.1ppm
	その他の家きんの卵	0.1ppm
（略）		
ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	ばれいしょ	0.2ppm
	さといも類	0.02ppm
	かんしょ	0.02ppm
	やまいも	0.3ppm
	こんにゃくいも	0.05ppm
	てんさい	0.02ppm
	だいこん類の根	0.04ppm
	だいこん類の葉	2ppm
	かぶ類の根	0.01ppm
	かぶ類の葉	0.01ppm
	はくさい	0.01ppm
	キャベツ	0.02ppm
	ケール	0.02ppm
	こまつな	0.02ppm
	きょうな	0.3ppm
	チンゲンサイ	0.1ppm
	カリフラワー	0.01ppm

カリフラワー	0.01ppm
ブロッコリー	0.03ppm
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.05ppm
しゅんぎく	0.05ppm
レタス	0.1ppm
その他のきく科野菜	0.1ppm
たまねぎ	0.1ppm
ねぎ	0.1ppm
にんにく	0.1ppm
にら	0.01ppm
わけぎ	0.1ppm
その他のゆり科野菜	0.1ppm
にんじん	0.05ppm
パセリ	0.03ppm
セロリ	0.01ppm
みつば	0.1ppm
その他のせり科野菜	0.2ppm
トマト	0.5ppm
ピーマン	0.1ppm
なす	0.02ppm
その他のなす科野菜	0.02ppm
きゅうり	0.07ppm
かぼちゃ	0.1ppm
すいか	0.03ppm
メロン類果実	0.02ppm
その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	0.09ppm
しょうが	0.1ppm
未成熟えんどう	0.05ppm
未成熟いんげん	0.02ppm
えだまめ	0.03ppm

ブロッコリー	0.03ppm
その他のあぶらな科野菜	0.2ppm
ごぼう	0.05ppm
しゅんぎく	0.05ppm
レタス	0.05ppm
その他のきく科野菜	0.1ppm
たまねぎ	0.1ppm
ねぎ	0.02ppm
にんにく	0.2ppm
にら	0.02ppm
わけぎ	0.1ppm
その他のゆり科野菜	0.1ppm
にんじん	0.05ppm
パセリ	0.03ppm
セロリ	0.01ppm
みつば	0.1ppm
その他のせり科野菜	0.2ppm
トマト	0.5ppm
ピーマン	0.1ppm
なす	0.05ppm
その他のなす科野菜	0.02ppm
きゅうり	0.08ppm
かぼちゃ	0.1ppm
すいか	0.05ppm
メロン類果実	0.02ppm
その他のうり科野菜	0.1ppm
ほうれんそう	0.1ppm
しょうが	0.1ppm
未成熟えんどう	0.1ppm
未成熟いんげん	0.02ppm
えだまめ	0.05ppm
その他の野菜	0.1ppm

	その他の野菜	0.05ppm
	いちご	0.02ppm
	その他のハーブ	0.2ppm
	はちみつ	0.05ppm
（略）		
フルチアニル	パセリ	５ppm
	トマト	0.1ppm
	ピーマン	0.3ppm
	なす	0.1ppm
	きゅうり	0.08ppm
	かぼちゃ	0.05ppm
	すいか	0.01ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.09ppm
	その他のうり科野菜	0.2ppm
	未成熟えんどう	0.5ppm
	その他の野菜	10ppm
	りんご	0.2ppm
	おうとう	0.4ppm
	いちご	0.3ppm
	ぶどう	0.7ppm
	ホップ	２ppm
	はちみつ	0.05ppm
（略）		
ホスチアゼート	小豆類	0.01ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	さといも類	0.01ppm
	かんしょ	0.01ppm
	やまいも	0.02ppm
	こんにゃくいも	0.03ppm
	だいこん類の根	0.05ppm
	だいこん類の葉	0.03ppm

	いちご	0.02ppm
	その他のハーブ	0.3ppm
（略）		
フルチアニル	パセリ	５ppm
	トマト	0.2ppm
	ピーマン	0.3ppm
	なす	0.1ppm
	きゅうり	0.09ppm
	かぼちゃ	0.06ppm
	すいか	0.01ppm
	メロン類果実（果皮を含む。）	0.07ppm
	その他のうり科野菜	0.2ppm
	未成熟えんどう	0.5ppm
	その他の野菜	10ppm
	りんご	0.2ppm
	おうとう	0.4ppm
	いちご	0.3ppm
	ぶどう	0.7ppm
	はちみつ	0.05ppm
（略）		
ホスチアゼート	小豆類	0.01ppm
	ばれいしょ	0.05ppm
	さといも類	0.01ppm
	かんしょ	0.01ppm
	やまいも	0.02ppm
	こんにゃくいも	0.03ppm
	だいこん類の根	0.05ppm
	だいこん類の葉	0.03ppm

かぶ類の根	0.08ppm
かぶ類の葉	0.4ppm
キャベツ	0.03ppm
こまつな	0.2ppm
きょうな	0.1ppm
チンゲンサイ	0.1ppm
カリフラワー	0.01ppm
ブロッコリー	0.01ppm
その他のあぶらな科野菜	0.1ppm
ごぼう	0.05ppm
しゅんぎく	1 ppm
レタス	0.5ppm
ねぎ	1 ppm
にんにく	0.02ppm
その他のゆり科野菜	0.01ppm
にんじん	0.09ppm
パセリ	3 ppm
みつば	0.2ppm
トマト	0.1ppm
ピーマン	0.8ppm
なす	0.01ppm
きゅうり	0.2ppm
かぼちゃ	0.1ppm
しろうり	0.2ppm
すいか	0.04ppm
メロン類果実	0.2ppm
その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	0.2ppm
その他のうり科野菜（とうがんに限る。）	0.1ppm
オクラ	0.01ppm
しょうが	0.04ppm
未成熟えんどう	0.2ppm

かぶ類の根	0.08ppm
かぶ類の葉	0.4ppm
こまつな	0.2ppm
きょうな	0.1ppm
チンゲンサイ	0.2ppm
カリフラワー	0.01ppm
ブロッコリー	0.01ppm
その他のあぶらな科野菜	0.1ppm
ごぼう	0.05ppm
しゅんぎく	1 ppm
レタス	0.4ppm
ねぎ	1 ppm
にんにく	0.03ppm
その他のゆり科野菜	0.01ppm
にんじん	0.09ppm
パセリ	3 ppm
みつば	0.2ppm
トマト	0.1ppm
ピーマン	0.8ppm
なす	0.02ppm
きゅうり	0.2ppm
かぼちゃ	0.2ppm
しろうり	0.2ppm
すいか	0.04ppm
メロン類果実	0.2ppm
その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	0.2ppm
その他のうり科野菜（とうがんに限る。）	0.1ppm
オクラ	0.01ppm
しょうが	0.04ppm
未成熟えんどう	0.2ppm
未成熟いんげん	0.5ppm

未成熟いんげん	0.5ppm
その他の野菜	0.05ppm
いちご	0.1ppm
バナナ	0.05ppm
その他の果実	0.02ppm
その他のハーブ	0.1ppm
はちみつ	0.05ppm
（略）	
(2)～(15)　（略）	
7～12　（略）	
B～D　（略）	

その他の野菜	0.05ppm
いちご	0.2ppm
バナナ	0.05ppm
その他の果実	0.02ppm
その他のハーブ	0.1ppm
（略）	
(2)～(15)　（略）	
7～12　（略）	
B～D　（略）	

附　則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、その他のきく科野菜、アスパラガス、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及び茶に残留するアクリナトリンの量の限度、オレンジ及びグレープフルーツに残留するインピルフルキサムの量の限度、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、てんさい、たまねぎ、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、セロリ、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、かぼちゃ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、グレープフルーツ、ライム、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、グアバ、パッションフルーツ、綿実及びコーヒー豆に残留するスピロテトラマトの量の限度、大豆、その他のなす科野菜、その他のうり科野菜、しいたけ、その他のきのこ類及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するスルホキサフロルの量の限度、ばれいしょ、やまいも、だいこん類の葉、にんにく、にら、なす、きゅうり、すいか、ほうれんそう、未成熟えんどう、えだまめ、その他の野菜及びその他のハーブに残留するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートの量の限度、トマト、きゅうり及びかぼちゃに残留するフルチアニルの量の限度並びにチンゲンサイ、にんにく、なす、かぼちゃ及びいちごに残留するホスチアゼートの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

○総務省告示第百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十三日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの	［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
別表	**別表**

区域	電気通信事業者
［略］	［略］
神奈川県	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
山梨県	株式会社日本ネットワークサービス
富山県	株式会社ケーブルテレビ富山 株式会社オプテージ

区域	電気通信事業者
［同上］	［同上］
神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峅寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	［同上］

［略］	［略］	［同上］	［同上］
長野県	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ	長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域 に富山県中新川郡立山町芦峅寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	［同上］
岐阜県	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ	岐阜県の区域に長野県木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）を併せた区域	［同上］
静岡県	中部テレコミュニケーション株式会社	静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百五十一号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の四第三項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を次のように指定する。

令和七年四月二十三日

総務大臣　村上誠一郎

次の表の上欄に掲げる電気通信事業者が設置する同表の下欄に掲げる電気通信設備

ＢＡＮ－ＢＡＮネットワークス株式会社	一　電気通信事業法施行規則第二十三条の九の二第三項第二号イの伝送路設備 二　電気通信事業法施行規則第二十三条の九の二第三項第四号の伝送路設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備と前号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣は、財政法第46条第１項の規定に基づき、令和７年度予算等について次のとおり報告する。

第１部　令和７年度予算

１．予算成立の経緯

７年度予算は、６年12月27日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、７年１月24日に第217回国会（常会）に提出され、３月４日、衆議院において修正議決、３月31日、参議院において修正議決された後、衆議院に回付され、衆議院の同意を経て、成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

２．予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

⑴　経済情勢

我が国経済は、現在、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。こうした中、政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（６年11月22日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる６年度補正予算（６年11月29日閣議決定、６年12月17日成立）を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていく。６年度の我が国経済は、緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質ＧＤＰ）成長率は0.4％程度、名目国内総生産（名目ＧＤＰ）成長率は2.9％程度、消費者物価（総合）は2.5％程度の上昇率になると見込まれる。

７年度には、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。７年度の実質ＧＤＰ成長率は1.2％程度、名目ＧＤＰ成長率は2.7％程度、消費者物価（総合）は2.0％程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。

⑵　財政事情

我が国財政は、債務残高対ＧＤＰ比が世界最悪の水準にある。高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等の構造的な課題に直面しており、加えて、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等により、一層厳しさを増す状況にある。こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（６年６月21日閣議決定。以下「骨太方針2024」という。）等に沿った取組を着実に進めていく必要がある。

３．予算編成の基本的考え方

７年度予算編成に当たっては、「令和７年度予算編成の基本方針」（６年12月６日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、次のような基本的考え方に立って編成することとした。（以下基本方針からの抜粋を基本としている。）

⑴　７年度予算は、６年度補正予算と一体として、基本方針における基本的考え方及び骨太方針2024に沿って編成する。

足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、

・　物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着
・　地方創生2.0の起動
・　官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化
・　防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応
・　充実した少子化・こども政策の着実な実施

など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行う。

⑵　その際、骨太方針2024に基づき、経済・物価動向等に配慮しながら、「中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。

⑶　骨太方針2024を踏まえ、経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、ＥＢＰＭやＰＤＣＡの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

４．７年度予算修正の概要

政府は、以上のような基本的考え方に基づき７年度予算を編成し、国会に提出したが、次のような予算の国会修正がなされた。

衆議院においては、一般会計予算において、高額療養費に年に４回以上該当する場合の自己負担限度額を見直さず据え置くこととされたことに伴い、歳出が55億円増額されるとともに、いわゆる高校無償化の先行実施に伴う経費として、歳出が1,064億円増額された。また、所得税の基礎控除の特例が創設されたことに伴い、歳入が6,210億円減額された。この所得税収の減収により法定率分が減少することに伴い、地方交付税交付金について、歳出が2,056億円減額された。さらに、税外収入について、歳入が2,793億円増額されるとともに、予備費について、歳出が2,500億円減額された。以上の歳出・歳入の修正の結果として、公債金について、歳入が19億円減額された。これらの結果、一般会計予算の歳出・歳入の総額について、3,437億円減額された。

次に、特別会計予算においては、労働保険特別会計について、社会保険に係る年収の壁による働き控えの解消に向けた措置を行うことに伴う所要の修正が行われるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計及び東日本大震災復興特別会計についても、所得税収が減額されたことに伴い、所要の修正が行われた。

参議院においては、一般会計において、高額療養費制度の見直し全体の実施の見合わせに伴い、歳出が105億円増額されるとともに、予備費について、歳出が105億円減額された。これらの結果、一般会計予算の歳出・歳入の総額は変更されていない。

５．一般会計予算の規模等

⑴　一般会計予算の規模

７年度一般会計予算の規模は、６年度当初予算額に対して29,698億円（2.6％）増の1,155,415億円となっている。うち一般歳出の規模は、６年度当初予算額に対して4,689億円（0.7％）増の682,452億円となっている。

予算修正の結果、一般会計予算の規模は1,151,978億円に、６年度当初予算額に対する増は26,262億円（2.3％）となった。一般歳出の規模は681,071円に、６年度当初予算額に対する増は3,308億円（0.5％）となっている。

⑵　一般会計予算と国内総生産

①　一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

（表１）　一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A)（億円）	うち一般歳出(B)（億円）	国内総生産(C)（名目・兆円程度）	(A)／(C)（％程度）	(B)／(C)（％程度）
６　年　度	1,125,717	677,764	612.7	18.4	11.1
７　年　度	1,151,978	681,071	629.3	18.3	10.8
７年度の対前年度伸率	2.3％	0.5％	2.7％程度	—	—

(注)１．６年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

２．６年度及び７年度の(C)欄は、７年度政府経済見通しによる。（６年度は実績見込み、７年度は見通し）

②　なお、７年度（政府案）の政府支出の実質ＧＤＰ成長率に対する寄与度は、0.0％程度となる見込みである。

⑶　一般会計歳入予算

①　租税及印紙収入は、現行法（税制改正前）による場合、６年度補正（第１号）後予算額に対して56,850億円増の791,200億円になると見込まれるが、政府案において個人所得課税及び法人課税の税制改正並びに衆議院において所得税の減額修正を行うこととしている結果、６年度補正（第１号）後予算額に対して43,840億円（6.0％）増の778,190億円になると見込まれる。

また、その他収入は、衆議院における予算修正により2,793億円増額され、６年度当初予算額に対して12,171億円（16.2％）増の87,318億円になると見込まれる。

②　７年度における公債金は、衆議院における予算修正により19億円減額され、６年度当初予算額を68,019億円下回る286,471億円である。

公債金のうち67,910億円については、「財政法」（昭22法34）第４条第１項ただし書の規定により発行する公債によることとし、218,561億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平24法101）第３条第１項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、７年度予算の公債依存度は24.9％（６年度当初予算31.5％）となっている。

（表２）　一般会計歳入予算の内訳

（単位：億円）

１．租税及印紙収入		
⑴　現行法（税制改正前）を７年度に適用する場合の租税及印紙収入		791,200
⑵　税制改正による増△減収見込額	△	13,010
イ　個人所得課税	△	12,980
ロ　法人課税	△	30
⑶　７年度予算額⑴＋⑵		778,190
２．そ の 他 収 入		87,318
３．公　　債　　金		286,471
合　　計		1,151,978

（表３）　公債依存度の推移〈当初予算ベース〉

（単位：億円、％）

年　　度	一般会計予算規模 (A)	公債発行額 (B)	公債依存度 （B／A）
3	1,066,097	435,970	40.9
4	1,075,964	369,260	34.3
5	1,143,812	356,230	31.1
6	1,125,717	354,490	31.5
7	1,151,978	286,471	24.9

６．分野別の概要

⑴　税制改正

７年度改正については、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型ＤＣ及びiDeCo）の拠出限度額等を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。これらにより、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化等に対応する。

その上で、衆議院における修正により、低所得者層の税負担に配慮する観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設することとし、これによる所得税の減収見込額は7年度6,210億円である。

⑵　公務員人件費

７年度予算における国家公務員の人件費については、一般会計及び特別会計の純計で、６年度当初予算額に対して1,252億円（2.3％）増の54,833億円となっている。

具体的には、６年人事院勧告を踏まえた官民較差に基づく国家公務員の給与改定のほか、俸給及び地域手当・通勤手当等の諸手当にわたる給与制度の整備等に必要な経費を計上している。また、行政機関の定員については、防災、ＤＸの推進、サイバー安全保障等、内閣の重要課題の遂行に不可欠なものに絞り込んだ上で、災害対応等の当面対応を必要とするものは時限定員で措置するなど、メリハリをつけて体制を整備することとしている。地方公務員についても、国家公務員の給与改定に準じた給与改定を実施するなど、適切な見直しを行うこととしている。

⑶　東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、７年度も引き続き、復興のステージに応じた取組を推進するため、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費6,592億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

その上で、衆議院における予算修正により、復興特別所得税収が130億円減額されたことに伴い、復興加速化・福島再生予備費が130億円減額され、6,462億円を計上している。

⑷　特別会計

７年度においては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令６法47）に基づき、子ども・子育て支援特別会計を新たに設けることとしている。その結果、特別会計の数は14となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等及び財政融資資金への繰入を控除した額は、78,015億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、６年度当初予算額に対して1,322億円（1.9％）増の72,351億円となっている。その上で、衆議院における予算修正により、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等及び財政融資資金への繰入を控除した額は、77,885億円となっている。

⑸　決算等の反映

予算の更なる効率化・透明化を図るべく、決算等の反映にこれまでも積極的に取り組んできている。

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、決算に関する国会の議決や会計検査院の指摘等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を７年度予算に的確に反映している。

また、６年度予算執行調査については、31件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、７年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価・行政事業レビューに示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、効率性又は有効性の観点等から検証を行い、政策評価の結果等を７年度予算に的確に反映している。

７．予算の主な内容

⑴　一般会計

７年度一般会計歳出予算の主要経費別内訳は、表４のとおりである。

（表４）　一般会計歳出予算の主要経費別内訳

（単位：億円、％）

事項＼年度	6		7			
	当初予算額	構成比	予算額	増△減額	伸率	構成比
社会保障関係費	377,193	33.5	382,938	5,745	1.5	33.2
文教及び科学振興費	54,716	4.9	56,560	1,844	3.4	4.9
うち科学技術振興費	14,092	1.3	14,221	129	0.9	1.2
国債費	270,090	24.0	282,179	12,089	4.5	24.5
恩給関係費	771	0.1	623	△ 149	△ 19.3	0.1
地方交付税交付金等	177,863	15.8	188,728	10,865	6.1	16.4
防衛関係費	79,172	7.0	86,691	7,519	9.5	7.5
公共事業関係費	60,828	5.4	60,858	30	0.0	5.3
経済協力費	5,041	0.4	5,050	9	0.2	0.4
（参考）ＯＤＡ	5,650	0.5	5,664	14	0.2	0.5
中小企業対策費	1,693	0.2	1,695	1	0.1	0.1

エネルギー対策費	8,329	0.7	8,111	△ 218	△ 2.6	0.7
食料安定供給関係費	12,618	1.1	12,609	△ 9	△ 0.1	1.1
その他の事項経費	57,403	5.1	58,543	1,140	2.0	5.1
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	10,000	0.9	—	△ 10,000	—	—
予備費	10,000	0.9	7,395	△ 2,605	△ 26.1	0.6
合計	1,125,717	100.0	1,151,978	26,262	2.3	100.0

㈱１．計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。以下、表８まで同じ。

２．６年度予算額は、７年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

①　社会保障（参考、表５）

社会保障関係費については、６年度当初予算額に対して5,585億円（1.5％）増の382,778億円となっている。

経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、骨太方針2024を踏まえ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現している（いわゆる自然増（経済・物価動向等への配慮を含む）は＋6,500億円程度、制度改革・効率化等は△1,300億円程度、消費税増収分を活用した社会保障の充実等は＋300億円程度）。

その上で、高額療養費制度について、衆議院における予算修正により55億円増額、参議院における予算修正により105億円増額され、６年度当初予算額に対して5,745億円（1.5％）増の382,938億円となっている。

制度別にみると、まず、医療については、７年度薬価改定を６年薬価調査に基づき実施することとしている。創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえ、改定の対象品目については、品目ごとの性格に応じて、対象範囲を設定するとともに、薬価改定基準の適用についても、追加承認品目等に対する加算を臨時的に実施するほか、安定供給確保が特に求められる医薬品に対して、臨時的に不採算品再算定を実施するとともに、最低薬価を引き上げる等の対応を行うこととしている。あわせて、今回の改定に伴い新薬創出等加算の累積額については控除することとし、この結果、７年度において、薬剤費2,466億円（国費648億円）を削減することとしている。

また、高額療養費制度について、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を行うこととし、これらは、７年８月から９年８月にかけて、段階的に行う。あわせて、70歳以上に設けられている外来にかかる自己負担限度額（外来特例）についても見直しを行うこととしている。その上で、衆議院における予算修正により、高額療養費に年に４回以上該当する場合の自己負担限度額を見直さず据え置くこととされ、さらに、参議院における予算修正により、高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせることとされた。

介護については、地域医療介護総合確保基金（介護分）において、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の追加等を実施することとしている。また、保険者機能強化推進交付金においては、成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組みを構築することとしている。このほか、「認知症施策推進基本計画」（６年12月３日閣議決定）に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

障害保健福祉施策については、障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスや地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するために必要な経費等を計上している。

こども・子育て政策については、７年度予算において、歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保しつつ、「こども未来戦略」（５年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」を本格的に実施し、予算規模3.6兆円（国・地方合計）のうち3.0兆円程度（８割強）を実現することとしている。具体的には、高等教育の負担軽減の更なる充実、１歳児に係る保育士等の職員配置改善など保育の質の向上、育児休業給付の充実等を実施する。

あわせて、７年度から、こども家庭庁の下に、子ども・子育て支援特別会計を創設し、既存の年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計雇用勘定（育児休業給付）を統合することで、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることとしている。こども家庭庁予算（一般会計と特別会計の純計）として、６年度当初予算額に対して11,063億円増の73,270億円を計上している。

年金については、基礎年金国庫負担（２分の１）等について措置することとしている。その際、足元の物価等の状況を勘案し、７年度の年金額改定率を1.9％と見込んで計上している。

生活保護制度については、生活扶助基準の見直しに当たり、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案し、４年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果に基づく元年当時の消費実態の水準に特例的な加算（月額1,500円／人）を行うとともに、それでもなお減額となる世帯は、従前の基準額を保障する措置を講ずることとしている。ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持することとしている。

雇用政策については、労働市場改革の推進や多様な人材の活躍促進等を行うため、賃金の引上げや非正規雇用労働者への支援、リ・スキリングによる能力向上支援、労働移動の円滑化等を実施することとしている。

（表５）　社会保障関係費の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	6	7		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
年金給付費	134,020	136,916	2,896	2.2
医療給付費	122,366	123,368	1,002	0.8
介護給付費	37,188	37,274	86	0.2
少子化対策費	33,823	35,213	1,390	4.1
生活扶助等社会福祉費	44,912	45,275	363	0.8
保健衛生対策費	4,444	4,434	△ 10	△ 0.2
雇用労災対策費	440	458	18	4.1
合計	377,193	382,938	5,745	1.5

② 文教及び科学技術（参考、表６）

文教及び科学振興費については、教育環境整備や科学技術基盤の充実等を図ることとし、６年度当初予算額に対して780億円（1.4％）増の55,496億円を計上している。

その上で、衆議院における予算修正により、いわゆる高校無償化の先行実施に伴う経費として1,064億円増額され、６年度当初予算額に対して1,844億円（3.4％）増の56,560億円を計上している。

文教予算については、まず、義務教育費国庫負担金において、教員の処遇を改善するため、教職調整額の水準を４％から５％へ引上げを行うほか、職務の重要性や負荷を踏まえた学級担任への加算措置を行うこととしている。また、小学校における教科担任制の拡充や生徒指導担当教師の中学校への配置等に伴う2,190人の定数増を行うほか、小学校６年生の35人以下学級の実現、通級による指導等のための基礎定数化に伴う572人の定数増を行うこととしている。一方、少子化の進展による基礎定数の自然減5,638人に加え、100人の加配定数の見直しを図るほか、国庫負担金の算定方法の見直し（1,450人相当）を行うこととしている。また、教員業務支援員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進することとしている。

高等教育施策については、自ら意欲的に改革に取り組む国立大学を支援するため、国立大学法人運営費交付金について、各国立大学の教育研究組織改革に関する取組における自助努力に関する評価を厳格化するとともに、最も評価の高い取組に対して支援を強化することとしている。また、私立大学等については、私立大学等経常費補助における配分の見直し等を通じてメリハリある資金配分を行うこととしている。

科学技術振興費については、科学技術・イノベーションへの投資として、ＡＩ、量子、健康・医療分野等の重要分野の研究開発を推進するとともに、国際性の高い研究や若手研究者への支援の強化等を図ることとしており、６年度当初予算額に対して129億円（0.9％）増の14,221億円を計上している。

（表６）　文教及び科学振興費の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	6	7		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
義務教育費国庫負担金	15,627	16,210	582	3.7
科学技術振興費	14,092	14,221	129	0.9
文教施設費	732	736	3	0.5
教育振興助成費	23,086	24,227	1,141	4.9
育英事業費	1,178	1,167	△ 12	△ 1.0
合計	54,716	56,560	1,844	3.4

㈱　６年度予算額は、７年度予算額との比較対照のため、組替えをしてある。

③ 社会資本の整備（参考、表７）

公共事業関係費については、安定的な確保を行い、能登半島地震等の教訓を踏まえた制度改正・体制整備や、新技術の開発・普及、規制・誘導手法の活用といったハード・ソフト一体となった取組などにより、防災・減災、国土強靱化の取組を推進することとしている。

また、地方創生や生産性向上・成長力強化に向けた取組として、国際コンテナ戦略港湾等の機能強化や空港の国際競争力強化、交通渋滞の緩和による迅速・円滑な物流ネットワークの構築などの成長力強化につながるインフラ整備等に重点的に取り組むこととしている。

具体的には、上下水道システムの急所施設の耐震化や、全国の盛土区間の大規模崩落を防ぐためののり面対策などについて、個別補助事業を創設して重点的に支援することとしている。

さらに、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等の集中的実施や、空港アクセス鉄道の整備、滑走路の新設等の更なる機能強化などに取り組むこととしている。

これらの結果、７年度の公共事業関係費は、６年度当初予算額に対して、30億円（0.0％）増の60,858億円を計上している。

（表７）　公共事業関係費の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	6	7		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
治山治水対策	9,548	9,627	79	0.8
道路整備	16,715	16,721	6	0.0
港湾空港鉄道等整備	4,037	4,136	98	2.4
住宅都市環境整備	7,303	7,302	△ 1	△ 0.0
公園水道廃棄物処理等	1,968	2,223	255	12.9
農林水産基盤整備	6,080	6,080	1	0.0
社会資本総合整備	13,771	13,344	△ 427	△ 3.1
推進費等	623	828	205	32.9
計	60,046	60,261	215	0.4
災害復旧等	782	597	△ 185	△ 23.7
合計	60,828	60,858	30	0.0

④ 経済協力（参考、表８）

一般会計ＯＤＡ予算については、ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとし、６年度当初予算額に対して14億円（0.2％）増の5,664億円を計上している。

具体的には、日本の国益と国際社会の平和と繁栄を効果的に実現するための外交力の強化等に必要な経費を計上している。無償資金協力については、1,514億円を計上し、技術協力（独立行政法人国際協力機構）については、1,484億円を計上している。

㈱　経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の開発援助委員会（ＤＡＣ）の規定により、分担金の一定割合部分のみがＯＤＡと定義されているため、経済協力費の全額がＯＤＡ予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりＯＤＡと定義される部分があり、一般会計ＯＤＡ予算は、これを加えたものとなっている。

（表８）　一般会計ＯＤＡ予算の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	6	7		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
無償資金協力	1,562	1,514	△ 48	△ 3.0
二国間技術協力	2,594	2,636	42	1.6
独立行政法人国際協力機構運営費交付金等	1,481	1,484	3	0.2
その他の技術協力	1,113	1,152	40	3.6
国際機関への出資・拠出	999	998	△ 1	△ 0.1
円借款の原資等	495	515	20	4.0
独立行政法人国際協力機構出資金	485	505	20	4.1
株式会社日本貿易保険交付金	10	10	—	—
合計	5,650	5,664	14	0.2

⑤　防衛力の整備

防衛省所管の防衛関係費については、４年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとし、６年度当初予算額に対して7,519億円（9.5％）増の86,691億円を計上している。また、防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は87,005億円となる。

なお、上記の予算額から沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費111億円並びに「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（18年５月30日閣議決定）及び「平成22年５月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（22年５月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費2,146億円を除いた防衛力整備計画対象経費は、６年度当初予算額に対して7,498億円（9.7％）増の84,748億円となる。

⑥　中小企業対策

中小企業対策費については、価格転嫁対策の推進、経営改善・事業承継等に係る支援体制の整備など、持続的な賃上げに向けた環境整備等に必要な額を計上し、６年度当初予算額に対して１億円（0.1％）増の1,695億円を計上している。

具体的には、例えば、適切な価格転嫁のため、下請Ｇメンによる取引実態の把握・活用等による下請法の厳正な執行や、「下請かけこみ寺」における相談対応等を実施することとしており、また、「中小企業活性化協議会」における収益力改善支援、「事業承継・引継ぎ支援センター」におけるマッチング支援等を実施することとしている。

⑦　エネルギー対策

エネルギー対策については、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

これらの施策を推進する一方、石油石炭税収の減収等を踏まえた繰入額の減少等により、一般会計のエネルギー対策費として、６年度当初予算額に対して218億円（2.6％）減の8,111億円を計上している。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防災体制の整備等を推進することとしている。

また、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」（５年12月22日原子力災害対策本部決定）を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。

⑧　農林水産業

農林水産関係予算については、６年５月に改正された「食料・農業・農村基本法」（平11法106）に基づき、食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を図るため、関係する施策を充実・強化する観点から６年度当初予算額に対して20億円（0.1％）増の22,706億円を計上している。

具体的には、食料安全保障の強化に向け、野菜や麦・大豆等の需要のある畑作物について畑地での本作化を進めるとともに、農林水産物・食品の輸出について、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組や、認定品目団体・ジェトロ・ＪＦＯＯＤＯと連携した現地市場の開拓、輸出先国の規制やニーズに対応した大規模輸出産地の形成等を推進することとしている。さらに、安定的な食料の供給が可能となるよう、合理的な価格の形成に向けたコスト構造等に関する調査等を実施することとしている。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金等により野菜等の高収益作物への転換や水田の畑地化等を一層推進することとしている。

農業の基盤整備については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、森林資源の循環利用と適正な管理を推進するとともに、建築用木材等の利用拡大に向けた環境整備、森林の集積・集約化に向けた取組等を支援し、林業の成長産業化を推進することとしている。

水産関係については、資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を着実に実施するとともに、海洋環境の変化を踏まえた操業形態の転換や収益性の向上、海業の全国展開等を支援し、水産業の成長産業化を推進することとしている。また、外国漁船の違法操業に対する取締り等を実施することとしている。

⑨　治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、いわゆる「闇バイト」対策やサイバー空間の脅威への対処能力の強化等を図ることとし、６年度当初予算額に対して68億円（2.4％）増の2,875億円を計上している。

具体的には、相次いで発生している、いわゆる「闇バイト」に端を発する凶悪な強盗事件等への対策として、現場警察官の装備品や捜査支援分析ツールの整備等により、警察の取締り能力の強化や、インターネット上の違法・有害情報対策等の予防対策の強化を行うこととしている。

サイバー空間の脅威への対処については、国境を越えて実行されるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、不正プログラムを用いた攻撃手法などの新たな脅威に対処するため、サイバー警察局及びサイバー特別捜査部の充実強化をはじめとする警察の人的・物的基盤の強化を図るなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することとしている。

安全かつ快適な交通の確保については、近年、交通事故死者に占める高齢者の比率が高水準となっているほか、次世代を担うこどものかけがえのない命が犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあることから、交通安全施設等を整備するなどの諸施策を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、６年度当初予算額に対して５億円（3.2％）増の164億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、拘禁刑の創設を踏まえた処遇の充実等を行うとともに、社会内処遇として、保護司、更生保護施設等の民間協力者と協働した「息の長い支援」等を実施するための経費を計上している。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応については、海上保安庁予算として、６年度当初予算額に対して180億円（6.9％）増の2,775億円を計上している。また、海上保安庁情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は、６年度当初予算額に対して180億円（6.9％）増の2,791億円となる。

具体的には、「海上保安能力強化に関する方針」（４年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、大型巡視船等の整備や、無操縦者航空機等の新技術の積極的な活用などとともに、国内外の関係機関との連携・協力を強化し、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

⑩　地方財政

７年度の地方財政については、骨太方針2024等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、６年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。また、臨時財政対策債の発行額を制度創設以来初となるゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金償還額を増額するなど、地方財政の健全化を図ることとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、６年度当初予算額に対して22,305億円（13.4％）増の188,848億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、６年度当初予算額に対して12,921億円（7.3％）増の190,784億円となっている。

その上で、衆議院における予算修正により、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金について、所得税収の減収により法定率分が減少することに伴い、2,056億円減額され、20,249億円（12.2％）増の186,792億円となっている。

地方交付税交付金については、所得税等の収入見込額の増加に伴い、その一定割合である法定率分が増加している。また、地方税等の収入見込額の増加等を受け、４年度から引き続き、国と地方の折半により負担する地方の財源不足が生じていないことから、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置は講じないこととしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び個人住民税の定額減税による減収額を補塡するために必要な額を計上するほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（２年４月20日閣議決定）における税制上の措置としての固定資産税の減収額を補塡するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金に必要な額を計上することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、６年度当初予算額に対して2,904億円（1.6％）増の189,574億円を確保している。

⑵　特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第２項においては、

⑴　特定の事業を行う場合、

⑵　特定の資金を保有してその運用を行う場合、

⑶　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

７年度においては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令６法47）に基づき、子ども・子育て支援特別会計を新たに設けることとしている。その結果、特別会計の数は次の14となっている。

なお、「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（仮称）に基づき、エネルギー対策特別会計において先端半導体・人工知能関連技術勘定（仮称）を新たに設けることとしている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（厚生労働省）
・子ども・子育て支援特別会計（内閣府及び厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・特許特別会計（経済産業省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、７年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、429.5兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、204.1兆円である。

この204.1兆円には、国債償還費等85.9兆円（６年度当初予算比3.8兆円減）、社会保障給付費78.9兆円（同0.5兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）21.6兆円（同0.6兆円減）、財政融資資金への繰入10.0兆円（同増減なし）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は7.8兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.6兆円（同0.0兆円増）を除いた額は、7.2兆円となり、６年度当初予算額に対して0.1兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	７年度（億円）	６年度当初（億円）
特別会計歳出総額	4,294,812	4,360,362
特別会計の会計間取引額	591,651	633,397
特別会計内の勘定間取引額	299,650	290,143
一般会計への繰入額	484	2,505
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,362,231	1,355,154
純計額	2,040,797	2,079,163
i 国債償還費等	858,503	896,823
ii 社会保障給付費	788,900	784,266
iii 地方交付税交付金等	215,509	221,539
iv 財政融資資金への繰入	100,000	100,000
上記i～ivを除いた純計額	77,885	76,535
v 復興関連経費	5,534	5,506
上記i～vを除いた純計額	72,351	71,029

⑶　政府関係機関

７年度において、４つの政府関係機関があるが、このうち株式会社国際協力銀行について概説する。

株式会社国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

７年度においては、経済安全保障環境の変化やグローバルサウス諸国との関係強化のニーズ拡大を踏まえ、重要物資等のサプライチェーン強靱化、日本企業の国際競争力強化、諸外国におけるカーボンニュートラルに資する取組等を支援することとし、総額24,100億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金1,000億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金7,200億円、社債の発行による収入16,920億円及び借入金償還等△1,420億円を予定している。

なお、グローバル投資強化ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあっては、外国為替資金からの借入れを行う場合がある。

８．財政投融資計画の主な内容

⑴　財政投融資計画策定の基本的考え方

７年度財政投融資計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえながら、日本経済・地方経済の成長、国民の安心・安全の確保等に向け、所要の資金を確保することとした。

この結果、７年度財政投融資計画の規模は、121,817億円（６年度計画比8.7％減）となっており、その内訳は、財政融資が97,511億円（６年度計画比5.2％減）、産業投資が4,799億円（６年度計画比1.1％増）、政府保証が19,507億円（６年度計画比24.3％減）となっている。

最近の財政投融資計画の規模の推移は、次のとおりである。

（表９）　財政投融資計画の規模の推移

（単位：億円、％）

年度	金額	対前年度伸率
3	409,056	209.4
4	188,855	△ 53.8
5	162,687	△ 13.9
6	133,376	△ 18.0
7	121,817	△ 8.7

なお、経済事情の変動等に機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に50％の範囲内で増額しうるよう、弾力条項を設けることとした。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に25％の上限を設けることとした。

⑵　重要施策

７年度財政投融資計画における施策の主な内容としては、まず、株式会社日本政策金融公庫において、地域の文化・芸術・スポーツを含む各分野での社会課題解決を目指す中小企業・小規模事業者や農林水産業を展開する地域の担い手等に対して必要な資金を供給するほか、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業等への長期資金の供給に加え、地域活性化に資するＧＸ、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化、スタートアップ・イノベーションの各分野の取組に対して、リスクマネーを供給することとしている。

加えて、株式会社産業革新投資機構において、地方に眠る経営資源を活用したオープン・イノベーション等の取組を支援するため、地方のスタートアップ等に対して、資金を供給することとしている。

さらに、独立行政法人国際協力機構において、開発途上国の社会経済の安定や、グローバルサウス諸国との連携強化の促進等に資する取組に対して、資金を供給するほか、株式会社国際協力銀行において、重要物資等のサプライチェーン強靱化や日本企業の国際競争力強化等に資する取組に対して、資金を供給することとしている。

このほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、我が国への天然ガス、水素等及び金属鉱物資源等の安定的な供給確保等に取り組む企業に対して、資金を供給することとしている。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしている。

⑶　原資

７年度財政投融資の原資としては、６年度計画額に対し11,559億円（8.7％）減の121,817億円を計上している。

財政融資については、財政融資資金97,511億円を計上している。

財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、７年度において、財政投融資特別会計国債100,000億円の発行を予定している。なお、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券20,000億円の発行を予定している。

産業投資については、株式会社国際協力銀行等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むことにより、4,799億円を計上している。

政府保証については、政府保証国内債9,027億円、政府保証外債10,080億円、政府保証外貨借入金400億円の合計19,507億円を計上している。

Ⅰ　一般会計歳入歳出予算

1　歳入予算対前年度比較表

（単位　千円）

区分	7年度予算額	6年度予算額		比較増△減	
		当初	補正(第1号)後	当初	補正(第1号)後
租税及印紙収入	77,819,000,000	69,608,000,000	73,435,000,000	8,211,000,000	4,384,000,000
官業益金及官業収入	51,779,865	55,346,775	55,346,775	△ 3,566,910	△ 3,566,910
政府資産整理収入	290,826,567	229,410,060	247,697,656	61,416,507	43,128,911
雑収入	8,389,166,356	7,229,931,587	9,078,438,845	1,159,234,769	△ 689,272,489
公債金	28,647,072,460	35,449,000,000	42,139,000,000	△ 6,801,927,540	△13,491,927,540
前年度剰余金受入	—	—	1,559,490,450	—	△ 1,559,490,450
計	115,197,845,248	112,571,688,422	126,514,973,726	2,626,156,826	△11,317,128,478

2　歳出予算主要経費別対前年度比較表

（単位　千円）

事項	7年度予算額	6年度予算額		比較増△減	
		当初	補正(第1号)後	当初	補正(第1号)後
社会保障関係費					
1　年金給付費	13,691,642,004	13,401,996,871	13,401,996,871	289,645,133	289,645,133
2　医療給付費	12,336,830,661	12,236,598,864	12,251,663,055	100,231,797	85,167,606
3　介護給付費	3,727,384,851	3,718,779,150	3,714,751,623	8,605,701	12,633,228
4　少子化対策費	3,521,311,578	3,382,304,118	3,402,912,605	139,007,460	118,398,973
5　生活扶助等社会福祉費	4,527,484,514	4,491,222,080	5,038,645,855	36,262,434	△ 511,161,341
6　保健衛生対策費	443,391,127	444,403,869	756,966,057	△ 1,012,742	△ 313,574,930
7　雇用労災対策費	45,782,772	43,996,433	79,585,918	1,786,339	△ 33,803,146
計	38,293,827,507	37,719,301,385	38,646,521,984	574,526,122	△ 352,694,477
文教及び科学振興費					
1　義務教育費国庫負担金	1,620,953,000	1,562,712,000	1,626,037,771	58,241,000	△ 5,084,771
2　科学技術振興費	1,422,132,948	1,409,224,017	2,231,614,586	12,908,931	△ 809,481,638
3　文教施設費	73,557,460	73,217,207	302,290,435	340,253	△ 228,732,975
4　教育振興助成費	2,422,692,497	2,308,587,231	2,436,125,044	114,105,266	△ 13,432,547
5　育英事業費	116,675,714	117,845,786	120,866,773	△ 1,170,072	△ 4,191,059
計	5,656,011,619	5,471,586,241	6,716,934,609	184,425,378	△ 1,060,922,990
国債費	28,217,876,364	27,009,019,191	25,908,142,824	1,208,857,173	2,309,733,540
恩給関係費	62,253,707	77,130,267	77,565,866	△ 14,876,560	△ 15,312,159
地方交付税交付金	18,679,237,150	16,654,311,115	18,486,753,817	2,024,926,035	192,483,333
地方特例交付金	193,600,000	1,132,000,000	1,133,234,252	△ 938,400,000	△ 939,634,252
防衛関係費	8,669,056,598	7,917,176,714	8,850,023,833	751,879,884	△ 180,967,235
下記繰入除く	8,669,056,598	7,917,176,714	8,740,414,273	751,879,884	△ 71,357,675
防衛力強化資金繰入	—	—	109,609,560	—	△ 109,609,560
公共事業関係費					
1　治山治水対策事業費	962,738,000	954,832,000	1,324,307,316	7,906,000	△ 361,569,316
2　道路整備事業費	1,672,077,000	1,671,492,000	2,066,722,851	585,000	△ 394,645,851
3　港湾空港鉄道等整備事業費	413,580,000	403,734,000	509,491,119	9,846,000	△ 95,911,119
4　住宅都市環境整備事業費	730,158,000	730,304,000	960,689,672	△ 146,000	△ 230,531,672
5　公園水道廃棄物処理等施設整備費	222,280,000	196,806,000	293,884,705	25,474,000	△ 71,604,705
6　農林水産基盤整備事業費	608,044,000	607,968,000	894,246,787	76,000	△ 286,202,787
7　社会資本総合整備事業費	1,334,365,000	1,377,105,000	1,788,857,458	△ 42,740,000	△ 454,492,458
8　推進費等	82,838,000	62,338,000	71,684,940	20,500,000	11,153,060
小計	6,026,080,000	6,004,579,000	7,909,884,848	21,501,000	△ 1,883,804,848
9　災害復旧等事業費	59,672,000	78,171,000	521,893,000	△ 18,499,000	△ 462,221,000
計	6,085,752,000	6,082,750,000	8,431,777,848	3,002,000	△ 2,346,025,848
経済協力費	505,018,304	504,106,097	741,330,778	912,207	△ 236,312,474
中小企業対策費	169,461,468	169,316,048	759,145,777	145,420	△ 589,684,309
エネルギー対策費	811,103,878	832,920,713	2,405,446,485	△ 21,816,835	△ 1,594,342,607
食料安定供給関係費	1,260,866,065	1,261,795,735	1,725,928,914	△ 929,670	△ 465,062,849
その他の事項経費	5,854,297,900	5,740,274,916	10,632,166,739	114,022,984	△ 4,777,868,839
皇室費	11,371,993	10,141,535	10,395,539	1,230,458	976,454
国会	130,442,875	128,887,134	133,687,619	1,555,741	△ 3,244,744
裁判所	335,192,439	330,979,009	354,449,378	4,213,430	△ 19,256,939
会計検査院	16,342,468	16,282,621	16,351,109	59,847	△ 8,641
内閣	118,996,831	108,735,345	179,883,950	10,261,486	△ 60,887,119
内閣府	760,581,324	664,761,863	2,629,194,400	95,819,461	△ 1,868,613,076
デジタル庁	475,249,835	496,407,038	705,763,701	△ 21,157,203	△ 230,513,866
総務省	383,721,973	281,329,569	511,046,465	102,392,404	△ 127,324,492
法務省	743,637,952	740,479,227	807,632,069	3,158,725	△ 63,994,117
外務省	359,804,001	341,095,084	393,209,548	18,708,917	△ 33,405,547
財務省	959,988,957	1,045,631,447	1,206,270,576	△ 85,642,490	△ 246,281,619
文部科学省	212,031,934	212,778,785	271,614,935	△ 746,851	△ 59,583,001
厚生労働省	231,754,444	234,953,695	317,306,981	△ 3,199,251	△ 85,552,537
農林水産省	216,637,076	213,577,864	214,588,253	3,059,212	2,048,823
経済産業省	123,400,562	123,377,034	1,704,417,601	23,528	△ 1,581,017,039
国土交通省	692,974,750	706,030,848	1,008,593,431	△ 13,056,098	△ 315,618,681
環境省	82,168,486	84,826,818	167,761,184	△ 2,658,332	△ 85,592,698
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	—	1,000,000,000	1,000,000,000	△ 1,000,000,000	△ 1,000,000,000
予備費	739,482,688	1,000,000,000	1,000,000,000	△ 260,517,312	△ 260,517,312
合計	115,197,845,248	112,571,688,422	126,514,973,726	2,626,156,826	△11,317,128,478

Ⅱ　特別会計歳入歳出予算

（単位　千円）

会計名	7年度予算額 歳入	7年度予算額 歳出	6年度予算額 歳入	6年度予算額 歳出	比較増△減 歳入	比較増△減 歳出
交付税及び譲与税配付金	51,631,340,774	50,719,300,171	(52,573,709,171) 54,847,500,520	(51,867,147,211) (△ 54,129,038,560 △	942,368,397) (△ 3,216,159,746 △	1,147,847,040) 3,409,738,389
地震再保険	117,427,430	117,427,430	113,328,344	113,328,344	4,099,086	4,099,086
国債整理基金	222,118,500,012	222,118,500,012	(225,138,987,191) 220,562,640,946	(225,138,987,191) (△ 220,562,640,946	3,020,487,179) (△ 1,555,859,066	3,020,487,179) 1,555,859,066
外国為替資金	4,942,991,669	1,545,794,724	4,462,964,631	1,317,220,070	480,027,038	228,574,654
財政投融資						
財政融資資金勘定	21,638,208,346	21,638,208,346	(25,896,942,463) 23,083,213,951	(25,896,942,463) (△ 23,083,213,951 △	4,258,734,117) (△ 1,445,005,605 △	4,258,734,117) 1,445,005,605
投資勘定	851,790,046	851,790,046	(736,218,929) 823,354,589	(736,218,929) 566,718,929	(115,571,117) 28,435,457	(115,571,117) 285,071,117
特定国有財産整備勘定	40,439,908	4,072,404	51,926,765	8,267,084 △	11,486,857 △	4,194,680
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定	2,984,637,341	2,984,637,341	(3,006,707,322) 4,020,840,565	(3,006,707,322) (△ 4,020,840,565 △	22,069,981) (△ 1,036,203,224 △	22,069,981) 1,036,203,224
電源開発促進勘定	420,929,444	420,929,444	(390,081,350) 424,124,543	(390,081,350) 424,124,543 △	(30,848,094) 3,195,099 △	(30,848,094) 3,195,099
原子力損害賠償支援勘定	12,169,336,286	12,169,336,286	12,599,062,972	12,599,062,972 △	429,726,686 △	429,726,686
先端半導体・人工知能関連技術勘定（仮称）	332,800,000	332,800,000	—	—	332,800,000	332,800,000
労働保険						
労災勘定	1,260,215,646	1,106,427,217	1,260,201,381	(1,090,102,586) 1,093,199,320	14,265	(16,324,631) 13,227,897
雇用勘定	2,394,700,619	2,191,667,055	(2,673,167,027) 2,693,253,759	(2,334,501,420) (△ 2,355,273,856 △	278,466,408) (△ 298,553,140 △	142,834,365) 163,606,801
徴収勘定	4,257,725,436	4,257,725,436	4,280,263,387	4,280,263,387 △	22,537,951 △	22,537,951
年金						
基礎年金勘定	28,557,395,255	28,557,395,255	30,344,956,289	30,344,956,289 △	1,787,561,034 △	1,787,561,034
国民年金勘定	4,312,450,059	4,312,450,059	4,244,113,164	4,244,113,164	68,336,895	68,336,895
厚生年金勘定	52,432,946,234	52,432,946,234	51,577,228,424	51,577,228,424	855,717,810	855,717,810
健康勘定	13,768,540,281	13,768,540,281	(12,800,894,320) 12,804,393,312	(12,800,894,320) 12,804,393,312	(967,645,961) 964,146,969	(967,645,961) 964,146,969
業務勘定	1,246,216,154	1,246,216,154	(493,929,811) 494,350,935	(493,929,811) 494,350,935	(752,286,343) 751,865,219	(752,286,343) 751,865,219
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定	4,711,372,242	4,711,372,242	(3,757,248,961) 3,949,320,210	(3,757,248,961) 3,949,320,210	(954,123,281) 762,052,032	(954,123,281) 762,052,032
育児休業等給付勘定	1,068,697,363	1,068,697,363	937,461,457	937,461,457	131,235,906	131,235,906
食料安定供給						
農業経営安定勘定	247,250,231	247,250,231	241,376,484	241,376,484	5,873,747	5,873,747
食糧管理勘定	939,840,290	939,840,290	(1,128,420,077) 1,021,356,205	(1,128,420,077) (△ 1,021,356,205 △	188,579,787) (△ 81,515,915 △	188,579,787) 81,515,915
農業再保険勘定	100,916,245	96,801,256	(99,448,728) 99,433,405	(95,575,047) 95,559,724	(1,467,517) 1,482,840	(1,226,209) 1,241,532
漁船再保険勘定	7,894,751	6,878,861	(8,056,455) 8,053,950	(7,007,706) (△ 7,005,201 △	161,704) (△ 159,199 △	128,845) 126,340
漁業共済保険勘定	27,044,909	11,501,857	(28,805,139) 28,804,554	(12,452,264) (△ 12,451,679 △	1,760,230) (△ 1,759,645 △	950,407) 949,822
業務勘定	24,114,989	24,114,989	(23,415,089) 23,373,888	(23,415,089) 23,373,888	(699,900) 741,101	(699,900) 741,101
国営土地改良事業勘定	8,419,830	8,419,830	(7,570,610) 7,528,006	(7,570,610) 7,528,006	(849,220) 891,824	(849,220) 891,824
国有林野事業債務管理	334,695,285	334,695,285	(340,114,714) 339,540,120	(340,114,714) (△ 339,540,120 △	5,419,429) (△ 4,844,835 △	5,419,429) 4,844,835
特許	262,683,987	154,397,913	(236,915,240) 236,925,240	(152,115,252) 152,125,252	(25,768,747) 25,758,747	(2,282,661) 2,272,661
自動車安全						
自動車事故対策勘定	82,168,027	22,290,127	(82,519,914) 86,019,914	(22,271,264) (△ 25,771,264 △	351,887) 3,851,887 △	(18,863) 3,481,137
自動車検査登録勘定	44,996,731	43,579,760	(46,307,118) 46,310,705	(43,596,494) (△ 43,600,081 △	1,310,387) (△ 1,313,974 △	16,734) 20,321
空港整備勘定	388,981,361	388,981,361	(394,513,252) 399,326,918	(394,513,252) (△ 399,326,918 △	5,531,891) (△ 10,345,557 △	5,531,891) 10,345,557
東日本大震災復興	646,243,623	646,243,623	(633,065,690) 681,687,603	(633,065,690) 681,687,603 △	(13,177,933) 35,443,980 △	(13,177,933) 35,443,980

Ⅲ　政府関係機関収入支出予算

（単位　千円）

機関別	7年度予算額 収入	7年度予算額 支出	6年度予算額 収入	6年度予算額 支出	比較増△減 収入	比較増△減 支出
沖縄振興開発金融公庫	13,976,035	11,936,279	13,679,577	11,088,731	296,458	847,548
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務	202,077,485	127,950,234	224,240,793	135,916,432 △	22,163,308 △	7,966,198
農林水産業者向け業務	55,428,254	54,394,934	53,664,823	51,947,759	1,763,431	2,447,175
中小企業者向け業務	146,213,116	65,160,091	173,821,112	69,797,095 △	27,607,996 △	4,637,004
信用保険等業務	289,927,847	878,752,235	310,135,418	845,646,528 △	20,207,571	33,105,707
危機対応円滑化業務	12,842,017	55,522,275	10,576,785	71,133,209	2,265,232 △	15,610,934
特定事業等促進円滑化業務	5,964,969	5,964,967	6,505,975	6,505,974 △	541,006 △	541,007
株式会社国際協力銀行	1,973,709,011	1,913,109,085	1,760,727,585	1,686,616,712	212,981,426	226,492,373
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	170,455,297	223,578,281	161,723,257	182,133,826	8,732,040	41,444,455

Ⅳ　令　和　7　年　度　財　政　投　融　資　計　画

(1)　財政投融資計画

（単位：億円）

機関名	7年度 財政融資	産業投資	政府保証	合計	参考 自己資金等	参考 再計	6年度 財政融資	産業投資	政府保証	合計	参考 自己資金等	参考 再計
（特別会計）												
食料安定供給特別会計	9	—	—	9	75	84	7	—	—	7	69	76
エネルギー対策特別会計	97	—	—	97	15,603	15,700	79	—	—	79	15,602	15,681
自動車安全特別会計	112	—	—	112	1,755	1,867	360	—	—	360	1,588	1,948
（政府関係機関）												
株式会社日本政策金融公庫	31,608	—	—	31,608	(2,900) 21,128	52,736	40,075	—	—	40,075	(2,900) 19,741	59,816
沖縄振興開発金融公庫	1,565	50	—	1,615	(100) 131	1,746	1,946	70	—	2,016	(100) 247	2,263
株式会社国際協力銀行	7,200	1,000	6,480	14,680	(200) 9,420	24,100	4,000	1,160	5,880	11,040	(200) 17,560	28,600
独立行政法人国際協力機構	17,025	—	1,800	18,825	(800) 4,275	23,100	14,770	—	1,650	16,420	(800) 6,380	22,800
（独立行政法人等）												
全国土地改良事業団体連合会	20	—	—	20	25	45	15	—	—	15	17	32
日本私立学校振興・共済事業団	294	—	—	294	306	600	287	—	—	287	313	600
独立行政法人日本学生支援機構	5,147	—	—	5,147	(1,200) 765	5,912	5,256	—	—	5,256	(1,200) 564	5,820
独立行政法人福祉医療機構	1,946	—	—	1,946	(200) 363	2,309	2,102	—	—	2,102	(200) 413	2,515
独立行政法人国立病院機構	490	—	—	490	54	544	660	—	—	660	125	785
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	12	—	—	12	—	12	10	—	—	10	—	10
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	—	—	2	—	2	2	—	—	2	—	2
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	348	—	—	348	△ 39	309	875	—	—	875	1	876
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610	20	—	630	(271) 1,567	2,197	651	20	—	671	(598) 2,009	2,680
独立行政法人住宅金融支援機構	376	—	650	1,026	(11,441) 13,700	14,726	263	—	2,400	2,663	(16,243) 16,464	19,127
独立行政法人都市再生機構	4,900	—	—	4,900	(1,100) 9,704	14,604	5,200	—	—	5,200	(1,200) 9,317	14,517
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	5,200	5,200	(1,310) 25,966	31,166	—	—	10,230	10,230	(2,500) 24,788	35,018

独立行政法人水資源機構	5	—	—	5	(80) 1,082	1,087	5	—	—	5	(105) 1,426	1,431
国立研究開発法人森林研究・整備機構	42	—	—	42	286	328	43	—	—	43	284	327
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4	1,117	—	1,121	997	2,118	4	848	—	852	1,037	1,889
（地方公共団体）												
地方公共団体	22,699	—	—	22,699	68,219	90,918	23,258	—	—	23,258	68,933	92,191
（特殊会社等）												
株式会社脱炭素化支援機構	—	350	—	350	250	600	—	250	—	250	350	600
株式会社日本政策投資銀行	3,000	700	3,500	7,200	(6,600) 17,900	25,100	3,000	850	3,500	7,350	(6,500) 16,650	24,000
株式会社産業革新投資機構	—	800	—	800	3,100	3,900	—	800	—	800	5,300	6,100
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	1,100	1,100	100	1,200	—	—	500	500	100	600
中部国際空港株式会社	—	—	122	122	(102) 282	404	—	—	235	235	(90) 173	408
株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	—	500	500	300	800	—	—	500	500	300	800
株式会社海外需要開拓支援機構	—	100	—	100	230	330	—	90	—	90	200	290
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	—	162	35	197	21	218	—	299	626	925	30	955
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	500	120	620	—	620	—	360	240	600	—	600
合計	97,511	4,799	19,507	121,817	(26,304)		102,868	4,747	25,761	133,376	(32,636)	

1　財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

2　「産業競争力強化法」（平25法98）第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第29項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

㈱1．「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（昭48法7）第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

2．「６年度」欄は、６年度当初計画額である。

3．「自己資金等」欄の（　）書は、財投機関債（独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。）の発行により調達する金額を内書したものである。

4．「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

⑵　財政投融資原資見込

（単位：億円）

	7年度	6年度
財政融資	97,511	102,868
財政融資資金	97,511	102,868
産業投資	4,799	4,747
財政投融資特別会計投資勘定	4,799	4,747

政府保証	19,507	25,761
政府保証国内債	9,027	16,031
政府保証外債	10,080	9,330
政府保証外貨借入金	400	400
合計	121,817	133,376

㈱１．６年度欄の金額は、当初計画額である。
２．財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、７年度において、財政投融資特別会計国債10.0兆円（６年度予算10.0兆円）の発行を予定している。
また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券2.0兆円の発行を予定している。

⑶　財政投融資使途別分類表

（単位：億円、億円未満四捨五入）

区分	7年度				6年度			
	財政融資	産業投資	政府保証	合計	財政融資	産業投資	政府保証	合計
⑴ 中小零細企業	22,571	14	—	22,584	29,619	28	—	29,647
⑵ 農林水産業	6,820	1	—	6,821	7,722	—	—	7,722
⑶ 教育	7,851	—	—	7,851	8,234	—	—	8,234
⑷ 福祉・医療	3,596	—	—	3,596	4,422	—	—	4,422
⑸ 環境	783	350	—	1,133	682	250	—	932
⑹ 産業・イノベーション	5,813	1,535	3,500	10,848	6,149	1,692	3,500	11,341
⑺ 住宅	5,647	—	650	6,297	5,684	—	2,400	8,084
⑻ 社会資本	17,203	10	6,922	24,135	15,956	10	11,465	27,431
⑼ 海外投融資等	24,225	2,889	8,435	35,549	18,770	2,767	8,396	29,933
⑽ その他	3,003	—	—	3,003	5,630	—	—	5,630
合計	97,511	4,799	19,507	121,817	102,868	4,747	25,761	133,376

㈱　本表は、「財政融資資金法」（昭26法100）第11条第２項に基づき６年12月26日に財政制度等審議会に提出されたものである。

Ⅴ　令和５年度財政投融資計画及び実績

（単位：億円、億円未満四捨五入）

区分	財政融資			産業投資			政府保証			財政投融資合計		
	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績
（特別会計）												
食料安定供給特別会計	8	8	8	—	—	—	—	—	—	8	8	8
エネルギー対策特別会計	83	83	79	—	—	—	—	—	—	83	83	79
自動車安全特別会計	1,185	1,185	1,111	—	—	—	—	—	—	1,185	1,185	1,111
（政府関係機関）												
株式会社日本政策金融公庫	60,687	60,687	7,507	288	288	30	—	—	—	60,975	60,975	7,537
沖縄振興開発金融公庫	1,994	1,994	740	70	70	1	—	—	—	2,064	2,064	741
株式会社国際協力銀行	9,810	12,580	9,527	900	1,130	1,030	9,010	9,010	4,303	19,720	22,720	14,860
独立行政法人国際協力機構	10,431	14,491	14,491	—	—	—	2,255	2,255	1,666	12,686	16,746	16,157

（独立行政法人等）												
全国土地改良事業団体連合会	13	13	13	—	—	—	—	—	—	13	13	13
日本私立学校振興・共済事業団	272	272	80	—	—	—	—	—	—	272	272	80
独立行政法人日本学生支援機構	5,881	5,881	5,872	—	—	—	—	—	—	5,881	5,881	5,872
独立行政法人福祉医療機構	2,642	2,642	1,799	—	—	—	—	—	—	2,642	2,642	1,799
独立行政法人国立病院機構	286	286	286	—	—	—	—	—	—	286	286	286
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	9	9	9	—	—	—	—	—	—	9	9	9
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	2	2	—	—	—	—	—	—	2	2	2
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	758	758	750	—	—	—	—	—	—	758	758	750
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	439	639	462	12	12	—	—	—	—	451	651	462
独立行政法人住宅金融支援機構	307	307	59	—	—	—	2,200	2,300	2,300	2,507	2,607	2,359
独立行政法人都市再生機構	5,000	5,000	5,000	—	—	—	—	—	—	5,000	5,000	5,000
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	—	—	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530
独立行政法人水資源機構	4	4	4	—	—	—	—	—	—	4	4	4
国立研究開発法人森林研究・整備機構	46	46	46	—	—	—	—	—	—	46	46	46
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4	4	3	1,392	1,392	740	—	—	—	1,396	1,396	743
（地方公共団体）												
地方公共団体	24,238	34,489	32,011	—	—	—	—	—	—	24,238	34,489	32,011
（特殊会社等）												
株式会社脱炭素化支援機構	—	—	—	400	400	79	—	—	—	400	400	79
株式会社日本政策投資銀行	3,000	4,000	4,000	400	900	900	3,500	3,500	3,370	6,900	8,400	8,270
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	350	350	150	350	350	150
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	161	161	140	161	161	140
株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	—	—	—	—	—	500	500	—	500	500	—
株式会社海外需要開拓支援機構	—	—	—	80	80	80	—	—	—	80	80	80
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	—	—	—	512	512	512	575	575	—	1,087	1,087	512
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	—	—	244	244	21	209	209	—	453	453	21
合計	127,099	145,380	83,858	4,298	5,028	3,393	31,290	31,390	24,459	162,687	181,798	111,710

(注)　１．実績の数値は、５年度の決算時の見込値である。

２．改定計画には、５年度特別会計予算総則第20条第３項の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

第２部　令和５年度決算

１．決算の作成と国会への提出

５年度決算は、６年９月３日これを会計検査院に送付し、その検査確認を経て６年11月29日第216回国会に提出した。

２．５年度における予算執行の実績

５年度における予算執行の実績をみると、一般会計における収納済歳入額は、1,402,016億円であって、歳入予算額1,275,803億円に対して9.8％上回り、支出済歳出額は、1,275,788億円であって、歳出予算現額1,455,332億円に対して12.3％下回った。この結果、５年度の歳入歳出差引き剰余金（歳計）は、126,227億円となった。

特別会計における収納済歳入額を合計すると4,282,654億円であり、支出済歳出額を合計すると4,125,344億円であった。政府関係機関における収入済額を合計すると19,764億円であり、支出済額を合計すると18,164億円であった。

次に、５年度予算のうち、諸般の事情により年度内にその支出を終わらないで翌年度に繰り越された金額は、一般会計において110,632億円、特別会計の合計において46,116億円であり、また、諸般の事情により不用となった金額は、一般会計において68,910億円、特別会計の合計において205,054億円、政府関係機関の合計において8,297億円であった。

また、一般会計において、原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策及び物価高騰の下での賃金の引上げの促進に向けた環境整備に要する経費その他の物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるために原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費を使用した額は、11,310億円であり、予見し難い予算の不足に充てるために予備費を使用した額は、3,077億円であった。

なお、ウクライナ情勢に伴い発生しうる経済危機への対応に要する経費その他の国際情勢の変化又は大寒波の到来その他の災害に伴い発生しうる経済危機への対応に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるためのウクライナ情勢経済緊急対応予備費については、使用しなかったため全額不用となった。

３．決算の主な内容

⑴　一般会計

５年度の一般会計の決算について説明すると、

歳入決算総額は	140,201,616,142千円
歳出決算総額は	127,578,849,479千円

であり、

歳入歳出差引き	12,622,766,662千円

の剰余を生じた。

この剰余金は「財政法」(昭22法34)第41条の規定により一般会計の６年度の歳入に繰り入れた。

この剰余金には、４年度までに発生した剰余金の使用残額	１千円

が含まれているので、差引き

５年度の新規発生剰余金は	12,622,766,660千円

となった。

この新規発生剰余金から６年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額	11,063,276,209千円
を控除した額	1,559,490,451千円

が繰越歳出予算財源控除後の５年度の新規発生剰余金である。

さらに、この剰余金から純剰余金の計算上控除する額として

地方交付税交付金財源	667,870,702千円
復興費用及び復興債償還費用財源	6,832,928千円
脱炭素成長型経済構造移行費用財源	33,004,699千円

を控除すると

５年度における「財政法」(昭22法34) 第６条の純剰余金は	851,782,120千円

となった。

以上の歳入決算総額及び歳出決算総額を５年度の歳入予算額及び歳出予算現額に比較すると、

歳入においては	12,621,216,311千円

増加し

歳出においては	17,954,374,738千円

減少した。

５年度の歳出予算現額は

歳出予算額	127,580,399,831千円
当初予算額	114,381,235,569千円
予算補正追加額	16,709,001,560千円
予算補正修正減少額	3,509,837,298千円
前年度繰越額	17,952,824,386千円
計	145,533,224,217千円

となる。このうち

同年度において支出済みとなった額は	127,578,849,479千円
同年度において支出を終わらず翌年度に繰り越した額は	11,063,276,209千円
同年度において支出を終わらず不用となった額は	6,891,098,529千円

である。

⑵　特別会計

５年度の特別会計の決算について概説すると、同年度における特別会計の数は、13であって、これら特別会計の歳入歳出決算額を合計すると、

歳入決算額において	428,265,414,639千円
歳出決算額において	412,534,462,154千円

である。

⑶　政府関係機関

５年度の政府関係機関の決算について概説すると、同年度における政府関係機関の数は、４であって、これら政府関係機関の収入支出決算額を合計すると、

収入決算額において	1,976,486,159千円
支出決算額において	1,816,430,587千円

である。

⑷　国税収納金整理資金受払

５年度の国税収納金整理資金の受払いについて説明すると、同年度における資金への収納済額は

各税受入金	99,288,321,255千円
その他	1,434,946,085千円
計	100,723,267,341千円

であり、資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、

国税に係る還付金の支払命令済額	24,336,751,281千円
国税に係る一般会計の歳入への組入額	71,570,353,767千円
国税に係る交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入への組入額	2,556,631,694千円
国税に係る国債整理基金特別会計の歳入への組入額	116,100,923千円
国税に係る東日本大震災復興特別会計の歳入への組入額	461,499,023千円
計	99,041,336,689千円

である。

㈱　計数は、単位未満を切り捨てているので、端数において合計とは合致しないものがある。

付　表

Ⅰ　令和５年度一般会計歳入歳出決算

(1) 歳　入

①　部款項別表

（単位：千円、千円未満切捨）

部・款・項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）
租税及印紙収入	69,611,000,000	72,076,146,950	2,465,146,950
租税	68,635,000,000	71,063,740,087	2,428,740,087
所得税	21,295,000,000	22,052,956,580	757,956,580
法人税	14,662,000,000	15,860,615,929	1,198,615,929
相続税	3,142,000,000	3,566,321,823	424,321,823
消費税	22,992,000,000	23,092,257,968	100,257,968
酒税	1,180,000,000	1,181,389,795	1,389,795
たばこ税	935,000,000	959,097,173	24,097,173
揮発油税	2,100,000,000	2,065,576,724	△ 34,423,275
石油ガス税	5,000,000	4,450,935	△ 549,064
航空機燃料税	34,000,000	32,268,813	△ 1,731,186
石油石炭税	647,000,000	596,588,210	△ 50,411,789
電源開発促進税	324,000,000	307,500,628	△ 16,499,371
自動車重量税	378,000,000	385,283,345	7,283,345
国際観光旅客税	20,000,000	39,945,123	19,945,123
関税	911,000,000	910,300,733	△ 699,266
とん税	10,000,000	9,177,202	△ 822,797
地価税	—	9,097	9,097
印紙収入			
印紙収入	976,000,000	1,012,406,863	36,406,863
官業益金及官業収入			
官業収入	50,567,378	58,016,211	7,448,833
病院収入	15,129,172	16,741,749	1,612,577
国有林野事業収入	35,438,206	41,274,462	5,836,256
政府資産整理収入	690,617,211	763,620,771	73,003,560
国有財産処分収入	465,049,207	493,009,524	27,960,317
国有財産売払収入	39,347,891	57,239,001	17,891,110
特定国有財産売払収入	9,299,316	13,987,827	4,688,511
防衛力強化国有財産売払収入	416,402,000	416,401,987	△ 12
東日本大震災復興国有財産売払収入	—	5,376,726	5,376,726
有償管理換収入	—	3,982	3,982
回収金等収入	225,568,004	270,611,246	45,043,242
特別会計整理収入	74,128,782	74,122,542	△ 6,239
貸付金等回収金収入	93,590,800	163,230,101	69,639,301
東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216,458	216,458	—
東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	29,574,084	4,950,408	△ 24,623,675
引継債権整理収入	24	—	△ 24
政府出資回収金収入	28,014,434	28,034,389	19,955
事故補償費返還金	43,422	57,346	13,924
雑収入	9,339,125,089	10,961,917,891	1,622,792,802
国有財産利用収入	119,470,559	149,819,495	30,348,936
国有財産貸付収入	55,237,542	55,551,132	313,590
国有財産使用収入	3,179,625	4,197,182	1,017,557
利子収入	39,835	55,679	15,844
配当金収入	61,013,557	90,015,501	29,001,944
納付金	1,629,221,486	2,852,514,232	1,223,292,746
法科大学院設置者納付金	50,800	49,300	△ 1,500
日本銀行納付金	946,400,000	2,172,854,776	1,226,454,776
独立行政法人造幣局納付金	1,099,049	1,613,850	514,801
独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	4,019,505	4,019,505	0
日本中央競馬会納付金	360,839,248	363,053,890	2,214,642
特定アルコール譲渡者納付金	10,520,180	7,874,663	△ 2,645,516
特定タンカー所有者納付金	320,000	—	△ 320,000
雑納付金	231,370,999	228,444,810	△ 2,926,188
東日本大震災復興雑納付金	1,705	3,436	1,731
防衛力強化雑納付金	74,600,000	74,600,000	—
諸収入	7,590,433,044	7,959,584,163	369,151,119
特別会計受入金	943,976,795	943,783,583	△ 193,211
東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	1,005	1,004	△ 0
防衛力強化特別会計受入金	3,731,917,247	3,731,917,247	—

脱炭素成長型経済構造移行推進特別会計受入金	143,105	4,664	△	138,440
公共事業費負担金	762,408,663	754,876,841	△	7,531,821
東日本大震災復興公共事業費負担金	3,224	3,223	△	0
授業料及入学検定料	111,886	89,784	△	22,101
許可及手数料	78,329,816	89,022,079		10,692,263
受託調査試験及役務収入	105,832,269	68,596,293	△	37,235,975
懲罰及没収金	86,688,107	81,992,934	△	4,695,172
弁償及返納金	995,278,335	1,340,225,994		344,947,659
防衛力強化弁償及返納金	591,188,541	618,418,415		27,229,874
物品売払収入	6,143,755	13,088,405		6,944,650
電波利用料収入	74,995,721	71,824,953	△	3,170,767
特定基地局開設料収入	12,700,000	13,095,901		395,901
矯正官署作業収入	2,238,806	2,494,775		255,969
文官恩給費特別会計等負担金	205,453	205,453		—
附帯工事費負担金	17,588,944	15,488,560	△	2,100,383
雑入	180,681,372	212,997,844		32,316,472
東日本大震災復興物品売払収入	—	4,410		4,410
東日本大震災復興弁償及返納金	—	1,395,165		1,395,165
東日本大震災復興雑入	—	56,625		56,625
公債金				
公債金	44,498,000,000	34,997,999,775	△	9,500,000,224
公債金	9,068,000,000	9,067,999,879	△	120
特例公債金	35,430,000,000	25,929,999,895	△	9,500,000,104
前年度剰余金受入				
前年度剰余金受入	3,391,090,153	21,343,914,541		17,952,824,388
前年度剰余金受入	2,071,534,398	20,024,358,786		17,952,824,388
東日本大震災復興前年度剰余金受入	6,456,170	6,456,170		—
防衛力強化前年度剰余金受入	1,313,056,025	1,313,056,025		—
脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	43,560	43,560		—
合計	127,580,399,831	140,201,616,142		12,621,216,311

② 主管別表　（単位：千円、千円未満切捨）

主管	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）
国会	2,010,105	2,105,269	95,164
裁判所	67,171,311	107,917,221	40,745,910
会計検査院	8,002	12,673	4,671
内閣	916,885	798,657	△ 118,227
内閣府	318,344,963	293,693,009	△ 24,651,953
デジタル庁	17,173	31,026	13,853
総務省	111,403,248	145,954,482	34,551,234
法務省	92,703,643	104,741,864	12,038,221
外務省	26,186,510	34,509,340	8,322,830
財務省	123,803,825,781	135,988,127,097	12,184,301,316
文部科学省	137,934,768	212,190,375	74,255,607
厚生労働省	1,081,379,252	1,326,950,931	245,571,679
農林水産省	500,020,924	503,882,307	3,861,383
経済産業省	351,078,119	363,987,310	12,909,191
国土交通省	1,031,466,350	1,005,150,708	△ 26,315,641
環境省	3,563,782	5,345,069	1,781,287
防衛省	52,369,015	106,218,793	53,849,778
合計	127,580,399,831	140,201,616,142	12,621,216,311

(2) 歳出

① 主要経費別表　（単位：千円、千円未満切捨）

主要経費	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
社会保障関係費				
1 年金給付費	13,085,689,398	11,492,001,303	—	1,593,688,094
2 医療給付費	12,248,409,587	12,150,993,026	48,096,471	49,320,089
3 介護給付費	3,715,148,638	3,258,786,019	38,099,651	418,262,967
4 少子化対策費	3,081,315,613	2,858,446,965	—	222,868,647
5 生活扶助等社会福祉費	5,011,637,767	4,559,643,346	251,352,148	200,642,272
6 保健衛生対策費	2,829,306,427	1,851,498,864	407,562,925	570,244,637
7 雇用労災対策費	101,100,471	50,690,214	1,479,974	48,930,282
計	40,072,607,902	36,222,059,739	746,591,171	3,103,956,991
文教及び科学振興費				
1 義務教育費国庫負担金	1,560,087,898	1,559,580,219	—	507,678
2 科学技術振興費	4,553,322,618	3,882,011,531	648,728,425	22,582,660

3 文教施設費	402,417,182	187,477,074	189,763,181	25,176,927
4 教育振興助成費	2,593,890,979	2,403,173,743	134,904,174	55,813,061
5 育英事業費	135,215,491	127,620,476	7,594,759	255
計	9,244,934,168	8,159,863,045	980,990,539	104,080,583
国債費	25,674,763,057	25,501,094,636	—	173,668,420
恩給関係費	97,303,782	88,774,820	294,965	8,233,996
地方交付税交付金	16,964,259,489	16,964,259,489	—	—
地方特例交付金	216,900,000	216,900,000	—	—
防衛関係費	12,557,493,636	11,547,382,349	874,933,233	135,178,052
下記繰入除く	8,137,838,389	7,127,727,102	874,933,233	135,178,052
防衛力強化資金繰入	4,419,655,247	4,419,655,247	—	—
公共事業関係費				
1 治山治水対策事業費	1,885,821,560	1,319,541,087	558,607,912	7,672,560
2 道路整備事業費	2,786,573,619	1,987,689,342	795,225,050	3,659,226
3 港湾空港鉄道等整備事業費	710,717,179	499,519,761	206,961,642	4,235,775
4 住宅都市環境整備事業費	1,489,856,412	1,002,744,192	467,914,349	19,197,869
5 公園水道廃棄物処理等施設整備費	421,992,942	264,014,923	151,586,757	6,391,261
6 農林水産基盤整備事業費	1,283,205,630	865,417,206	406,588,811	11,199,611
7 社会資本総合整備事業費	2,617,051,260	1,759,425,035	847,232,412	10,393,812
8 推進費等	105,964,631	65,470,866	39,802,811	690,953
小計	11,301,183,236	7,763,822,417	3,473,919,747	63,441,071
9 災害復旧等事業費	959,592,757	440,380,361	501,349,041	17,863,354
計	12,260,775,993	8,204,202,779	3,975,268,788	81,304,426
経済協力費	891,857,789	768,319,240	121,302,023	2,236,525
中小企業対策費	897,605,614	470,854,699	363,406,960	63,343,954
エネルギー対策費	1,223,896,953	1,189,709,667	896,691	33,290,593
食料安定供給関係費	2,141,791,072	1,725,815,532	306,418,823	109,556,716
その他の事項経費	21,727,799,304	16,519,613,478	3,693,173,012	1,515,012,813
皇室費	6,988,608	6,170,823	406,457	411,327
国会	138,345,636	128,196,434	6,223,058	3,926,143
裁判所	333,066,464	309,396,122	13,238,876	10,431,465
会計検査院	18,122,897	16,469,386	611,797	1,041,713
内閣	181,609,574	144,556,019	30,360,925	6,692,629
内閣府	2,568,296,651	820,106,037	1,200,372,321	547,818,293
デジタル庁	268,976,495	161,422,614	102,524,781	5,029,099
総務省	5,469,174,422	4,095,354,081	871,451,511	502,368,830
法務省	887,964,538	813,105,581	59,965,137	14,893,819
外務省	458,327,963	425,760,787	18,652,504	13,914,672
財務省	1,401,415,732	1,211,746,334	47,798,314	141,871,083
文部科学省	294,851,312	250,796,099	31,812,351	12,242,861
厚生労働省	467,887,691	309,997,063	138,494,280	19,396,347
農林水産省	259,719,883	238,815,208	13,832,620	7,072,054
経済産業省	7,129,151,962	6,257,015,857	765,834,912	106,301,192
国土交通省	1,615,875,482	1,193,793,540	309,415,867	112,666,074
環境省	195,493,901	107,186,212	80,423,140	7,884,548
防衛省	32,530,083	29,725,273	1,754,154	1,050,656
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	868,940,000	—	—	868,940,000
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	500,000,000	—	—	500,000,000
予備費	192,295,454	—	—	192,295,454
合計	145,533,224,217	127,578,849,479	11,063,276,209	6,891,098,529

② 所管別表　（単位：千円、千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
皇室費	6,988,608	6,170,823	406,457	411,327
国会	139,435,928	129,263,257	6,223,058	3,949,612
裁判所	333,066,464	309,396,122	13,238,876	10,431,465
会計検査院	18,122,897	16,469,386	611,797	1,041,713
内閣	181,609,574	144,556,019	30,360,925	6,692,629
内閣府	6,511,164,543	4,522,101,024	1,324,450,413	664,613,105
デジタル庁	269,476,495	161,422,614	103,024,781	5,029,099
総務省	22,919,257,420	21,518,393,357	888,655,823	512,208,239
法務省	887,964,538	813,105,581	59,965,137	14,893,819
外務省	1,133,393,119	978,663,590	139,900,132	14,829,396
財務省	33,361,420,774	31,423,844,017	47,928,314	1,889,648,442
文部科学省	7,808,215,130	6,720,608,830	765,437,902	322,168,397
厚生労働省	36,324,480,026	32,723,251,741	815,662,320	2,785,565,964
農林水産省	4,138,587,917	3,134,316,685	867,885,327	136,385,904
経済産業省	10,564,600,376	9,064,879,463	1,297,727,399	201,993,513
国土交通省	12,086,683,242	8,251,899,315	3,662,430,051	172,353,875
環境省	673,793,525	499,112,052	162,680,102	12,001,370
防衛省	8,174,963,633	7,161,395,595	876,687,387	136,880,650
合計	145,533,224,217	127,578,849,479	11,063,276,209	6,891,098,529

㈱ こども家庭庁（内閣府所管）の支出済歳出額は3,635,877,108千円である。

Ⅱ　令和5年度特別会計歳入歳出決算

（単位：千円、千円未満切捨）

会計・勘定	歳入			歳出			
	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
交付税及び譲与税配付金	52,348,578,333	52,895,122,229	546,543,896	52,250,637,254	51,661,767,006	527,366,983	61,503,264
地震再保険	108,980,454	109,166,297	185,843	108,980,454	9,295,464	—	99,684,989
国債整理基金	236,005,037,202	234,483,074,321	△ 1,521,962,880	239,062,958,508	231,413,090,900	3,065,620,795	4,584,246,811
外国為替資金	2,988,136,336	5,249,576,653	2,261,440,317	2,419,319,219	1,361,262,540	—	1,058,056,678
財政投融資							
財政融資資金勘定	15,262,730,477	13,213,803,776	△ 2,048,926,700	15,262,730,477	13,187,634,455	66,726	2,075,029,295
投資勘定	1,095,235,402	1,148,061,386	52,825,984	1,008,116,610	814,421,949	11,700,000	181,994,660
特定国有財産整備勘定	70,044,264	57,403,770	△ 12,640,493	23,055,252	21,307,239	1,160,032	587,981
エネルギー対策							
エネルギー需給勘定	4,099,518,104	4,511,912,326	412,394,222	4,420,349,458	3,304,219,150	782,757,721	333,372,586
電源開発促進勘定	359,357,280	404,278,867	44,921,587	384,282,795	339,192,140	26,955,318	18,135,337
原子力損害賠償支援勘定	10,937,846,597	8,620,629,255	△ 2,317,217,341	10,937,846,597	8,579,327,339	—	2,358,519,257
労働保険							
労災勘定	1,223,192,987	1,227,717,298	4,524,311	1,073,928,111	1,004,400,246	587,601	68,940,263
雇用勘定	3,649,437,987	3,488,551,288	△ 160,886,698	3,591,495,198	2,657,055,624	2,982,423	931,457,150
徴収勘定	4,079,670,577	4,182,632,971	102,962,394	4,079,670,577	4,065,558,363	—	14,112,213
年金							
基礎年金勘定	28,854,982,070	25,556,538,674	△ 3,298,443,395	28,854,982,070	25,063,332,169	—	3,791,649,900
国民年金勘定	3,925,803,588	3,741,075,919	△ 184,727,668	3,925,803,588	3,503,287,483	—	422,516,104
厚生年金勘定	50,408,732,452	49,070,073,291	△ 1,338,659,160	50,408,732,452	46,708,418,955	—	3,700,313,496
健康勘定	12,514,890,322	12,974,223,094	459,332,772	12,514,890,322	12,509,463,150	—	5,427,171
子ども・子育て支援勘定	3,435,949,192	3,609,576,393	173,627,201	3,447,639,810	3,200,893,898	41,686,839	205,059,072
業務勘定	456,792,361	514,870,086	58,077,725	456,847,436	416,826,100	—	40,021,335
食料安定供給							
農業経営安定勘定	251,423,994	252,605,620	1,181,626	251,423,994	206,554,380	—	44,869,613
食糧管理勘定	1,114,801,701	793,595,911	△ 321,205,789	1,122,001,272	776,913,725	13,191,279	331,896,267
農業再保険勘定	104,406,935	76,876,461	△ 27,530,473	104,199,562	66,483,458	—	37,716,103
漁船再保険勘定	7,960,745	9,486,038	1,525,293	6,903,480	4,752,323	—	2,151,156
漁業共済保険勘定	14,605,178	12,725,968	△ 1,879,209	12,879,124	12,139,905	—	739,218
業務勘定	14,720,490	13,209,139	△ 1,511,350	14,720,490	13,209,139	—	1,511,350
国営土地改良事業勘定	11,104,433	12,821,505	1,717,072	16,009,161	12,599,308	2,666,563	743,290

国有林野事業債務管理	343,032,560	342,956,922	△ 75,637	343,032,560	342,956,922	—	75,637
特許	218,141,685	236,356,593	18,214,908	149,501,960	138,547,413	1,888,459	9,066,087
自動車安全							
自動車事故対策勘定	84,288,598	86,368,933	2,080,335	24,056,998	20,095,215	477,511	3,484,271
自動車検査登録勘定	45,782,446	48,473,598	2,691,152	41,443,085	39,116,002	211,752	2,115,330
空港整備勘定	392,769,517	460,162,471	67,392,954	471,461,307	376,154,031	76,369,282	18,937,994
東日本大震災復興	798,464,800	861,487,570	63,022,770	861,669,492	704,186,149	56,003,066	101,480,276
合計	435,226,419,067	428,265,414,639	△ 6,961,004,427	437,651,568,678	412,534,462,154	4,611,692,353	20,505,414,170

Ⅲ　令和5年度政府関係機関収入支出決算

（単位：千円、千円未満切捨）

機関	収入			支出			
	収入予算額	収入済額	収入予算額と収入済額との差（△は減）	支出予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
沖縄振興開発金融公庫	14,089,009	13,505,664	△ 583,344	10,030,816	8,640,576	—	1,390,239
株式会社日本政策金融公庫							
国民一般向け業務	193,168,709	130,477,239	△ 62,691,469	106,855,324	75,424,801	—	31,430,522
農林水産業者向け業務	43,127,213	49,305,481	6,178,268	40,012,285	33,289,906	—	6,722,378
中小企業者向け業務	150,005,422	79,501,152	△ 70,504,269	54,217,325	32,366,553	—	21,850,771
信用保険等業務	300,853,092	236,425,666	△ 64,427,425	849,435,927	392,801,864	—	456,634,062
危機対応円滑化業務	12,484,333	7,672,494	△ 4,811,838	105,937,344	39,572,287	—	66,365,056
特定事業等促進円滑化業務	4,087,550	267,011	△ 3,820,538	4,087,549	266,714	—	3,820,834
株式会社国際協力銀行	1,363,395,424	1,290,923,459	△ 72,471,964	1,329,702,421	1,133,407,097	—	196,295,323
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	152,876,843	168,407,988	15,531,145	145,880,712	100,660,785	—	45,219,926
合計	2,234,087,595	1,976,486,159	△ 257,601,435	2,646,159,703	1,816,430,587	—	829,729,115

Ⅳ　令和5年度国税収納金整理資金受払

(1)　受　入

（単位：千円、千円未満切捨）

款・項・目	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額
歳入組入資金受入	100,589,525,810	99,288,465,948	64,358,572	1,236,701,289
各税受入金	100,589,381,117	99,288,321,255	64,358,572	1,236,701,289
源泉所得税受入金	74,983,385	72,103,169	2,878,339	1,876
源泉所得税及復興特別所得税受入金	21,820,101,029	21,802,148,827	5,244,899	12,707,302
申告所得税受入金	9,920,469	5,626,930	4,293,538	—
申告所得税及復興特別所得税受入金	4,513,236,102	4,368,247,218	2,069,953	142,918,930
法人税受入金	18,757,147,254	18,664,010,553	17,187,340	75,949,361

地方法人税受入金	2,209,480,257	2,200,879,762	705,779	7,894,715
復興特別法人税受入金	226,249	35,553	190,696	—
相続税受入金	3,755,945,739	3,618,657,539	2,651,557	134,636,642
地価税受入金	13,370	9,097	4,273	—
消費税受入金	307,488	116,132	191,356	—
消費税及地方消費税受入金	41,448,820,640	40,805,080,940	28,920,701	614,818,997
酒税受入金	1,183,865,129	1,183,438,692	—	426,436
たばこ税受入金	17,088	17,057	30	—
たばこ税及たばこ特別税受入金	1,079,519,846	1,079,516,717	—	3,128
石油石炭税受入金	701,184,405	664,342,555	—	36,841,850
国際観光旅客税受入金	39,985,704	39,945,429	1,426	38,849
旧税受入金	59	—	59	—
電源開発促進税受入金	310,006,014	310,006,014	—	—
揮発油税及地方揮発油税受入金	2,470,976,973	2,287,036,657	—	183,940,316
石油ガス税受入金	8,942,732	8,905,756	2,014	34,961
自動車重量税受入金	686,294,886	686,294,886	—	—
航空機燃料税受入金	46,612,056	46,611,203	—	852
とん税及特別とん税受入金	20,653,523	20,653,523	—	—
関税受入金	940,776,255	914,324,568	3,864	26,447,821
印紙収入受入金	510,364,454	510,312,467	12,740	39,246
滞納処分費等受入金				
滞納処分費等受入金	144,693	144,693	—	—
歳入組入外資金受入	1,434,801,392	1,434,801,392	—	—
各税送金資金返納金	611,927	611,927	—	—
一般国税等送金資金返納金	218,101	218,101	—	—
源泉所得税及復興特別所得税送金資金返納金	233,676	233,676	—	—
申告所得税及復興特別所得税送金資金返納金	146,700	146,700	—	—
地方法人税送金資金返納金	10,751	10,751	—	—
復興特別法人税送金資金返納金	0	0	—	—
自動車重量税送金資金返納金	2,693	2,693	—	—
航空機燃料税送金資金返納金	2	2	—	—
前年度繰越資金受入金				
前年度繰越資金受入金	1,434,189,465	1,434,189,465	—	—
合計	102,024,327,203	100,723,267,341	64,358,572	1,236,701,289

(2) 支　払

（単位：千円、千円未満切捨）

款・項・目	支払決定済額			支払命令済額	支払命令未済額	歳入組入額		
	本年度分	過年度分	計			国税収納金等歳入組入額	その他の歳入組入額	計
還付金								
各税還付金	24,336,507,419	243,861	24,336,751,281	24,336,751,281	—	—	—	—
源泉所得税還付金	690,635	49	690,685	690,685	—	—	—	—
源泉所得税及復興特別所得税還付金	3,495,507,411	84,838	3,495,592,250	3,495,592,250	—	—	—	—
申告所得税還付金	1,064,978	25	1,065,003	1,065,003	—	—	—	—
申告所得税及復興特別所得税還付金	236,389,915	52,373	236,442,289	236,442,289	—	—	—	—
法人税還付金	2,803,394,623	31,735	2,803,426,358	2,803,426,358	—	—	—	—
地方法人税還付金	187,365,367	3,033	187,368,401	187,368,401	—	—	—	—
復興特別法人税還付金	60,302	1	60,304	60,304	—	—	—	—
相続税還付金	52,335,715	4,143	52,339,859	52,339,859	—	—	—	—
消費税還付金	831	—	831	831	—	—	—	—
消費税及地方消費税還付金	11,327,810,587	65,070	11,327,875,657	11,327,875,657	—	—	—	—
地方消費税払込金	6,137,307,371	—	6,137,307,371	6,137,307,371	—	—	—	—
酒税還付金	2,048,896	1	2,048,898	2,048,898	—	—	—	—
たばこ税還付金	334	—	334	334	—	—	—	—
たばこ税及たばこ特別税還付金	4,335,352	—	4,335,352	4,335,352	—	—	—	—
石油石炭税還付金	67,754,344	—	67,754,344	67,754,344	—	—	—	—
国際観光旅客税還付金	305	—	305	305	—	—	—	—
電源開発促進税還付金	2,505,386	—	2,505,386	2,505,386	—	—	—	—
揮発油税及地方揮発油税還付金	451,723	—	451,723	451,723	—	—	—	—
石油ガス税還付金	3,886	—	3,886	3,886	—	—	—	—
自動車重量税還付金	9,171,255	630	9,171,886	9,171,886	—	—	—	—
航空機燃料税還付金	694	—	694	694	—	—	—	—
とん税及特別とん税還付金	4,816	—	4,816	4,816	—	—	—	—
関税還付金	4,023,835	—	4,023,835	4,023,835	—	—	—	—
印紙収入還付金	4,278,844	1,957	4,280,801	4,280,801	—	—	—	—
組入金	—	—	—	—	—	74,704,138,214	447,193	74,704,585,408
一般会計各税組入金	—	—	—	—	—	71,569,773,710	—	71,569,773,710
源泉所得税組入金	—	—	—	—	—	18,001,521,658	—	18,001,521,658
申告所得税組入金	—	—	—	—	—	4,051,434,922	—	4,051,434,922
法人税組入金	—	—	—	—	—	15,860,615,929	—	15,860,615,929
相続税組入金	—	—	—	—	—	3,566,321,823	—	3,566,321,823
地価税組入金	—	—	—	—	—	9,097	—	9,097
消費税組入金	—	—	—	—	—	23,092,257,968	—	23,092,257,968

酒税組入金	—	—	—	—	—	1,181,389,795	—	1,181,389,795
たばこ税組入金	—	—	—	—	—	959,097,173	—	959,097,173
石油石炭税組入金	—	—	—	—	—	596,588,210	—	596,588,210
国際観光旅客税組入金	—	—	—	—	—	39,945,123	—	39,945,123
電源開発促進税組入金	—	—	—	—	—	307,500,628	—	307,500,628
揮発油税組入金	—	—	—	—	—	2,065,576,724	—	2,065,576,724
石油ガス税組入金	—	—	—	—	—	4,450,935	—	4,450,935
自動車重量税組入金	—	—	—	—	—	385,283,345	—	385,283,345
航空機燃料税組入金	—	—	—	—	—	32,268,813	—	32,268,813
とん税組入金	—	—	—	—	—	9,177,202	—	9,177,202
関税組入金	—	—	—	—	—	910,300,733	—	910,300,733
印紙収入組入金	—	—	—	—	—	506,033,622	—	506,033,622
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	—	—	—	—	—	2,556,627,022	—	2,556,627,022
地方法人税組入金	—	—	—	—	—	2,013,514,395	—	2,013,514,395
地方揮発油税組入金	—	—	—	—	—	221,008,209	—	221,008,209
石油ガス税組入金	—	—	—	—	—	4,450,935	—	4,450,935
自動車重量税組入金	—	—	—	—	—	291,840,284	—	291,840,284
航空機燃料税組入金	—	—	—	—	—	14,341,694	—	14,341,694
特別とん税組入金	—	—	—	—	—	11,471,503	—	11,471,503
国債整理基金特別会計組入金								
たばこ特別税組入金	—	—	—	—	—	116,100,914	—	116,100,914
東日本大震災復興特別会計各税組入金	—	—	—	—	—	461,491,874	—	461,491,874
復興特別所得税組入金	—	—	—	—	—	461,491,874	—	461,491,874
復興特別法人税組入金	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納処分費等組入金								
滞納処分費等組入金	—	—	—	—	—	144,693	—	144,693
還付金時効益等組入金	—	—	—	—	—	—	447,193	447,193
一般会計組入金	—	—	—	—	—	—	435,364	435,364
交付税及び譲与税配付金特別会計組入金	—	—	—	—	—	—	4,671	4,671
国債整理基金特別会計組入金	—	—	—	—	—	—	9	9
東日本大震災復興特別会計組入金	—	—	—	—	—	—	7,148	7,148
合計	24,336,507,419	243,861	24,336,751,281	24,336,751,281	—	74,704,138,214	447,193	74,704,585,408

㈱　支払の（款）組入金（項）東日本大震災復興特別会計各税組入金のうち（目）復興特別法人税組入金については、当該税の還付金に係る支払決定済額の本年度分の額が当該税の受入金に係る収納済額を超えたため、歳入組入額の国税収納金等歳入組入額はなかった。

第３部　令和５年度末における国債、借入金及び国有財産現在高

５年度末における国債、借入金及び国有財産の現在高は次のとおりである。

１．国債及び借入金現在高

区分	５年度末実績額（千円）
内国債	1,157,029,675,563
内訳	
普通国債	1,053,652,637,961
建設国債	297,098,011,777
特例国債	726,439,082,434
減税特例国債	177,786,600
日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債	15,071,496,750
国有林野事業承継債務借換国債	1,621,403,900
交付税及び譲与税配付金承継債務借換国債	3,378,160,000
復興債	4,875,718,050
年金特例国債	2,543,134,750
脱炭素成長型経済構造移行債	2,447,843,700
財政投融資特別会計国債	94,598,852,150
交付国債	79,905,060
出資・拠出国債	4,978,215,391
株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債	1,324,665,000
原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債	2,395,400,000
借入金	48,196,163,330
内訳	
一般会計	7,643,829,978
旧臨時軍事費借入金	41,421,961
交付税及び譲与税配付金借入金	7,590,459,266
旧国立高度専門医療センター借入金	11,948,751
特別会計	40,552,333,351
交付税及び譲与税配付金借入金	28,612,295,408
エネルギー対策借入金	8,638,179,587
年金借入金	1,434,834,930
食料安定供給借入金	23,963,842
国有林野事業債務管理借入金	1,088,239,903
自動車安全借入金	754,819,681
一時借入金	365,108,000
内訳	
特別会計	
交付税及び譲与税配付金一時借入金	365,108,000
政府短期証券	91,499,320,000
内訳	
外国為替資金証券	90,165,920,000
石油証券	1,160,400,000
食糧証券	173,000,000
合計	1,297,090,266,894

(注)　千円未満を切り捨ててある。

２．国有財産現在高

区分		数量単位	令和５年度末現在高	
			数量	価格（千円）
土地		平方メートル	87,569,757,279	20,356,380,171
立木竹	樹木	本	6,612,021	90,474,498
	立木	立方メートル	1,284,115,166	3,977,099,394
	竹	束	731,353	968,832
	計			4,068,542,725
建物	建面積	平方メートル	26,711,596	3,388,305,162
	延べ面積	平方メートル	59,399,903	
工作物				2,511,612,508
機械器具				0
船舶	汽船	隻 トン	1,013 296,078	320,056,724
	艦船	隻 トン	337 566,364	1,264,050,553
	雑船	隻	1,002	1,968,197
	計	隻	2,352	1,586,075,475
航空機		機	1,563	989,681,707
地上権等		平方メートル	3,245,240	3,657,895
特許権等		件	1,920,077	1,145,623
政府出資等				104,752,838,341
不動産の信託の受益権		件	2	36,093,842
合計				137,694,333,454

(注)　単位未満を切り捨ててある。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　中谷　　元

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変　更　後

第４章　給付

（短期給付）

第18条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第26条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第４条第５項に規定する特定任期付職員である自衛官及び同法第６条の規定の適用を受ける職員のうち自衛官である職員（第27条第２項において「特定任期付自衛官及び指定職自衛官組合員」という。）以外の自衛官等組合員に対しては法第50条第１項第１号に掲げる給付、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の５までに掲げる給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第27条　［略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	［略］	［略］	7.66/1000	［略］	［略］	7.66/1000
自衛官組合員	［略］	［略］	7.66/1000	［略］	［略］	7.66/1000
短期組合員	［略］	［略］	7.66/1000	［略］	［略］	7.66/1000
任意継続組合員	［略］	［略］	15.32/1000			

２　前項の規定にかかわらず特定任期付自衛官及び指定職自衛官組合員に係る短期給付及び福祉事業の掛金率又は負担金率については長期組合員としての割合とする。

３　［略］

組合の負担金率		
短期給付	福祉事業	介護納付金
［略］	［略］	7.66/1000

４　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、第１項及び第３項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.50/1000」とあるのは、「1.10/1000」とする。

５～６　［略］

別表（第３条関係）

支部の名称	所　在　地
［略］	［略］
久里浜支部	神奈川県横須賀市　システム通信・サイバー学校内
［略］	［略］

変　更　前

第４章　給付

（短期給付）

第18条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第26条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第６条の規定の適用を受ける職員のうち自衛官である職員（第27条第２項において「指定職自衛官組合員」という。）以外の自衛官等組合員に対しては法第50条第１項第１号に掲げる給付、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の３までに掲げる給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第27条　［同左］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	［同左］	［同左］	7.92/1000	［同左］	［同左］	7.92/1000
自衛官組合員	［同左］	［同左］	7.92/1000	［同左］	［同左］	7.92/1000
短期組合員	［同左］	［同左］	7.92/1000	［同左］	［同左］	7.92/1000
任意継続組合員	［同左］	［同左］	15.84/1000			

２　前項の規定にかかわらず指定職自衛官組合員に係る短期給付及び福祉事業の掛金率又は負担金率については長期組合員としての割合とする。

３　［同左］

組合の負担金率		
短期給付	福祉事業	介護納付金
［同左］	［同左］	7.92/1000

４　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、第１項及び第３項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.50/1000」とあるのは、「1.32/1000」とする。

５～６　［同左］

別表（第３条関係）

支部の名称	所　在　地
［同左］	［同左］
久里浜支部	神奈川県横須賀市　通信学校内
［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表（第３条関係）の変更は令和６年３月21日から適用する。

２　変更後の第27条第１項、第３項、及び第４項の規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

北海道北見市豊地一八番地四八

株式会社ラテック

代表清算人　原　宏栄

解散公告

当社は、令和七年三月二十四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

北海道小樽市銭函二丁目六番三号

株式会社スプレー

代表清算人　衣川　順志

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平九三番地三

有限会社匠工業

清算人　竹内　岩男

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目一一番一〇―六〇三号

有限会社阿部設計事務所

清算人　阿部　隆

解散公告

当法人は、令和七年三月二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

宮城県仙台市太白区富沢二丁目八番一六号

特定非営利活動法人スポーツ医科学ネットワーク

清算人　高橋　博之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

仙台市青葉区一番町一丁目一五番一九号

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

代表清算人　清水　宏明

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番二八号

カーニープレイス仙台駅前通六〇三号室

株式会社スタークリムゾン

代表清算人　千葉　陽司

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

茨城県小美玉市野田一〇九番地の二

常陽レンタル有限会社

清算人　小澤　智子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

茨城県ひたちなか市磯崎町四二六一番地四

株式会社アイカウ交通

代表清算人　大内　剛

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

栃木県大田原市本町一丁目二七一六番地五

一般財団法人大田原市管理公社

代表清算人　髙橋　一成

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町一四九〇番地の八

ヤマダイ商事株式会社

代表清算人　福田　敦洋

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

群馬県太田市飯田町七〇八番地　清水ビル二階

有限会社アドバンス・テクノ

清算人　清水　保

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

群馬県高崎市井出町一八四番地の二

有限会社榛風

清算人　福島　哲也

解散公告

当組合は、令和七年一月二十四日開催の臨時総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

群馬県伊勢崎市豊城町一八八〇番地一

明友酪農業協同組合

代表清算人　高橋　信行

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

埼玉県ふじみ野市上福岡六丁目一番二号

有限会社フルーツコウザイ

清算人　香西　信子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

埼玉県草加市金明町二八五番地の二

有限会社大関フードセンター

清算人　大関　等

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

千葉県柏市ひばりが丘三―一七田中ビル一階

特定非営利活動法人ＭＡＤＥＩＲＡＧＲＯＵＰ

清算人　馬場　和也

解散公告

当社は、令和四年十月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

千葉県市川市中山一丁目一〇番一三号

有限会社カインドリ介護サービス

清算人　加藤美知子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都中央区明石町一番三一

株式会社猫八

代表清算人　樋野　雅浩

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―一〇一号

マウスファンディング合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

マウスファイナンスホールディングス一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都港区南青山五丁目一七番二号

株式会社ＲＹＨ

代表清算人　西村　健太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都大田区東蒲田二丁目三〇番六号

株式会社深井製作所

代表清算人　深井　敏明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー二階

株式会社ワーク

代表清算人　嵯峨翔太郎

解散公告

当社は、令和七年三月二十二日開催の臨時株主総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都豊島区北大塚一丁目一九番一二号

有限会社永順

清算人　永田　靖夫

解散公告

当社は、令和七年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都杉並区高円寺南二丁目一番一五号Ｃｕｂｉｋ Ｏｆｆｉｃｅ東高円寺一〇七

株式会社ＳＭＡＲＴ

代表清算人　沼田　知保

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都足立区綾瀬二丁目七番九号

有限会社味処まの

清算人　眞野　正人

解散公告

当社は、令和七年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都江戸川区東葛西三丁目一七番九号

株式会社江戸

代表清算人　奥崎　正明

解散公告

当社は、令和七年三月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都足立区西伊興四―一二―一六

有限会社眞鍋紙工

清算人　眞鍋まゆみ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都小平市花小金井南町二丁目一〇番二七号

株式会社中根商事

代表清算人　熱田千穂子

解散公告

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階

Ｄｅｅｐ４ｑｕｓ株式会社

代表清算人　木下　剛敏

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都中央区新富一丁目一三番二六号新富ＴＴビル八階

岡崎コンサルティング株式会社

代表清算人　畠　庸祐

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都渋谷区代々木一丁目四番八―六〇四号

人事部サービス株式会社

代表清算人　佐藤　陽子

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都港区西麻布三丁目三番二号

有限会社ギボクリエーティブ

清算人　高松　生子

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四百七十二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都渋谷区宇田川町三三番七号

株式会社やよいファーマシー

代表清算人　吉田　隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都北区赤羽二丁目四七番八―三〇七号

Ｙ・Ｈ・Ｋ合同会社

清算人　陳　風萍

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都町田市玉川学園五丁目二八番九号

畠山産業株式会社

代表清算人　畠山　智之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都品川区西五反田五丁目七番三号

ＨｉＣｕｓｔｏｍｅｒ株式会社

代表清算人　鈴木　大貴

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都国分寺市西町五丁目三三番地六一

有限会社共同エージェンシー

清算人　日向野惠一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

東京都品川区大井一丁目七番六号

特定非営利活動法人がんばれ経営者

代表清算人　高橋　節男

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

神奈川県綾瀬市吉岡東一丁目八番一六号

株式会社荏原軽合金製作所

代表清算人　石津　賢二

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

横浜市鶴見区諏訪坂一三番二五号コーポ時枝三〇三号室

株式会社レティシア

代表清算人　飯島　好雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

神奈川県横須賀市若松町一丁目一五番地

若松ビル地下一階

株式会社Ｍ

代表清算人　石井　沙織

解散公告

当法人は、令和七年二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

横浜市金沢区西柴四丁目一二番一七号

特定非営利活動法人フォレストフリーク

清算人　緒方　秀行

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

神奈川県相模原市緑区東橋本一丁目一五番二三号

株式会社相模リペア

代表清算人　谷本　忠男

解散公告

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

神奈川県小田原市桑原六二七番地の一

特定非営利活動法人防災総合ペット育成協会

清算人　中川　都子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

福井県敦賀市白銀町一三番三三号

株式会社ホップ

代表清算人　建部　治彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

山梨県北杜市長坂町小荒間七九〇番地

有限会社坂本土地開発

清算人　坂本　澄夫

解散公告

当組合は、令和七年一月十六日開催の臨時総会の決議により、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

山梨県甲府市徳行一丁目六番二四号

甲府ハイヤー事業協同組合

代表清算人　前田　誠

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

長野県岡谷市中央町一丁目一〇番一二号

有限会社茶小泉

清算人　小泉　幸一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

長野県中野市大字永江二一三六番地

株式会社斑尾

代表清算人　中島　源

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目四番六号

有限会社エース

清算人　森本　昇子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

名古屋市瑞穂区上山町一丁目一六番地

株式会社モダンガーデン

代表清算人　鈴木　貴美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

名古屋市南区松城町一丁目三四番地

有限会社満庄

清算人　上野ゆかり

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

愛知県江南市宮後町中町一三四番地

月紬合同会社

清算人　安達　麻子

解散公告

当法人は、令和七年三月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

名古屋市北区清水二丁目二番九号

特定非営利活動法人フレンド愛

清算人　服部　美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

愛知県豊田市トヨタ町一番地

ティー・カーゴ株式会社

代表清算人　山口　大河

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

三重県三重郡菰野町大字潤田二九七七番地一

有限会社イナホ電機

清算人　戸谷　武俊

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

大阪府東大阪市下六万寺町三丁目七番三号

志免重機有限会社

清算人　森山　敏秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

大阪府東大阪市西岩田三丁目五番三九―一〇一六号

八勝自動車株式会社

代表清算人　八切　勝司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

大阪府高槻市八丁西町六番一―一〇六号

株式会社フェニックス

代表清算人　近藤直緒美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

兵庫県加古川市加古川町木村二〇番地の一二

株式会社マツオ

代表清算人　松尾　佳大

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

兵庫県赤穂市中浜町八番地一七

一般社団法人はな子のサポートサロン

代表清算人　吉本　慶子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

奈良県天理市川原城町六九一番地

株式会社クラモト商会

代表清算人　藏本　一

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目八番二五号［斑鳩の里観光案内所（法隆寺ｉセンター）］内

一般社団法人斑鳩町観光協会

代表清算人　福森　亮二

解散公告

当法人は、令和七年三月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

岡山県倉敷市鶴形一丁目二番一五号鶴形ビル二〇六号

特定非営利活動法人子ども家族生活サポートセンターいとでんわ

清算人　三宅奈美江

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

広島県三次市十日市中四丁目一一番七号

有限会社中国ユニティ

清算人　濱野　邦男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

広島県東広島市西条町寺家六四九九番地二

ＣＯ　ＭＹ合同会社

代表清算人　グエン・ティ・ホアン・ミー

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

広島市佐伯区河内南一丁目三五番九号

有限会社エム・プロダクト

清算人　橋本　一磨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

香川県高松市亀水町一四二五番地三

萬吉水産有限会社

清算人　谷澤　英見

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

香川県高松市花ノ宮町二丁目七番三号

有限会社花商

清算人　花木　昭弘

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により令和七年三月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

福岡県大牟田市有明町二丁目二番地一七

有限会社大伸商事

清算人　井手佐知雄

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

北九州市小倉南区中曽根二丁目四番二一号

有限会社ユニオン

清算人　森田　正樹

解散公告

当法人は、令和七年三月十三日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀二五四三番地

慈弘院

清算人　岩見　龍旺

解散公告

当社は、令和七年四月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

熊本市中央区桜町一番二五号未来会議室

合同会社ｃｏｃｏｋａｒａ

清算人　濵田佳与子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

沖縄県那覇市字小禄九六九番地一

株式会社ブリエ

代表清算人　竹内　一郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年五月十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年三月十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

北海道足寄郡足寄町北一条三丁目六番地

医療法人医進会

清算人　進藤　正二

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

山梨県甲府市上石田町二一六番地

宗教法人御嶽教大嶽山徳神勝栄教会

清算人　加藤　英輔

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月十四日名古屋地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

名古屋市東区東矢場町一丁目二番地

宗教法人御嶽教敬神教会

清算人　瀬尾　幸弥

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月十四日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

茨城県取手市本郷五丁目九番二一号

医療法人社団仁風会

清算人　堤　孝一

解散公告（第二回）

当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可により令和七年三月三十一日付けで解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

滋賀県大津市松本一丁目二番一号

滋賀県土地開発公社

代表清算人　野﨑　信宏

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十一日付けで解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

滋賀県大津市苗鹿二丁目三〇番二〇号

宗教法人日印大乗仏教会

清算人　叡南　俊照

解散公告（第二回）

当組合は、総会の決議により、令和七年三月三十一日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

広島県竹原市小梨町一〇三七九番地の一

農事組合法人サンファームおなし

清算人　渡橋昭二郎

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月十九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

熊本県宇土市椿原町七二二番地一一

農事組合法人宇土アグリパーク

清算人　松本　一成

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十一日旭川地方裁判所の解散を命ずる決定の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年三月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

北海道旭川市永山町十六丁目四二番地の二

宗教法人神道大教上川中教会

清算人　青山　和志

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

千葉県市川市新田四丁目二番六号

医療法人社団宏成医院

清算人　小島眞利子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月二十八日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

千葉県松戸市小金きよしケ丘一丁目一三番地の六

医療法人社団水平会

清算人　鈴木沙耶香

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

富山市西四十物町三番八号

医療法人社団谷の風

清算人　布谷　武子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年一月三十一日開催の社員総会の決議並びに山梨県知事の認可により令和七年一月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

山梨県韮崎市神山町北宮地字河原谷下三番地

医療法人忠友会

清算人　駒井　強

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十五日岐阜地方裁判所大垣支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

岐阜県大垣市見取町一丁目一〇五番地

宗教法人御嶽教大垣神明教会

清算人　弁護士　綴喜　秀光

連絡先　岐阜県大垣市室町二丁目二五番地

弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十一月二十五日開催の社員総会の決議並びに令和七年三月十九日浜松市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

浜松市中央区天王町一七四一番地一

医療法人社団岡田クリニック

清算人　岡田　久

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

静岡県富士市中央町一丁目七番一〇号

ダイアパレス富士吉原管理組合法人

清算人　榊原　浩樹

第５期決算公告　令和７年３月24日

東京都港区愛宕２丁目５番１号

愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー18階

ＳＡＧＬアドバイザーズ株式会社

代表取締役　豊田　純平

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	133,482
	固定資産	11,960
	繰延資産	92
	資産合計	**145,535**
負債及び純資産の部	流動負債	787
	株主資本	144,748
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	44,748
	その他利益剰余金	44,748
	（うち当期純損失）	(12,253)
	負債・純資産合計	**145,535**

解散公告（第三回）

当社は、平成十一年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

大阪市平野区喜連五丁目一番四〇号

喜連住宅株式会社

代表清算人　大西小夜子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

奈良県香芝市真美ヶ丘一丁目五番一一号

医療法人わはは会

清算人　和田　耕児

解散公告（第三回）

当医療法人は、令和七年三月二十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当医療法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

北九州市戸畑区夜宮二丁目九番二六号

医療法人マリアの会

清算人　北方　明

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十三日

熊本県上益城郡山都町下市三九番地一

医療法人社団志楽会

清算人　坂本　充徳

第 25 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　東京都江東区木場五丁目８番40号

地銀ソリューション・サービス株式会社

代表取締役　樋口　隆晃

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	205,460	流動負債	96,182
固定資産	15,863	（うち賞与引当金）	(12,498)
有形固定資産	5,063	**負債合計**	**96,182**
投資その他の資産	10,800	株主資本	125,141
		資本金	30,000
		利益剰余金	95,141
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	87,641
		（うち当期純利益）	(50,369)
		純資産合計	**125,141**
資産合計	**221,323**	**負債・純資産合計**	**221,323**

第　37　期　決　算　公　告

令和７年３月21日

横浜市西区みなとみらい一丁目１番１号
株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル
代表取締役　梅村　　東

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,020,848	流動負債	8,679,638
固定資産	6,661,761	固定負債	9,340,577
		退職給付引当金	905,658
		役員退職慰労引当金	191,913
		株主資本	△4,337,606
		資本金	50,000
		資本剰余金	3,081,000
		資本準備金	412,500
		その他資本剰余金	2,668,500
		利益剰余金	△7,468,606
		その他利益剰余金	△7,468,606
		（うち当期純利益）	（812,739）
資産合計	13,682,609	負債・純資産合計	13,682,609

第 19 期 決 算 公 告

令和７年２月27日
東京都港区六本木一丁目４番５号
株式会社ダイレクト・リンク
代表取締役社長　西村　宗晃

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,573
	固定資産	339
	資産合計	**1,912**
負純資産債及のび部	流動負債	577
	固定負債	0
	株主資本	1,335
	資本金	70
	利益剰余金	1,265
	その他利益剰余金	1,265
	（うち当期純利益）	(83)
	負債・純資産合計	**1,912**

第 1 期 決 算 公 告

令和７年４月23日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Whaleco Japan株式会社
代表取締役　孫　　沁

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,000,000
	資産合計	**10,000,000**
負純資産債及のび部	株主資本	10,000,000
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	**10,000,000**

第 20 期決算公告　令和７年３月27日

東京都文京区後楽一丁目４番27号
日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
代表取締役社長　水野　和則

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,609,459
	固定資産	806,328
	資産合計	**7,415,787**
負純資産債及のび部	流動負債	2,352,670
	固定負債	824,096
	退職給与引当金	824,096
	株主資本	4,239,020
	資本金	80,000
	利益剰余金	4,159,020
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,139,020
	（うち当期純利益）	(557,611)
	負債・純資産合計	**7,415,787**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年４月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ハウスコム株式会社　②国土交通大臣(5)6094　③代表取締役　田村穂　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　大阪府和泉市府中町１－１－８露口ビル１階　大阪府茨木市別院町４－20小島ビル１階　大阪府豊中市本町１－10－５植山ビル１階　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　ハウスコム株式会社　代表取締役　田村穂

①株式会社池田商事　②長野県知事2/第5657号　③代表取締役　小田直輝　④長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字下河原2516番地20　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字下河原2516番地20　株式会社池田商事　代表取締役　小田直輝

①株式会社ファースト　②高知県知事(1)第2964号　③代表取締役　井上隆宏　④高知県高知市一宮中町三丁目13番23号　⑤1000万円　⑥高知県知事　⑦高知県高知市一宮中町三丁目13番23号　株式会社ファースト　代表取締役　井上隆宏

決　算　公　告

令和７年４月23日
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号横浜ランドマークプラザ５階
ヒルシュマンオートメーションアンドコントロール株式会社
代表取締役
ウォン・パトリック・シュン・ミン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,827,642
	資産合計	3,827,642
負純資債及産びの部	流動負債	△647,240
	株主資本	4,474,882
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△5,525,118
	その他利益剰余金	△5,525,118
	（うち当期純損失）	(8,025,118)
	負債・純資産合計	3,827,642

第５期決算公告　令和７年４月23日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
丸の内北口ビルディング９Ｆ
株式会社ＲＯＵＴＥ06
代表取締役　遠藤　崇史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,165,647
	固定資産	9,380
	合計	1,175,027
負純資債及産びの部	流動負債	49,736
	株主資本	1,076,402
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,611,403
	資本準備金	1,611,403
	利益剰余金	△635,000
	その他利益剰余金	△635,000
	（うち当期純損失）	(394,201)
	新株予約権	48,888
	合計	1,175,027

第32期決算公告　令和７年４月23日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
株式会社ＡＧＣ総研
代表取締役社長　小室　則之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	37,811
	資産合計	37,811
負純資債及産びの部	流動負債	24,174
	固定負債	0
	負債合計	24,174
	株主資本	13,637
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,637
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	1,637
	（うち当期純損失）	(1,238)
	純資産合計	13,637
	負債・純資産合計	37,811

第17期決算公告

令和７年４月23日
静岡県富士市三新田４番地の15
タカギグッドウェイ株式会社
代表取締役　髙橋　大輔

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	293
	固定資産	60
	資産合計	353
負純資債及産びの部	流動負債	28
	株主資本	325
	資本金	10
	利益剰余金	315
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	313
	（うち当期純利益）	(18)
	負債・純資産合計	353

第12期決算公告

令和７年４月23日
静岡県富士市三新田４番地の15
富士山リファインセンター株式会社
代表取締役　石川　智張

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	75
	固定資産	1
	資産合計	77
負純資債及産びの部	流動負債	11
	株主資本	65
	資本金	10
	資本剰余金	41
	その他資本剰余金	41
	利益剰余金	14
	その他利益剰余金	14
	（うち当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	77

第２期決算公告

令和７年４月23日
石川県金沢市角間町ヌ７番地
株式会社ビジョンインキュベイト
代表取締役　松本　邦夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	78,497,371
	固定資産	3,310,728
	合計	81,808,099
負純資債及産びの部	流動負債	74,733,590
	株主資本	7,074,509
	資本金	6,000,000
	資本剰余金	6,000,000
	資本準備金	6,000,000
	利益剰余金	△4,925,491
	その他利益剰余金	△4,925,491
	（うち当期純利益）	(2,342,642)
	合計	81,808,099

第 90 期 決 算 公 告

令和７年３月26日
岡山市南区豊成一丁目14番12号
岡山交通株式会社
代表取締役　古谷　和秀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	543,112
	固定資産	6,208,576
	合計	6,751,688
負純資債産及のび部	流動負債	1,688,300
	固定負債	805,185
	株主資本	4,201,927
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,101,927
	利益準備金	27,000
	その他利益剰余金	4,074,927
	（うち当期純利益）	(237,966)
	評価・換算差額等	56,275
	合計	6,751,688

第 55 期 決 算 公 告

令和７年３月11日
愛知県あま市上萱津北の川31番地
中部マイクロ化学株式会社
代表取締役社長　加藤　久晴

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	412,986
	固定資産	98,298
	資産合計	511,285
負純資債産及のび部	流動負債	37,221
	固定負債	46,582
	株主資本	427,482
	資本金	20,000
	利益剰余金	407,482
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	402,482
	（うち当期純利益）	(17,605)
	負債・純資産合計	511,285

第 65 期 決 算 公 告

令和７年４月22日
愛知県日進市浅田平子一丁目261番地
中央研削工業株式会社
代表取締役　横山　幸康

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	257,656
	固定資産	89,674
	合計	347,331
負純資債産及のび部	流動負債	35,925
	固定負債	2,334
	株主資本	309,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	299,070
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	296,570
	（うち当期純利益）	(35,651)
	合計	347,331

第 2 期 決 算 公 告

令和７年４月23日
福岡市中央区大宮一丁目２番９号
株式会社立花屋
代表取締役　小野　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	306,611
	固定資産	476,470
	資産合計	783,081
負純資債産及のび部	流動負債	128,834
	株主資本	654,247
	資本金	10,000
	資本剰余金	390,000
	その他資本剰余金	390,000
	利益剰余金	254,247
	その他利益剰余金	254,247
	（うち当期純利益）	(32,420)
	負債・純資産合計	783,081

第 67 期 決 算 公 告

令和７年３月26日
岡山県津山市二宮598番地
株式会社青野石油店
代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	174,268
	固定資産	179,901
	合計	354,170
負純資債産及のび部	流動負債	115,776
	（うち賞与引当金）	(5,335)
	株主資本	238,393
	資本金	20,000
	利益剰余金	218,393
	利益準備金	1,745
	別途積立金	130,000
	繰越利益剰余金	86,647
	（うち当期純利益）	(38,460)
	合計	354,170

第 86 期 決 算 公 告

令和７年３月26日
岡山市南区豊浜町11番47号
岡山両備タクシー株式会社
代表取締役　安村　芳徳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	473,307
	固定資産	1,232,801
	合計	1,706,108
負純資債産及のび部	流動負債	349,408
	固定負債	308,077
	株主資本	1,048,441
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,028,441
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,023,441
	（うち当期純利益）	(57,212)
	評価・換算差額等	181
	合計	1,706,108

第 14 期決算公告

令和７年３月27日
茨城県常総市坂手町5842番地
三友セミコンエンジニアリング株式会社
代表取締役社長執行役員　葛島　俊夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,184,705
	固定資産	1,041,504
	資産合計	3,226,209
負純資債産及のび部	流動負債	2,300,482
	賞与引当金	20,974
	その他	2,279,508
	固定負債	11,256
	株主資本	914,471
	資本金	100,000
	利益剰余金	814,471
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	789,471
	（うち当期純利益）	(274,855)
	負債・純資産合計	3,226,209

第２期決算公告

2025年４月23日
福島県相馬市玉野字町74
株式会社ＣＴＩアセンド
代表取締役　野見山尚志

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,910
	固定資産	329,599
	合計	449,510
負純資債産及のび部	流動負債	7,365
	固定負債	368,955
	株主資本	73,190
	資本金	100,000
	利益剰余金	△26,810
	その他利益剰余金	△26,810
	（うち当期純損失）	(17,262)
	合計	449,510

第 15 期 決 算 公 告

令和７年３月28日
福島県田村郡三春町大字熊耳字大平16番地
ビシェイポリテック株式会社
代表取締役　畑　　康規

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,235,578
	固定資産	619,387
	合計	2,854,965
負純資債産及のび部	流動負債	879,015
	株主資本	1,975,950
	資本金	490,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	1,485,950
	その他利益剰余金	1,485,950
	（うち当期純利益）	(109,256)
	合計	2,854,965

第７期決算公告

令和７年３月31日
東京都渋谷区道玄坂二丁目16番４号
野村不動産渋谷道玄坂ビル２階
メドリング株式会社
代表取締役　安部　一真

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	105,067,052
	固定資産	141,919,189
	資産合計	246,986,241
負純資債産及のび部	流動負債	103,071,176
	固定負債	31,580,000
	株主資本	112,335,065
	資本金	125,271,800
	資本剰余金	124,771,800
	資本準備金	124,771,800
	利益剰余金	△137,708,535
	その他利益剰余金	△137,708,535
	（うち当期純損失）	(28,597,771)
	負債・純資産合計	246,986,241

第１期決算公告

令和７年４月23日
東京都千代田区麹町六丁目６番２号
株式会社Ｕ＆Ｐ
代表取締役　藤嶋　　啓

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,737,024
	固定資産	844,000
	繰延資産	250,000
	資産合計	3,831,024
負純資債産及のび部	流動負債	3,488,308
	負債合計	3,488,308
	株主資本	342,716
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△657,284
	その他利益剰余金	△657,284
	（うち当期純損失）	(657,284)
	純資産合計	342,716
	負債・純資産合計	3,831,024

第６期決算公告

令和７年４月23日
東京都渋谷区神宮前６丁目12―18
ＭＥＧＡＺＯＮＥ株式会社
代表取締役　李　　周玩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,123,377
	固定資産	16,440
	資産合計	5,139,818
負純資債産及のび部	流動負債	3,296,307
	賞与引当金	48,753
	その他	3,247,554
	株主資本	1,843,511
	資本金	99,000
	資本剰余金	2,136,000
	その他資本剰余金	2,136,000
	利益剰余金	△391,489
	その他利益剰余金	△391,489
	（うち当期純利益）	(16,236)
	負債・純資産合計	5,139,818

第 14 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　　静岡県富士市西柏原新田201番地
パーパスマーケティングジャパン株式会社
代表取締役　髙木　裕三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,168	流動負債	1,321
固定資産	200	固定負債	43
		株主資本	896
		資本金	310
		資本剰余金	124
		その他資本剰余金	124
		利益剰余金	461
		利益準備金	47
		その他利益剰余金	414
		（うち当期純利益）	(7)
		評価・換算差額等	107
		その他有価証券評価差額金	107
資産合計	2,368	負債・純資産合計	2,368

第 14 期 決 算 公 告

令和７年４月23日

静岡県富士市西柏原新田201番地
株式会社パーパスホールディングス
代表取締役　髙木　裕三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	36,055	流動負債	644
固定資産	1,782,729	固定負債	60,000
		株主資本	1,758,140
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,845,995
		その他資本剰余金	1,845,995
		利益剰余金	△13,214
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△15,714
		（うち当期純損失）	(1,829)
		自己株式	△84,640
資産合計	1,818,784	負債・純資産合計	1,818,784

決　算　公　告

令和７年４月23日　　東京都渋谷区恵比寿南１丁目１－９
日本フェレロ株式会社
代表取締役　ニール・ホワイトスミス

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	616,875	流動負債	524,608
非流動資産	106,314	（賞与引当金）	(10,793)
		（有給休暇引当金）	(8,493)
		非流動負債	113,022
		（退職給与引当金）	(48,792)
		株主資本	85,558
		資本金	100,000
		資本準備金	15,678
		利益準備金	9,321
		繰越利益剰余金	△39,441
		（うち当期純利益）	(61,414)
資産合計	723,189	負債・純資産合計	723,189

第 62 期 決 算 公 告

令和７年３月26日　　岡山市中区国富一丁目２番13号
株式会社両備エネシス
代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,506,452	流動負債	980,450
固定資産	4,626,759	（うち賞与引当金）	(113,199)
繰延資産	14,903	固定負債	263,381
		（うち役員退職慰労引当金）	(54,207)
		株主資本	7,439,148
		資本金	90,000
		利益剰余金	7,349,148
		利益準備金	22,500
		別途積立金	6,560,000
		繰越利益剰余金	766,648
		（うち当期純利益）	(661,342)
		評価・換算差額等	465,135
資産合計	9,148,115	負債・純資産合計	9,148,115

第 24 期 決 算 公 告

令和７年４月23日
東京都港区西新橋一丁目５番８号西新橋１丁目川手ビル８Ｆ
ソンウォンインターナショナルジャパン株式会社
代表取締役　崔　　宰源

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,268,376	流動負債	3,152,998
固定資産	62,731	（賞与引当金）	(22,997)
		固定負債	22,406
		（有給休暇引当金）	(7,711)
		株主資本	1,155,703
		資本金	40,000
		利益剰余金	1,115,703
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	1,105,703
		（うち当期純利益）	(139,760)
資産合計	4,331,107	負債・純資産合計	4,331,107

第 8 期 決 算 公 告

令和７年３月27日
東京都港区虎ノ門１丁目２番８号
リーガル・アンド・ジェネラル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
代表取締役社長　宮部　長久

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	761,252	流動負債	142,851
固定資産	22,365	賞与引当金	55,051
		その他	87,800
		株主資本	640,766
		資本金	427,505
		資本剰余金	427,495
		資本準備金	427,495
		利益剰余金	△214,233
		その他利益剰余金	△214,233
		（うち当期純利益）	(82,016)
資産合計	783,618	負債・純資産合計	783,618

第 9 期 決 算 公 告

令和７年３月31日

東京都新宿区西新宿二丁目１番１号新宿三井ビル43階
カナディアン・ソーラーＯ＆Ｍジャパン株式会社
代表取締役　山田　亮太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	469,284	流動負債	274,160
固定資産	74,387	**負債合計**	**274,160**
		株主資本	269,511
		資本金	100,000
		利益剰余金	169,511
		その他利益剰余金	169,511
		（うち当期純利益）	(132,315)
		純資産合計	**269,511**
資産合計	543,671	負債・純資産合計	543,671

第 7 期 決 算 公 告

2025年４月23日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内
Alnylam Japan株式会社
代表取締役　岡田　　裕

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,361,753	流動負債	1,303,210
固定資産	1,703,290	（うち賞与及び有給休暇引当金）	(412,817)
		固定負債	11,240,310
		株主資本	4,521,523
		資本金	1,000
		資本剰余金	4,005,500
		資本準備金	4,005,500
		利益剰余金	515,023
		その他利益剰余金	515,023
		（うち当期純利益）	(111,962)
資産合計	17,065,044	負債・純資産合計	17,065,044

第 38 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　東京都港区南青山五丁目11番５号
株式会社エトロ・ジャパン
代表取締役　ファビオ・ストラーダ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,817,571	流動負債	2,624,812
固定資産	815,660	返品調整引当金	0
繰延資産	287,026	賞与引当金	15,000
		固定負債	1,524,984
		退職給付引当金	524,009
		株主資本	1,770,461
		資本金	90,000
		資本剰余金	305,962
		資本準備金	305,962
		利益剰余金	1,374,499
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,359,499
		（うち当期純利益）	（38,162）
資産合計	5,920,257	負債・純資産合計	5,920,257

第 4 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号渋谷マークシティウェスト
Musarubra Japan株式会社
代表取締役　岩上　達哉

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,630	流動負債	14,663
固定資産	16,880	賞与引当金	132
		前受収益	10,962
		株主資本	11,846
		資本金	300
		資本剰余金	5,351
		資本準備金	5,351
		利益剰余金	6,195
		その他利益剰余金	6,195
		（うち当期純利益）	（1,250）
資産合計	26,510	負債・純資産合計	26,510

第６期決算公告

令和７年４月23日
東京都中央区銀座五丁目15番１号
ＪＰライネックス南海パーセル株式会社
代表取締役　瀧本　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	295,024
	固定資産	13,552
	合計	308,577
負債及び純資産の部	流動負債	106,078
	固定負債	1,097
	株主資本	201,400
	資本金	145,450
	資本剰余金	45,450
	資本準備金	45,450
	利益剰余金	10,500
	その他利益剰余金	10,500
	（うち当期純利益）	（42,174）
	合計	308,577

第 25 期 決 算 公 告

令和７年４月23日
東京都港区新橋二丁目13番８号
新橋東和ビル５階
Pepper Advantage Japan債権回収株式会社
代表取締役　奥津　正之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	38,101	流動負債	5,778
固定資産	69,000	負債合計	5,778
投資その他の資産	69,000	株主資本	101,323
		資本金	500,000
		利益剰余金	△398,676
		その他利益剰余金	△398,676
		純資産合計	101,323
資産合計	107,101	負債・純資産合計	107,101

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	31,391
売上総利益	31,391
販売費及び一般管理費	20,647
営業利益	10,743
営業外収益	935
経常利益	11,679
税引前当期純利益	11,679
法人税、住民税及び事業税	2,079
当期純利益	9,599

第 28 期 決 算 公 告

2025年４月23日
東京都品川区東五反田２丁目10番２号
エイピーピー・ジャパン株式会社
代表取締役　タン・ウイ・シアン

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,485,671
	固定資産	174,917
	資産合計	5,660,588
負債及び純資産の部	流動負債	4,024,694
	固定負債	527,881
	退職給付引当金	105,997
	株主資本	1,108,014
	資本金	135,000
	利益剰余金	973,014
	利益準備金	33,750
	その他利益剰余金	939,264
	（うち当期純利益）	（349,122）
	負債・純資産合計	5,660,588

第 52 期 決 算 公 告

令和７年４月23日
千葉県旭市ロの898番地
株式会社アペックス
代表取締役　岸本　規男

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,597
	固定資産	22,508
	繰延資産	15,117
	合計	47,222
負債及び純資産の部	流動負債	12,534
	固定負債	112,273
	株主資本	△77,585
	資本金	19,000
	利益剰余金	△96,585
	その他利益剰余金	△96,585
	（うち当期純損失）	（10,404）
	合計	47,222

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日
千葉県旭市ロの八九八番地
株式会社アペックス
代表取締役　岸本　規男

第７期決算公告

令和７年４月23日
東京都千代田区紀尾井町１番３号
Ｚホールディングス中間株式会社
代表取締役　坂上　亮介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	157,226,377
	固定資産	589,612,817
	合計	746,839,194
負債及び純資産の部	流動負債	1,210
	株主資本	746,837,984
	資本金	1,000
	資本剰余金	691,755,882
	資本準備金	250
	その他資本剰余金	691,755,632
	利益剰余金	55,081,102
	その他利益剰余金	55,081,102
	（うち当期純利益）	（45,140,075）
	合計	746,839,194

第 7 期 決 算 公 告

令和７年４月23日
大阪市中央区南船場四丁目11番19号
株式会社レスイズモアユナイテッド
代表取締役　西村　侑記

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	222,642
	固定資産	248,595
	合計	471,237
負債及び純資産の部	流動負債	9,938
	固定負債	107,923
	株主資本	353,375
	資本金	6,000
	資本剰余金	221,027
	資本準備金	221,027
	利益剰余金	126,348
	その他利益剰余金	126,348
	（うち当期純利益）	（106,041）
	合計	471,237

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億二千一百二万七千五百四十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日
大阪市中央区南船場四丁目一一番一九号
株式会社レスイズモアユナイテッド
代表取締役　西村　侑記

第 15 期 決 算 公 告

令和７年４月23日
熊本市西区春日七丁目26番70号
株式会社ヒライ
代表取締役　平井浩一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,768,099
	固定資産	4,928,319
	合計	8,696,418
負純資産の及び部	流動負債	2,259,691
	固定負債	157,782
	株主資本	6,278,945
	資本金	50,000
	利益剰余金	6,228,945
	繰越利益剰余金	6,228,945
	（うち当期純利益）	(415,278)
	合計	8,696,418

吸収分割公告

令和７年４月23日
熊本市西区春日七丁目26番70号
（甲）株式会社ヒライ
代表取締役　平井浩一郎
（乙）熊本市西区春日二丁目二六番七〇号
有限会社ワイ・ティ・リサイクル
代表取締役　イ　ヒョンチョル

（甲）（乙）間で令和７年４月１日を効力発生日とする吸収分割契約を締結しましたので、会社法第782条第２項の規定に基づき、吸収分割に関する事項を記載した書類を次のとおり公告します。

（甲）は、（乙）との間で令和７年４月１日を効力発生日として、（甲）が営む一切の事業に関して有する権利義務を（乙）に承継させる吸収分割契約を締結しました。

（甲）は、（乙）に対して、吸収分割契約の効力発生日以後に生じる（甲）の債務の履行を請求しないことを承諾

第18期決算公告

令和７年３月21日

東京都千代田区内幸町一丁目２番２号

給与賞与株式会社

代表取締役　長谷川　毅

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,923
	固定資産	3,000
	資産合計	5,923
負債及び純資産の部	流動負債	487
	株主資本	5,436
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,436
	その他利益剰余金	4,436
	（うち当期純利益）	（470）
	負債・純資産合計	5,923

第４期決算公告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

つくばファシリティ特定目的会社

取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	10,635	流動負債	87
固定資産	10,635	固定負債	9,055
特定資産合計	10,635	負債合計	9,143
その他の資産	673	社員資本	2,165
流動資産	644	特定資本金	20
固定資産	27	優先資本金	3,380
繰延資産	1	剰余金	△1,234
その他の資産合計	673	純資産合計	2,165
資産合計	11,308	負債・純資産合計	11,308

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	118
営業費用	779
営業損失	661
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	660
税引前当期純損失	660
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	661

第10期決算公告

令和７年４月23日

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号

ＧｉＴＶ株式会社

代表取締役　安達　俊久

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	64,816
	固定資産	51,586
	資産合計	116,402
負債及び純資産の部	流動負債	28,137
	株主資本	88,264
	資本金	165,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△91,735
	その他利益剰余金	△91,735
	（うち当期純利益）	（33,174）
	負債・純資産合計	116,402

第４期決算公告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

八王子ＰＪ特定目的会社

取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	7,337	流動負債	21
固定資産	7,337	固定負債	6,147
特定資産合計	7,337	負債合計	6,168
その他の資産	849	社員資本	2,018
流動資産	807	特定資本金	20
繰延資産	42	優先資本金	2,571
		剰余金	△572
その他の資産合計	849	純資産合計	2,018
資産合計	8,186	負債・純資産合計	8,186

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4
営業費用	354
営業損失	349
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	349
税引前当期純損失	349
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	350

第９期決算公告

令和７年３月31日

東京都港区東新橋二丁目14番１号

株式会社ＪＴビジネスコム

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,913,054
	固定資産	204,442
	資産合計	3,117,496
負債及び純資産の部	流動負債	449,801
	賞与引当金	94,047
	固定負債	90,180
	退職給付引当金	29,363
	株主資本	2,577,514
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	2,377,514
	その他利益剰余金	2,377,514
	（うち当期純利益）	（86,110）
	負債・純資産合計	3,117,496

第３期決算公告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

勝どきプロパティ特定目的会社

取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	89,608	流動負債	1,428
流動資産	4,478	固定負債	65,538
固定資産	85,129	負債合計	66,966
特定資産合計	89,608	社員資本	26,489
その他の資産	3,848	特定資本金	53
流動資産	3,477	優先資本金	27,920
固定資産	359	剰余金	△1,483
繰延資産	10		
その他の資産合計	3,848	純資産合計	26,489
資産合計	93,456	負債・純資産合計	93,456

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	3,439
営業費用	4,603
営業損失	1,163
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	1,162
税引前当期純損失	1,162
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,163

第８期決算公告

令和７年３月28日

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号

株式会社Ｍ＆Ｓフォアフロント

代表取締役社長　大矢　有香（洞谷有香）

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,308,139
	固定資産	546,765
	資産合計	3,854,904
負債及び純資産の部	流動負債	1,015,501
	（賞与引当金）	（7,408）
	固定負債	12,188
	（退職給付引当金）	（12,188）
	株主資本	2,827,214
	資本金	110,000
	資本剰余金	750,844
	利益剰余金	1,966,369
	その他利益剰余金	1,966,369
	（うち当期純利益）	（238,631）
	負債・純資産合計	3,854,904

第３期決算公告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

谷田部ファシリティ特定目的会社

取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,708	流動負債	57
固定資産	9,708	固定負債	6,488
特定資産合計	9,708	負債合計	6,545
その他の資産	1,171	社員資本	4,335
流動資産	1,141	特定資本金	0
固定資産	25	優先資本金	4,676
繰延資産	5	剰余金	△341
その他の資産合計	1,171	純資産合計	4,335
資産合計	10,880	負債・純資産合計	10,880

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	109
営業損失	109
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	109
税引前当期純損失	109
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	110

第　３　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

境古河ファシリティ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	12,199	流動負債	87
固定資産	12,199	固定負債	7,404
特定資産合計	**12,199**	**負債合計**	**7,492**
その他の資産	910	社員資本	5,617
流動資産	822	特定資本金	20
固定資産	75	優先資本金	6,030
繰延資産	12	剰余金	△432
その他の資産合計	**910**	**純資産合計**	**5,617**
資産合計	**13,110**	**負債・純資産合計**	**13,110**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	194
営業損失	194
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	194
税引前当期純損失	194
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	195

第52期決算公告　2025年３月27日

東京都台東区上野一丁目18番11号

株式会社新潟交通サービスセンター

代表取締役　古田　　哲

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	48,960
	固定資産	6,926
	資産合計	**55,886**
負純債資産及のび部	流動負債	25,926
	負債合計	**25,926**
	株主資本	29,960
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,960
	利益準備金	1,242
	その他利益剰余金	18,718
	（うち当期純利益）	（7,478）
	純資産合計	**29,960**
	負債・純資産合計	**55,886**

第　３　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

大阪ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,622	流動負債	18
固定資産	4,622	固定負債	3,725
特定資産合計	**4,622**	**負債合計**	**3,743**
その他の資産	369	社員資本	1,248
流動資産	358	特定資本金	0
固定資産	9	優先資本金	1,400
繰延資産	1	剰余金	△151
その他の資産合計	**369**	**純資産合計**	**1,248**
資産合計	**4,991**	**負債・純資産合計**	**4,991**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	58
営業損失	58
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	58
税引前当期純損失	58
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	59

第13期決算公告　令和７年３月31日

東京都渋谷区南平台町５番６号

渋谷宮下町リアルティ株式会社

代表取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,779,632
	固定資産	12,210,864
	合計	**16,990,496**
負純債資産及のび部	流動負債	1,713,730
	固定負債	14,781,732
	株主資本	495,034
	資本金	100,000
	資本剰余金	600,000
	資本準備金	600,000
	利益剰余金	△　204,966
	その他利益剰余金	△　204,966
	（うち当期純損失）	（186）
	合計	**16,990,496**

第　３　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

江坂インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	16,856	流動負債	328
流動資産	956	固定負債	11,108
固定資産	15,899	**負債合計**	**11,437**
特定資産合計	**16,856**	社員資本	6,256
その他の資産	837	特定資本金	20
流動資産	773	優先資本金	6,307
固定資産	54	剰余金	△70
繰延資産	9		
その他の資産合計	**837**	**純資産合計**	**6,256**
資産合計	**17,694**	**負債・純資産合計**	**17,694**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	766
営業費用	835
営業損失	69
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	69
税引前当期純損失	69
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	70

決　算　公　告　2025年４月23日

東京都港区赤坂五丁目２番20号

ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社

代表取締役　戸村　泰二

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,575,388
	資産合計	**1,575,388**
負純債資産及のび部	流動負債	356
	株主資本	1,575,031
	資本金	100,000
	資本準備金	745,000
	利益準備金	6,250
	繰越利益剰余金	723,781
	（うち当期純損失）	（1,111）
	負債・純資産合計	**1,575,388**

第　４　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

加須ファシリティ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,589	流動負債	448
流動資産	0	固定負債	4,500
固定資産	5,589	**負債合計**	**4,948**
特定資産合計	**5,589**	社員資本	1,612
その他の資産	971	特定資本金	20
流動資産	960	優先資本金	1,930
固定資産	8	剰余金	△337
繰延資産	2		
その他の資産合計	**971**	**純資産合計**	**1,612**
資産合計	**6,561**	**負債・純資産合計**	**6,561**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	230
営業損失	230
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	230
税引前当期純損失	230
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	231

第５期決算公告　令和７年４月23日

東京都中央区京橋２丁目２番１号

エクイスセントラルサービス・ジャパン株式会社

代表取締役　リチャード・クレイマー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,952,814
	固定資産	109,600
	資産合計	**2,062,414**
負純債資産及のび部	流動負債	648,198
	固定負債	1,199,987
	株主資本	214,229
	資本金	100
	利益剰余金	214,129
	その他利益剰余金	214,129
	（うち当期純利益）	（43,355）
	負債・純資産合計	**2,062,414**

第５期決算公告　令和７年４月23日
東京都中央区京橋２丁目２番１号
エクイスバイオエネルギー・ジャパン株式会社
代表取締役　ランス・マイケル・カムス
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,185
	固定資産	317,258
	資産合計	**334,443**
負債及び純資産の部	流動負債	149,205
	株主資本	185,238
	資本金	5,100
	資本剰余金	185,000
	資本準備金	185,000
	利益剰余金	△4,862
	その他利益剰余金	△4,862
	（うち当期純損失）	（1,497）
	負債・純資産合計	**334,443**

第２期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
名古屋インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,055	流動負債	46
流動資産	318	固定負債	3,511
固定資産	4,736	**負債合計**	**3,558**
特定資産合計	**5,055**	社員資本	1,648
その他の資産	151	特定資本金	0
流動資産	134	優先資本金	1,680
固定資産	14	剰余金	△32
繰延資産	1		
その他の資産合計	**151**	**純資産合計**	**1,648**
資産合計	**5,206**	**負債・純資産合計**	**5,206**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	210
営業費用	241
営業損失	31
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	31
税引前当期純損失	31
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	32

第６期決算公告　令和７年４月23日
東京都中央区京橋２丁目２番１号
エクイス環境ジャパン株式会社
代表取締役　ランス・マイケル・カムス
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,565
	固定資産	242,059
	資産合計	**266,624**
負債及び純資産の部	流動負債	213,330
	株主資本	53,294
	資本金	33,276
	資本剰余金	33,176
	資本準備金	33,176
	利益剰余金	△13,158
	その他利益剰余金	△13,158
	（うち当期純損失）	（2,128）
	負債・純資産合計	**266,624**

第２期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
銀座６丁目特定目的会社
取締役　中村　武
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	13,458	流動負債	84
流動資産	294	固定負債	10,023
固定資産	13,163	**負債合計**	**10,107**
特定資産合計	**13,458**	社員資本	4,991
その他の資産	1,640	特定資本金	0
流動資産	1,561	優先資本金	5,900
固定資産	68	剰余金	△908
繰延資産	10		
その他の資産合計	**1,640**	**純資産合計**	**4,991**
資産合計	**15,098**	**負債・純資産合計**	**15,098**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	41
営業費用	810
営業損失	769
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	768
税引前当期純損失	768
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	770

第５期決算公告　令和７年４月23日
東京都中央区京橋２丁目２番１号
エクイスエネルギー・ジャパン株式会社
代表取締役　ランス・マイケル・カムス
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	151,082
	固定資産	795,279
	資産合計	**946,361**
負債及び純資産の部	流動負債	934,454
	固定負債	7,700
	株主資本	4,206
	資本金	4,446
	資本剰余金	4,346
	資本準備金	4,346
	利益剰余金	△4,585
	その他利益剰余金	△4,585
	（うち当期純損失）	（1,136）
	負債・純資産合計	**946,361**

第２期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
備後町インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	6,615	流動負債	262
流動資産	265	固定負債	4,608
固定資産	6,349	**負債合計**	**4,870**
特定資産合計	**6,615**	社員資本	2,181
その他の資産	436	特定資本金	0
流動資産	412	優先資本金	2,180
固定資産	21	剰余金	1
繰延資産	2		
その他の資産合計	**436**	**純資産合計**	**2,181**
資産合計	**7,052**	**負債・純資産合計**	**7,052**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	279
営業費用	267
営業利益	11
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	12
税引前当期純利益	12
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	10

第４期決算公告　令和７年４月23日
東京都千代田区神田練塀町３富士ソフトビル、東京センチュリー株式会社気付
CSI Leasing Japan株式会社
代表取締役　ジェフリー・ルソー
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	967,884
	固定資産	396,234
	合計	**1,364,119**
負債及び純資産の部	流動負債	801,721
	固定負債	396,000
	株主資本	166,397
	資本金	20,000
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	146,387
	その他利益剰余金	146,387
	（うち当期純利益）	（101,685）
	合計	**1,364,119**

第２期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
ＭＭインベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	36,346	流動負債	306
流動資産	206	固定負債	27,300
固定資産	36,140	**負債合計**	**27,606**
特定資産合計	**36,346**	社員資本	10,937
その他の資産	2,197	特定資本金	0
流動資産	1,635	優先資本金	12,099
固定資産	553	剰余金	△1,162
繰延資産	8		
その他の資産合計	**2,197**	**純資産合計**	**10,937**
資産合計	**38,544**	**負債・純資産合計**	**38,544**

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	237
営業費用	919
営業損失	681
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	681
税引前当期純損失	681
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	682

第　２　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

港インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	14,405	流動負債	356
流動資産	1,070	固定負債	10,798
固定資産	13,335	**負債合計**	**11,154**
特定資産合計	**14,405**	社員資本	5,401
その他の資産	2,151	特定資本金	0
流動資産	2,005	優先資本金	5,400
固定資産	139	剰余金	1
繰延資産	6		
その他の資産合計	**2,151**	**純資産合計**	**5,401**
資産合計	**16,556**	**負債・純資産合計**	**16,556**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	939
営業費用	936
営業利益	3
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	3
税引前当期純利益	3
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1

決　算　公　告

令和７年４月23日

神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目１番31号

鎌倉シャツホールディングス株式会社

代表取締役　貞末奈名子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	固定資産	110,000
	資産合計	**110,000**
負債及び純資産の部	株主資本	110,000
	資本金	100,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	（—）
	負債・純資産合計	**110,000**

第　２　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

広島観音ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	22,030	流動負債	179
流動資産	768	固定負債	15,343
固定資産	21,261	**負債合計**	**15,522**
特定資産合計	**22,030**	社員資本	7,042
その他の資産	534	特定資本金	0
流動資産	460	優先資本金	6,780
固定資産	65	剰余金	261
繰延資産	8		
その他の資産合計	**534**	**純資産合計**	**7,042**
資産合計	**22,564**	**負債・純資産合計**	**22,564**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	879
営業費用	618
営業利益	260
営業外収益	2
営業外費用	0
経常利益	263
税引前当期純利益	263
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	261

決算公告

令和７年４月23日

神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目１番31号

メーカーズシャツ鎌倉株式会社

代表取締役　貞末奈名子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,312,512
	固定資産	1,278,379
	資産合計	**3,590,891**
負債及び純資産の部	流動負債	2,002,397
	（賞与引当金）	（91,842）
	固定負債	595,434
	株主資本	993,060
	資本金	100,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	883,060
	その他利益剰余金	883,060
	（うち当期純利益）	（280,166）
	負債・純資産合計	**3,590,891**

第　２　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

つくば谷田部ロジスティクス特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	10,262	流動負債	491
流動資産	413	固定負債	7,177
固定資産	9,849	**負債合計**	**7,668**
特定資産合計	**10,262**	社員資本	3,205
その他の資産	611	特定資本金	0
流動資産	589	優先資本金	3,140
固定資産	15	剰余金	65
繰延資産	5		
その他の資産合計	**611**	**純資産合計**	**3,205**
資産合計	**10,874**	**負債・純資産合計**	**10,874**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	266
営業費用	199
営業利益	66
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	66
税引前当期純利益	66
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	65

第 62 期 決 算 公 告

2025年４月23日

滋賀県長浜市室町114番地の１

株式会社岩崎工業所

代表取締役社長　内海　広己

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	345,593
	固定資産	70,464
	合計	**416,058**
負債及び純資産の部	流動負債	93,944
	固定負債	7,527
	株主資本	314,585
	資本金	23,000
	利益剰余金	291,585
	利益準備金	5,750
	その他利益剰余金	285,835
	（うち当期純利益）	（27,668）
	合計	**416,058**

第　１　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

春日部ファシリティ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,347	流動負債	3
流動資産	1,347	固定負債	800
特定資産合計	**1,347**	**負債合計**	**803**
その他の資産	191	社員資本	736
流動資産	186	特定資本金	0
固定資産	0	優先資本金	792
繰延資産	5	剰余金	△55
その他の資産合計	**191**	**純資産合計**	**736**
資産合計	**1,539**	**負債・純資産合計**	**1,539**

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月13日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	55
営業損失	55
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	55
税引前当期純損失	55
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	55

第 30 期決算公告

令和７年４月23日

京都市下京区東塩小路町576大橋ビル２Ｆ

株式会社テクノリンク

代表取締役　平岡　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	237,119
	固定資産	5,390
	合計	**242,509**
負債及び純資産の部	流動負債	57,209
	固定負債	0
	株主資本	185,300
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	175,300
	その他利益剰余金	175,300
	（うち当期純利益）	（34,809）
	合計	**242,509**

第36期決算公告

令和７年４月23日
大阪府堺市堺区戎島町４―45―１
新日本サーマルセラミックス株式会社
代表取締役社長　満留　辰郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,969,624
	固定資産	306,383
	合計	2,276,007
負純資産及のび部	流動負債	485,662
	固定負債	321,882
	（うち退職給付引当金）	(97,255)
	株主資本	1,468,463
	資本金	490,000
	利益剰余金	978,463
	利益準備金	122,500
	その他利益剰余金	855,963
	（うち当期純利益）	(350,985)
	合計	2,276,007

第１期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区六本木１―６―１泉ガーデンタワー
晴海Ｙ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	24,695	流動負債	700
流動資産	1,636	固定負債	18,118
固定資産	23,059	負債合計	18,819
特定資産合計	24,695	社員資本	8,664
その他の資産	2,787	特定資本金	0
流動資産	2,580	優先資本金	8,600
固定資産	196	剰余金	64
繰延資産	10		
その他の資産合計	2,787	純資産合計	8,664
資産合計	27,483	負債・純資産合計	27,483

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月11日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	678
営業費用	613
営業利益	65
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	65
税引前当期純利益	65
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	64

第20期決算公告

令和７年４月23日
大阪府大阪市中央区道修町二丁目２番11号
株式会社華鐘コンサルティング
代表取締役社長　古林　将一

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	147,509
	固定資産	102,305
	合計	249,814
負純資産及のび部	流動負債	15,294
	株主資本	234,520
	資本金	15,000
	利益剰余金	219,520
	利益準備金	6,900
	その他利益剰余金	212,620
	（うち当期純利益）	(31,779)
	合計	249,814

第１期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区六本木１―６―１泉ガーデンタワー
青山インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	18,454	流動負債	278
流動資産	607	固定負債	14,009
固定資産	17,847	負債合計	14,288
特定資産合計	18,454	社員資本	5,045
その他の資産	879	特定資本金	0
流動資産	603	優先資本金	5,100
固定資産	259	剰余金	△54
繰延資産	16		
その他の資産合計	879	純資産合計	5,045
資産合計	19,334	負債・純資産合計	19,334

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月12日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	108
営業費用	162
営業損失	54
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	54
税引前当期純損失	54
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	54

第80期決算公告

令和７年３月24日
大阪府豊中市勝部三丁目２番17号
株式会社シード
代表取締役　徳山　太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,519,405
	固定資産	1,797,620
	合計	3,317,025
負純資産及のび部	流動負債	123,889
	固定負債	478,986
	株主資本	2,714,150
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,674,150
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,664,150
	（うち当期純利益）	(140,470)
	合計	3,317,025

第18期決算公告

令和７年４月23日
東京都港区六本木１―６―１泉ガーデンタワー
お台場インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	107,205	流動負債	3,264
流動資産	2,117	固定負債	82,350
固定資産	105,087	負債合計	85,614
特定資産合計	107,205	社員資本	29,925
その他の資産	8,334	特定資本金	300
流動資産	7,708	優先資本金	29,700
固定資産	616	剰余金	△74
繰延資産	10		
その他の資産合計	8,334	純資産合計	29,925
資産合計	115,540	負債・純資産合計	115,540

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月21日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	461
営業費用	533
営業損失	71
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	71
税引前当期純損失	71
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	71

第８期決算公告

令和７年４月23日
大阪市北区東天満一丁目10番12号
教育戦略株式会社
代表取締役　松原　一樹

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,066,881
	固定資産	90,000
	合計	16,156,881
負純資産及のび部	流動負債	6,486,423
	株主資本	9,670,458
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	6,670,458
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	5,920,458
	（うち当期純利益）	(5,920,458)
	合計	16,156,881

第17期決算公告

令和７年４月23日
東京都千代田区富士見二丁目10番２号
サムスン電子ジャパン株式会社
代表取締役　チャン・ウク

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	73,877	流動負債	39,433
固定資産	5,552	固定負債	1,820
		負債合計	41,253
		株主資本	38,176
		資本金	100
		利益剰余金	38,076
		（その他利益剰余金）	(38,076)
		純資産合計	38,176
資産合計	79,429	負債・純資産合計	79,429

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日
至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	173,769
売上原価	147,481
売上総利益	26,287
販売費及び一般管理費	22,812
営業利益	3,475
営業外収益	545
営業外費用	112
経常利益	3,908
税引前当期純利益	3,908
法人税等	1,775
法人税等調整額	△412
当期純利益	2,545

第　１　期　決　算　公　告

令和７年４月23日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

トーキョー・ネスト特定目的会社

取締役　八角　浩史

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	78	流動負債	5
流動資産	78	**負債合計**	**5**
		社員資本	72
		特定資本金	100
		剰余金	△27
		当期未処理損失	27
		純資産合計	**72**
資産合計	**78**	**負債・純資産合計**	**78**

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月21日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業外費用	22
経常損失	22
税引前当期純損失	22
法人税、住民税及び事業税	5
当期純損失	27

第６期決算公告

令和７年４月23日
兵庫県姫路市東延末四丁目73番地
株式会社日本技術センター
代表取締役　平岡　哲也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,346,268
	固定資産	659,125
	合計	**3,005,393**
負債及び純資産の部	流動負債	1,331,071
	固定負債	176,572
	株主資本	1,497,750
	資本金	55,000
	資本剰余金	1,155,000
	資本準備金	605,000
	その他資本剰余金	550,000
	利益剰余金	287,750
	その他利益剰余金	287,750
	（うち当期純利益）	（189,210）
	合計	**3,005,393**

第　12　期　決　算　公　告

令和７年３月31日
東京都新宿区西新宿二丁目１番１号新宿三井ビル43階
カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社
代表取締役　山田　亮太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,763	流動負債	1,611
固定資産	7,243	固定負債	17,655
		負債合計	**19,266**
		株主資本	2,516
		資本金	1,100
		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	416
		その他利益剰余金	416
		評価・換算差額等	△1,776
		その他有価証券評価差額金	△1,776
		純資産合計	**740**
資産合計	**20,006**	**負債・純資産合計**	**20,006**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,339
売上原価	487
売上総利益	852
販売費及び一般管理費	653
営業利益	199
営業外収益	158
営業外費用	325
経常利益	32
税引前当期純利益	32
法人税等還付金	43
法人税等調整額	△5
当期純利益	70

第　17　期　決　算　公　告

令和７年４月23日
兵庫県神崎郡神河町猪篠1868番地
株式会社クラウデイト
代表取締役　義本　　宰

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	122,399
	固定資産	77,133
	繰延資産	1,527
	資産合計	**201,060**
負債及び純資産の部	流動負債	43,872
	固定負債	19,125
	株主資本	138,062
	資本金	20,000
	利益剰余金	118,062
	その他利益剰余金	118,062
	（うち当期純損失）	（790）
	負債・純資産合計	**201,060**

第　14　期　決　算　公　告

2025年３月26日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
トーヨーケム株式会社
代表取締役社長　有吉　　泰

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,767	流動負債	15,345
固定資産	16,189	固定負債	18,251
		負債合計	**33,597**
		株主資本	8,359
		資本金	500
		資本剰余金	4,552
		資本準備金	125
		その他資本剰余金	4,427
		利益剰余金	3,306
		その他利益剰余金	3,306
		純資産合計	**8,359**
資産合計	**41,956**	**負債・純資産合計**	**41,956**

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	50,787
売上原価	44,159
売上総利益	6,627
販売費及び一般管理費	5,915
営業利益	712
営業外収益	103
営業外費用	122
経常利益	693
特別利益	12
特別損失	38
税引前当期純利益	667
法人税、住民税及び事業税	47
法人税等調整額	△21
当期純利益	640

第 42 期決算公告

令和７年４月23日
東京都杉並区阿佐谷北３丁目11番22号
株式会社セレハウス
代表取締役　藤井　智行

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,543
	固定資産	1,038
	資産合計	**2,581**
負債及び純資産の部	流動負債	516
	固定負債	5,138
	負債合計	**5,654**
	株主資本	△3,073
	資本金	15,000
	利益剰余金	△18,073
	その他利益剰余金	△18,073
	（うち当期純利益）	（3,743）
	純資産合計	**△3,073**
	負債・純資産合計	**2,581**

第　10　期　決　算　公　告

令和７年４月23日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
株式会社Global New Energy Togo
代表取締役　田中　秀憲

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,299,514	流動負債	346,004
固定資産	6,094,731	固定負債	5,252,440
		株主資本	1,726,059
		資本金	932,100
		資本剰余金	801,047
		資本準備金	801,047
		利益剰余金	△7,087
		その他利益剰余金	△7,087
		評価・換算差額等	69,741
		繰延ヘッジ損益	69,741
資産合計	**7,394,245**	**負債・純資産合計**	**7,394,245**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	862,436
売上原価	494,157
売上総利益	368,278
販売費及び一般管理費	201,471
営業利益	166,806
営業外収益	1,186
営業外費用	157,028
経常利益	10,964
税引前当期純利益	10,964
法人税、住民税及び事業税	8,346
法人税等調整額	△4,199
当期純利益	6,817

第 21 期決算公告

令和７年４月23日
東京都渋谷区神宮前六丁目18番３号
株式会社グッドサイクルシステム
代表取締役会長　大石　憲司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,058,495
	固定資産	349,792
	資産合計	**1,408,287**
負債及び純資産の部	流動負債	864,988
	賞与引当金	25,859
	固定負債	346,782
	株主資本	196,517
	資本金	380,078
	資本剰余金	370,078
	資本準備金	370,078
	利益剰余金	△553,639
	その他利益剰余金	△553,639
	（うち当期純利益）	（128,691）
	負債・純資産合計	**1,408,287**

第 14 期 決 算 公 告

令和７年４月 23 日

東京都千代田区有楽町一丁目５番２号

サヴィルズ・アセット・アドバイザリー株式会社

代表取締役　勝野　浩幸

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	328,348
	固定資産	91,838
	資産合計	**420,187**
負債及び純資産の部	流動負債	185,032
	固定負債	77,579
	退職給付引当金	36,205
	役員退職慰労引当金	41,374
	負債合計	**262,612**
	株主資本	157,575
	資本金	50,100
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	77,475
	その他利益剰余金	77,475
	（うち当期純損失）	(52,693)
	純資産合計	**157,575**
	負債・純資産合計	**420,187**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百万円、資本準備金の額を三千四百万円、利益準備金の額を八百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

長野県塩尻市大字広丘野村一七五七番地

株式会社広丘自動車研究所

代表取締役　上原　一光

令和７年４月23日

長野県塩尻市大字広丘野村1757番地

株式会社広丘自動車研究所

代表取締役　上原　一光

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	286,133
	固定資産	241,192
	合計	**527,325**
負純資産の部	流動負債	233,039
	固定負債	342,111
	株主資本	△47,824
	資本金	54,000
	資本剰余金	34,000
	資本準備金	34,000
	利益剰余金	△135,824
	利益準備金	8,200
	その他利益剰余金	△144,024
	（うち当期純損失）	(13,491)
	合計	**527,325**

令和６年度決算公告

令和７年４月23日

横浜市中区花咲町一丁目46番地１

ＧＳプラザ桜木町駅前201

米沢坂本捺染株式会社

代表取締役　野村　英俊

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	97,594,988
	固定資産	309,336,848
	合計	**406,931,836**
負純資産の部	流動負債	33,395,770
	固定負債	551,000
	株主資本	372,985,066
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	359,985,066
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	357,485,066
	（うち当期純損失）	(9,822,875)
	合計	**406,931,836**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は令和七年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

横浜市中区花咲町一丁目四六番地一

ＧＳプラザ桜木町駅前二〇一

米沢坂本捺染株式会社

代表取締役　野村　英俊

第 21 期 決 算 公 告

令和７年４月 23 日

東京都千代田区有楽町一丁目５番２号

サヴィルズ・ジャパン株式会社

代表取締役

ジョン・クリントン・サリアード

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,091,917
	固定資産	1,165,348
	資産合計	**4,257,265**
負債及び純資産の部	流動負債	2,133,105
	賞与引当金	413,519
	役員賞与引当金	71,333
	固定負債	626,552
	賞与引当金	37,144
	退職給付引当金	219,344
	役員退職慰労引当金	61,700
	負債合計	**2,759,657**
	株主資本	1,497,607
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	1,417,607
	その他利益剰余金	1,417,607
	（うち当期純利益）	(169,162)
	純資産合計	**1,497,607**
	負債・純資産合計	**4,257,265**

第 17 期 決 算 公 告

令和７年４月 23 日

東京都豊島区北大塚３―27―11

株式会社ＵＳＡＥＬ

代表取締役　西野　嘉展

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,336
	固定資産	46,043
	繰延資産	4,950
	合計	**77,330**
負純資産の部	流動負債	12,069
	固定負債	40,048
	株主資本	25,212
	資本金	1,000
	利益剰余金	24,212
	その他利益剰余金	24,212
	（うち当期純利益）	(4,940)
	合計	**77,330**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＣＯＮＹ＆ＴＯＡＤ株式会社（住所東京都豊島区北大塚三丁目二七番一一号）に対して当社のＩＴ事業以外の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

東京都豊島区北大塚三―二七―一一

株式会社ＵＳＡＥＬ

代表取締役　西野　嘉展

第１期決算公告　令和７年４月23日

東京都港区虎ノ門四丁目３番20号

神谷町ＭＴビル14Ｆ

株式会社棚パートナーズ

代表取締役　トロ・ペレス・フェリペ・アレハンドロ

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,657
	固定資産	8,841
	繰延資産	263
	資産合計	**13,761**
負純資産の部	流動負債	11,362
	株主資本	2,399
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,600
	その他利益剰余金	△7,600
	（うち当期純損失）	(7,600)
	負債・純資産合計	**13,761**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号神谷町ＭＴビル一四Ｆ

株式会社棚パートナーズ

代表取締役　トロ・ペレス・フェリペ・アレハンドロ

第45期決算公告

令和７年４月23日

長野市大字石渡456番地

倉澤鋼業株式会社

代表取締役　倉澤　利夫

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,388
	固定資産	12,734
	合計	16,122
負債及び純資産の部	流動負債	30,550
	固定負債	9,784
	株主資本	△24,212
	資本金	20,000
	利益剰余金	△44,212
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△44,412
	（うち当期純損失）	（10,047）
	合計	16,122

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

長野市大字石渡四五六番地

倉澤鋼業株式会社

代表取締役　倉澤　利夫

第98期決算公告

2025年３月31日

東京都新宿区西新宿三丁目20番２号

東京オペラシティタワー

エスエス製薬株式会社

代表取締役　ニクヒレッシュ・カルラ

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：億円）

科目		金額
資産の部	流動資産	170
	固定資産	113
	資産合計	283
負債及び純資産の部	流動負債	228
	（引当金等）	（4）
	固定負債	1
	（引当金等）	（0）
	負債合計	228
	株主資本	55
	資本金	4
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	51
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	43
	（うち当期純利益）	（31）
	純資産合計	55
	負債・純資産合計	283

第７期決算公告

令和７年４月23日

大阪府門真市古川町９番12号

株式会社ナカミチ

代表取締役　中道　貴士

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51
	固定資産	657
	合計	709
負債及び純資産の部	流動負債	111
	固定負債	556
	株主資本	41
	資本金	1
	利益剰余金	40
	その他利益剰余金	40
	（うち当期純利益）	（22）
	合計	709

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千六百五十万円、資本準備金の額を金四千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

大阪府門真市古川町九番一二号

株式会社ナカミチ

代表取締役　中道　貴士

第55期決算公告

令和７年４月23日

広島県安芸高田市吉田町山手739番地の６

株式会社啓文社製作所

代表取締役　進藤　一平

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	374,795	流動負債	324,525
固定資産	232,565	固定負債	384,826
繰延資産	2,000	株主資本	△ 99,989
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	△ 219,989
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	△ 224,989
		（うち当期純利益）	（4,784）
資産合計	609,362	負債・純資産合計	609,362

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

広島県安芸高田市吉田町山手七三九番地の六

株式会社啓文社製作所

代表取締役　進藤　一平

第30期決算公告

令和７年４月23日　　東京都千代田区麹町三丁目12番５号

株式会社トリニティ・イデア

代表取締役　長坂　英樹

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,266,707	流動負債	37,478
固定資産	1,641,429	固定負債	940,436
		株主資本	1,875,961
		資本金	100,000
		利益剰余金	2,047,050
		利益準備金	528
		その他利益剰余金	2,046,522
		（うち当期純利益）	（70,620）
		自己株式	△271,088
		評価・換算差額等	54,260
		その他有価証券評価差額金	54,260
資産合計	2,908,136	負債・純資産合計	2,908,136

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

東京都千代田区麹町三丁目一二番五号

（甲）株式会社トリニティ・イデア

代表取締役　長坂　英樹

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

（乙）合同会社ＮＫ

代表社員　一般社団法人ＮＫ

職務執行者　長坂　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和七年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

名古屋市西区名駅二丁目三四番一七号セントラル名古屋一一〇一号

（甲）ハレコンテナ株式会社

代表取締役　山下　恭平

福岡市南区大橋一丁目三番一八号ＲＥＢＬＤＧ一〇〇六号

（乙）株式会社メディア・ラボラトリー

代表取締役　山下　恭平

第３期決算公告　令和７年４月23日

名古屋市西区名駅二丁目34番17号
セントラル名古屋1101号

ハレコンテナ株式会社

代表取締役　山下　恭平

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	65,849,481
	固定資産	1,055,328
	合計	66,904,809
負純資債及産のび部	流動負債	37,606,733
	株主資本	29,298,076
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	24,298,076
	繰越利益剰余金	24,298,076
	（うち当期純利益）	(21,744,589)
	合計	66,904,809

第７期決算公告　令和７年４月23日

福岡市南区大橋一丁目３番18号
ＲＥＢＬＤＧ1006号

株式会社メディア・ラボラトリー

代表取締役　山下　恭平

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	83,294,738
	固定資産	59,908,631
	合計	143,203,369
負純資債及産のび部	流動負債	21,759,502
	固定負債	975,980
	株主資本	120,467,887
	資本金	300,000
	利益剰余金	120,167,887
	繰越利益剰余金	120,167,887
	（うち当期純利益）	(13,395,577)
	合計	143,203,369

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

埼玉県川口市西川口一丁目一七番地の九ジェム西川口Ｎｏ．五・二〇二号室

（甲）株式会社ＣＩＲＣＵＳ

代表取締役　川杉　周二

埼玉県川口市西川口一丁目一七番地の九ジェム西川口Ｎｏ．五・二〇二号室

（乙）株式会社Ｊｅｔｅｄｇｅ

代表取締役　川杉　周二

第12期決算公告

令和７年４月23日

埼玉県川口市西川口一丁目17番地の９
ジェム西川口Ｎｏ．５・202号室

株式会社ＣＩＲＣＵＳ

代表取締役　川杉　周二

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	113,578
	固定資産	5,708
	資産合計	119,286
負純資債及産のび部	流動負債	62,087
	株主資本	57,198
	資本金	8,000
	利益剰余金	49,198
	その他利益剰余金	49,198
	（うち当期純損失）	(23,964)
	負債・純資産合計	119,286

第14期決算公告

令和７年４月23日

埼玉県川口市西川口一丁目17番地の９
ジェム西川口Ｎｏ．５・202号室

株式会社Ｊｅｔｅｄｇｅ

代表取締役　川杉　周二

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,670
	資産合計	11,670
負純資債及産のび部	流動負債	67,379
	株主資本	△55,709
	資本金	4,000
	利益剰余金	△59,709
	その他利益剰余金	△59,709
	（うち当期純利益）	(646)
	負債・純資産合計	11,670

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十三日

東京都港区麻布台三丁目四番一二号麻布台ロイヤルプラザ一〇二

（甲）株式会社ＣＵＳＴＯＭＡＤＥ

代表取締役　黄　達熙

東京都港区東麻布二丁目二九番四―七〇二号

（乙）株式会社ＡＹＮＩＬ

代表取締役　黄　達熙

第７期決算公告　令和７年４月23日

東京都港区麻布台三丁目４番12号
麻布台ロイヤルプラザ102

株式会社ＣＵＳＴＯＭＡＤＥ

代表取締役　黄　達熙

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	41,715,751
	固定資産	88,151,050
	資産合計	129,866,801
負純資債及産のび部	流動負債	125,800,367
	株主資本	4,066,434
	資本金	38,000,000
	資本剰余金	30,000,000
	資本準備金	30,000,000
	利益剰余金	△63,933,566
	その他利益剰余金	△63,933,566
	（うち当期純損失）	(4,776,274)
	負債・純資産合計	129,866,801

第７期決算公告　令和７年４月23日

東京都港区東麻布二丁目29番４―702号

株式会社ＡＹＮＩＬ

代表取締役　黄　達熙

貸借対照表の要旨（令和６年２月29日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,667,820
	固定資産	47,977,212
	資産合計	54,645,032
負純資債及産のび部	流動負債	51,934,349
	株主資本	2,710,683
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△2,289,317
	その他利益剰余金	△2,289,317
	（うち当期純損失）	(517,729)
	負債・純資産合計	54,645,032

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十三日

東京都世田谷区上用賀五丁目二三番一八号

（甲）株式会社ブルックスホールディングス

代表取締役　大槻　裕子

横浜市青葉区美しが丘四丁目五四番地六

（乙）株式会社煌輝

代表取締役　大槻　裕子

第57期決算公告　令和７年４月23日

東京都世田谷区上用賀五丁目23番18号

株式会社ブルックスホールディングス

代表取締役　大槻　裕子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,839,073
	固定資産	16,787,593
	合計	18,626,667
負純資債及産のび部	流動負債	3,093,942
	固定負債	5,359,951
	株主資本	10,146,057
	資本金	49,760
	利益剰余金	10,096,297
	利益準備金	12,440
	その他利益剰余金	10,083,857
	（うち当期純利益）	(6,185)
	新株予約権	26,715
	合計	18,626,667

第34期決算公告　令和７年４月23日

横浜市青葉区美しが丘四丁目54番地６

株式会社煌輝

代表取締役　大槻　裕子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,459
	固定資産	14,640
	合計	73,099
負純資債及産のび部	流動負債	4,775
	株主資本	68,323
	資本金	14,000
	利益剰余金	54,323
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	50,823
	（うち当期純利益）	(5,655)
	合計	73,099

第 61 期 決 算 公 告

2025年４月15日　岡山県岡山市北区幸町２番８号
株式会社キャン
代表取締役　阿部　和則

貸借対照表の要旨　（2025年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,250,668	流動負債	3,500,776
固定資産	5,148,888	固定負債	1,948,383
		負債合計	**5,449,160**
		株主資本	8,950,396
		資本金	50,000
		資本剰余金	443,376
		資本準備金	12,500
		その他資本剰余金	430,876
		利益剰余金	8,457,019
		利益準備金	35,990
		その他利益剰余金	8,421,029
		（うち当期純利益）	（122,228）
		純資産合計	**8,950,396**
資産合計	**14,399,556**	**負債・純資産合計**	**14,399,556**

第 38 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　岡山県倉敷市水島西通一丁目1932番地
株式会社ゼネラルガスセンター
代表取締役　水野　克彦

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	180,939	流動負債	27,697
固定資産	21,117	固定負債	5,908
		退職給付引当金	5,908
		株主資本	168,451
		資本金	10,000
		資本剰余金	26,267
		その他資本剰余金	26,267
		利益剰余金	132,183
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	129,683
		（うち当期純損失）	（10,032）
合計	**202,056**	**合計**	**202,056**

第 109 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　広島市南区宇品海岸一丁目13番13号
瀬戸内海汽船株式会社
代表取締役　内堀　達也

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	619,581	流動負債	242,286
固定資産	2,440,261	固定負債	2,827,833
		株主資本	△ 10,277
		資本金	100,000
		資本剰余金	897,121
		資本準備金	390,531
		その他資本剰余金	506,589
		利益剰余金	△ 888,566
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	△ 963,566
		（うち当期純利益）	（133,516）
		自己株式	△ 118,832
資産合計	**3,059,842**	**負債・純資産合計**	**3,059,842**

第 16 期 決 算 公 告

令和７年３月25日　長崎県長崎市中里町2178番地
株式会社たらみ
代表取締役　和田　　富

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	11,326	流動負債	4,979
固定資産	6,493	（賞与引当金）	（164）
		固定負債	2,188
		（退職給付引当金）	（71）
		株主資本	10,240
		資本金	310
		資本剰余金	4,147
		その他資本剰余金	4,147
		利益剰余金	5,783
		利益準備金	78
		その他利益剰余金	5,706
		（うち当期純利益）	（1,044）
		評価・換算差額等	412
資産合計	**17,819**	**負債・純資産合計**	**17,819**

第 50 期 決 算 公 告

2025年３月31日　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
東京オペラシティタワー
サノフィ株式会社
代表取締役社長　岩屋　孝彦

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：億円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,918	流動負債	976
固定資産	295	（引当金等）	（28）
		固定負債	16
		（引当金等）	（10）
		負債合計	**993**
		株主資本	1,220
		資本金	5
		資本剰余金	206
		その他資本剰余金	206
		利益剰余金	1,009
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	1,007
		評価・換算差額等	―
		純資産合計	**1,220**
資産合計	**2,213**	**負債・純資産合計**	**2,213**

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）　（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
売上高	2,300	特別利益	36
売上原価	1,791	特別損失	67
売上総利益	**509**	**税引前当期純利益**	**192**
販売費及び一般管理費	383	法人税、住民税及び事業税	41
営業利益	126	法人税等調整額	△ 12
営業外収益	98	**当期純利益**	**162**
営業外費用	0		
経常利益	**223**		

第 10 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　長野県佐久市原字大塚582番地２
Phase One Japan株式会社
代表取締役　小野　嗣典

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,993,378	流動負債	1,890,235
固定資産	144,846	（賞与引当金）	（19,864）
有形固定資産	137,078	（その他引当金）	（14,677）
無形固定資産	2,336	固定負債	952,051
投資その他の資産	5,432	株主資本	295,938
		資本金	95,000
		資本剰余金	85,000
		資本準備金	85,000
		利益剰余金	115,938
		その他利益剰余金	115,938
		（うち当期純利益）	（47,819）
資産合計	**3,138,225**	**負債・純資産合計**	**3,138,225**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年４月23日　東京都渋谷区渋谷一丁目３番15号
イーストマンケミカルジャパン株式会社
代表取締役　納藤　　隆

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,986,969	流動負債	2,232,988
固定資産	181,051	売上割戻引当金	31,243
		賞与引当金	43,817
		固定負債	64,407
		退職給付引当金	64,407
		株主資本	4,870,624
		資本金	17,000
		資本剰余金	110,000
		その他資本剰余金	110,000
		利益剰余金	4,743,624
		利益準備金	27,955
		その他利益剰余金	4,715,669
		（うち当期純利益）	（685,142）
資産合計	**7,168,020**	**負債・純資産合計**	**7,168,020**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

福島県相馬市中村字桜ケ丘八四番地
（甲）アイワビルド株式会社
代表取締役　櫻井　州雄

宮城県仙台市宮城野区中野三丁目七番地の二
（乙）国吉建設株式会社
代表取締役　櫻井　長子

第４期決算公告

令和７年４月23日
宮城県仙台市宮城野区中野三丁目７番地の２
国吉建設株式会社
代表取締役　櫻井　長子

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,119
	資産合計	4,119
負純資産債及びの部	流動負債	75,035
	株主資本	△70,916
	資本金	100
	利益剰余金	△71,016
	その他利益剰余金	△71,016
	（うち当期純損失）	（1,014）
	負債・純資産合計	4,119

第28期決算公告

令和７年４月23日
福島県相馬市中村字桜ケ丘84番地
アイワビルド株式会社
代表取締役　櫻井　州雄

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,376,553
	固定資産	598,271
	繰延資産	1,666
	資産合計	1,976,491
負純資産債及びの部	流動負債	318,074
	固定負債	255,366
	株主資本	1,403,050
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,383,050
	その他利益剰余金	1,383,050
	（うち当期純損失）	（93,747）
	負債・純資産合計	1,976,491

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月二十三日

広島県福山市神辺町字湯野五一二番地の一
（甲）藤田土木建設有限会社
代表取締役　藤田　博志

広島県福山市神辺町字湯野一三番地
（乙）神辺中央ゴルフ株式会社
代表取締役　藤田　恭子

第37期決算公告

令和７年４月23日
広島県福山市神辺町字湯野13番地
神辺中央ゴルフ株式会社
代表取締役　藤田　恭子

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,254
	固定資産	16,333
	合計	22,588
負純資産債及びの部	流動負債	7,213
	固定負債	2,069
	株主資本	13,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,305
	その他利益剰余金	3,305
	（うち当期純利益）	（518）
	合計	22,588

第60期決算公告

令和７年４月23日
広島県福山市神辺町字湯野512番地の１
藤田土木建設有限会社
代表取締役　藤田　博志

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	485,344
	固定資産	105,725
	合計	591,070
負純資産債及びの部	流動負債	212,219
	固定負債	120,880
	株主資本	257,970
	資本金	3,000
	利益剰余金	254,970
	利益準備金	470
	その他利益剰余金	254,500
	（うち当期純利益）	（88,670）
	合計	591,070

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月二十三日

横浜市青葉区美しが丘四丁目五四番地六
（甲）株式会社ブルックス
代表取締役　大槻　裕子

横浜市青葉区美しが丘四丁目五四番地六
（乙）株式会社ピスタン
代表取締役　大槻　裕子

横浜市青葉区美しが丘四丁目五四番地六
（丙）プリマヴェーダ株式会社
代表取締役　大槻　裕子

横浜市青葉区美しが丘四丁目五四番地六
（丁）株式会社キラメック
代表取締役　大槻　裕子

第64期決算公告　令和７年４月23日

横浜市青葉区美しが丘四丁目54番地６
株式会社ブルック
代表取締役　大槻　裕子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,420,127
	固定資産	402,458
	合計	7,822,585
負純資産債及びの部	流動負債	1,621,039
	固定負債	3,972,150
	株主資本	2,229,396
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	その他資本剰余金	50,000
	利益剰余金	2,079,396
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	2,041,896
	（うち当期純損失）	（125,352）
	合計	7,822,585

第34期決算公告　令和７年４月23日

横浜市青葉区美しが丘四丁目54番地６
株式会社キラメック
代表取締役　大槻　裕子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	44,491
	固定資産	1,332,985
	合計	1,377,477
負純資産債及びの部	流動負債	667,805
	固定負債	—
	株主資本	709,671
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	699,671
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	697,171
	（うち当期純利益）	（14,107）
	合計	1,377,477

第34期決算公告　令和７年４月23日

横浜市青葉区美しが丘四丁目54番地６
プリマヴェーダ株式会社
代表取締役　大槻　裕子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	562,742
	固定資産	1,194
	合計	563,936
負純資産債及びの部	流動負債	5,495
	固定負債	—
	株主資本	558,441
	資本金	10,000
	資本剰余金	26,000
	その他資本剰余金	26,000
	利益剰余金	522,441
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	519,941
	（うち当期純利益）	（29,489）
	合計	563,936

第41期決算公告　令和７年４月23日

横浜市青葉区美しが丘四丁目54番地６
株式会社ピスタン
代表取締役　大槻　裕子

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	39,836
	固定資産	5,893
	合計	45,730
負純資産債及びの部	流動負債	129,573
	固定負債	—
	株主資本	△83,843
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△93,843
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△96,343
	（うち当期純損失）	（21,073）
	合計	45,730

第11期決算公告

令和７年４月23日
宮崎県都城市甲斐元町１街区28号
株式会社お菓子の昭栄堂
代表取締役　遠武　憲明

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	173,883,292
	固定資産	55,820,533
	資産合計	**229,703,825**
負純債資及産びの部	流動負債	30,915,952
	固定負債	20,000,000
	負債合計	**50,915,952**
	株主資本	178,787,873
	資本金	4,000,000
	利益剰余金	174,787,873
	その他利益剰余金	174,787,873
	（うち当期純利益）	(47,273,858)
	純資産合計	**178,787,873**
	負債・純資産合計	**229,703,825**

合併公告

左記のとおり、（甲）株式会社お菓子の昭栄堂ホールディングス（代表取締役　遠藤　祐二　宮崎県都城市甲斐元町一街区二八号）は、（乙）株式会社お菓子の昭栄堂（代表取締役　遠武　憲明　宮崎県都城市甲斐元町一街区二八号）を令和七年四月二十三日付で合併しました。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	173,883,292
	固定資産	55,820,533
	資産合計	**229,703,825**
負純債資及産びの部	流動負債	30,915,952
	固定負債	20,000,000
	負債合計	**50,915,952**
	株主資本	178,787,873
	資本金	4,000,000
	利益剰余金	174,787,873
	その他利益剰余金	174,787,873
	（うち当期純利益）	(47,273,858)
	純資産合計	**178,787,873**
	負債・純資産合計	**229,703,825**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年四月二十三日

（甲）東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三番五号　共同ビル（兜町）四階四一号室　日本ホールディングス株式会社　代表取締役　能重　裕介

（乙）埼玉県さいたま市岩槻区大字黒谷二一五八番地六四　株式会社ノード　代表取締役　能重　裕介

（丙）埼玉県さいたま市岩槻区城南二丁目六番一〇号　株式会社ジェノバ　代表取締役　能重　裕介

（丁）埼玉県さいたま市岩槻区城南二丁目六番一〇号　株式会社ｍｂ　代表取締役　能重　裕介

決算公告

令和７年４月23日
埼玉県さいたま市岩槻区大字黒谷2158番地64
株式会社ノード
代表取締役　能重　裕介

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,226
	有価証券	53,024
	合計	**94,251**
負純債資及産びの部	流動負債	95,291
	株主資本	△1,039
	資本金	20,000
	資本剰余金	33,024
	その他資本剰余金	33,024
	利益剰余金	△54,064
	その他利益剰余金	△54,064
	（うち当期純損失）	(3,748)
	合計	**94,251**

第４期決算公告

令和７年４月23日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目３番５号　共同ビル（兜町）４階41号室
日本ホールディングス株式会社
代表取締役　能重　裕介

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,548
	固定資産	83,024
	合計	**92,573**
負純債資及産びの部	流動負債	54,125
	株主資本	38,448
	資本金	20,000
	資本剰余金	33,024
	その他資本剰余金	33,024
	利益剰余金	△14,576
	その他利益剰余金	△14,576
	（うち当期純損失）	(10,947)
	合計	**92,573**

決算公告

令和７年４月23日
埼玉県さいたま市岩槻区城南二丁目６番10号
株式会社ｍｂ
代表取締役　能重　裕介

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,890
	固定資産	2,957
	合計	**6,847**
負純債資及産びの部	流動負債	25,304
	株主資本	△18,456
	資本金	20,000
	利益剰余金	△38,456
	その他利益剰余金	△38,456
	（うち当期純損失）	(5,385)
	合計	**6,847**

第３期決算公告

令和７年４月23日
埼玉県さいたま市岩槻区城南二丁目６番10号
株式会社ジェノバ
代表取締役　能重　裕介

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	0
	合計	**0**
負純債資及産びの部	流動負債	1,931
	株主資本	△1,930
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,930
	その他利益剰余金	△11,930
	（うち当期純損失）	(100)
	合計	**0**

第56期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区港南一丁目６番41号
株式会社アイエスエイ
代表取締役　倉橋　勝

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,853,137
	固定資産	2,824,746
	資産合計	**6,677,884**
負債及び純資産の部	流動負債	3,040,858
	賞与引当金	49,620
	その他	2,991,238
	固定負債	300,000
	役員退職慰労引当金	300,000
	負債合計	**3,340,858**
	株主資本	3,257,269
	資本金	43,420
	資本剰余金	653,295
	資本準備金	262,484
	その他資本剰余金	390,810
	利益剰余金	2,609,126
	利益準備金	13,195
	その他利益剰余金	2,595,931
	（うち当期純利益）	(577,569)
	自己株式	△48,572
	評価・換算差額等	79,756
	その他有価証券評価差額金	△11,914
	繰延ヘッジ損益	91,670
	純資産合計	**3,337,025**
	負債・純資産合計	**6,677,884**

第39期決算公告

令和７年４月23日
横浜市青葉区市ケ尾町1162番地４
株式会社ピーアイコーポレーション
代表取締役　折田　浩一

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,031,175
	固定資産	270,400
	資産合計	**9,301,575**
負債及び純資産の部	流動負債	6,253,860
	賞与引当金	5,175
	完成工事補償引当金	1,610
	固定負債	2,003,082
	退職給付引当金	4,092
	負債合計	**8,256,943**
	株主資本	1,037,491
	資本金	70,000
	資本剰余金	49,900
	資本準備金	49,900
	利益剰余金	917,591
	その他利益剰余金	917,591
	（うち当期純利益）	(25,961)
	評価・換算差額等	7,141
	その他有価証券評価差額金	7,141
	純資産合計	**1,044,632**
	負債・純資産合計	**9,301,575**